

令和 5 年 第 3 回

大崎町議会 9 月定例会会議録

開会 令和 5 年 8 月 28 日

閉会 令和 5 年 9 月 13 日

大 崎 町 議 会

令和5年第3回大崎町議会定例会

会 期

令和5年 8月 28日 (月) から

17日間

令和5年 9月 13日 (水) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
8月28日	月	10	第1日		会期の決定 諸般の報告 議案等上程
29日	火	9		委員会	付託案件の審査
30日	水				予 備
31日	木				予 備
9月1日	金				予 備
2日	土				休 会
3日	日				休 会
4日	月				予 備
5日	火				予 備
6日	水	10	第2日		一般質問
7日	木	10	第3日		一般質問
8日	金				予 備
9日	土				休 会
10日	日				休 会
11日	月				予 備
12日	火				予 備
13日	水	10	第4日		付託案件の審査報告

令和5年第3回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（8月28日）（月）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
神崎総務厚生常任委員長報告	5
平田文教経済常任委員長報告	7
6. 日程第4 行政報告	9
東町長報告	9
7. 日程第5 議案第29号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）	10
東町長提案理由説明	10
上橋総務課長	10
吉原信雄君	13
東町長	13
渡邊企画政策課長	13
吉原信雄君	13
渡邊企画政策課長	13
中山美幸君	13
東町長	14
渡邊企画政策課長	14
上橋総務課長	14
中山美幸君	15
渡邊企画政策課長	16
上橋総務課長	16
中山美幸君	16
東町長	17
藤田香澄君	17
東町長	17
上野農林振興課長	18
竹本商工観光課長	18
藤田香澄君	18

12. 日程第10 議案第34号 町道の廃止及び一部廃止について	30
東町長提案理由説明	30
時見建設課長	31
13. 日程第11 議案第35号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方 公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更について	32
東町長提案理由説明	32
14. 散 会	33

第2号（9月6日）（水）

1. 開 議	39
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	39
3. 日程第2 一般質問	39
吉原信雄君	39
東町長	39
吉原信雄君	40
東町長	40
吉原信雄君	40
東町長	41
吉原信雄君	41
東町長	42
吉原信雄君	42
東町長	42
吉原信雄君	43
東町長	43
吉原信雄君	43
穂園教育長	43
吉原信雄君	44
4. 休 憩	44
岡元修一君	44
東町長	45
岡元修一君	45
東町長	45
上橋総務課長	45
岡元修一君	46

東町長	46
岡元修一君	46
東町長	46
岡元修一君	47
上橋総務課長	47
岡元修一君	47
上橋総務課長	47
岡元修一君	47
東町長	47
岡元修一君	47
東町長	48
岡元修一君	48
東町長	48
岡元修一君	48
東町長	49
岡元修一君	49
東町長	49
岡元修一君	49
上橋総務課長	49
岡元修一君	49
上橋総務課長	50
岡元修一君	50
上橋総務課長	50
岡元修一君	50
上橋総務課長	50
岡元修一君	50
東町長	51
岡元修一君	51
東町長	51
岡元修一君	52
東町長	52
岡元修一君	53
東町長	53
岡元修一君	53

東町長	53
岡元修一君	53
東町長	53
岡元修一君	53
東町長	53
岡元修一君	54
東町長	54
岡元修一君	54
東町長	54
岡元修一君	55
草原正和君	55
東町長	55
草原正和君	55
東町長	56
草原正和君	56
東町長	56
草原正和君	57
5. 休 憩	57
東町長	58
草原正和君	58
東町長	58
草原正和君	58
東町長	59
草原正和君	60
東町長	60
草原正和君	61
東町長	61
草原正和君	62
東町長	62
草原正和君	63
東町長	63
草原正和君	64
東町長	64
草原正和君	64

東町長	65
草原正和君	65
東町長	66
草原正和君	66
東町長	67
草原正和君	67
東町長	67
草原正和君	67
東町長	67
草原正和君	68
東町長	68
草原正和君	69
6. 休 憩	69
稲留光晴君	69
東町長	70
稲留光晴君	70
東町長	70
稲留光晴君	71
東町長	71
稲留光晴君	71
東町長	71
稲留光晴君	71
東町長	71
稲留光晴君	72
東町長	72
稲留光晴君	72
東町長	72
稲留光晴君	72
東町長	72
稲留光晴君	72
東町長	73
稲留光晴君	73
東町長	73
稲留光晴君	73

東町長	73
稲留光晴君	73
東町長	73
稲留光晴君	74
東町長	74
稲留光晴君	74
東町長	75
稲留光晴君	76
東町長	76
稲留光晴君	77
東町長	78
稲留光晴君	78
東町長	79
稲留光晴君	79
東町長	80
稲留光晴君	80
東町長	81
稲留光晴君	81
7. 散 会	81

第3号（9月7日）（木）

1. 開 議	87
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	87
3. 日程第2 一般質問	87
神崎文男君	87
東町長	87
神崎文男君	87
東町長	87
神崎文男君	87
東町長	88
神崎文男君	88
東町長	88
神崎文男君	88
東町長	89

神崎文男君	89
東町長	89
神崎文男君	89
東町長	90
神崎文男君	90
東町長	90
神崎文男君	90
東町長	90
神崎文男君	91
東町長	91
神崎文男君	91
東町長	92
神崎文男君	92
東町長	92
神崎文男君	92
東町長	92
神崎文男君	92
東町長	92
神崎文男君	93
東町長	93
神崎文男君	93
東町長	93
神崎文男君	93
穂園教育長	93
神崎文男君	94
穂園教育長	94
神崎文男君	94
4. 休 憩	94
中山美幸君	95
穂園教育長	95
中山美幸君	95
穂園教育長	96
中山美幸君	96
穂園教育長	97

中山美幸君	98
穂園教育長	99
中山美幸君	99
東町長	99
穂園教育長	99
中山美幸君	99
穂園教育長	100
中山美幸君	100
穂園教育長	101
中山美幸君	101
穂園教育長	102
中山美幸君	102
穂園教育長	102
中山美幸君	102
東町長	103
中山美幸君	103
穂園教育長	104
中山美幸君	104
東町長	105
中山美幸君	105
東町長	105
中山美幸君	106
東町長	107
中山美幸君	108
東町長	108
中山美幸君	109
東町長	109
本松水道課長	109
中山美幸君	110
東町長	110
中山美幸君	111
東町長	112
本松水道課長	112
中山美幸君	112

5. 休 憩	112
平田慎一君	112
東町長	113
平田慎一君	114
東町長	114
平田慎一君	114
東町長	115
平田慎一君	116
東町長	116
平田慎一君	117
東町長	117
平田慎一君	117
穂園教育長	118
平田慎一君	118
東町長	119
平田慎一君	120
東町長	121
平田慎一君	122
穂園教育長	122
平田慎一君	122
東町長	122
平田慎一君	122
東町長	123
相星農委事務局長	123
平田慎一君	124
6. 休 憩	125
東町長	125
平田慎一君	125
穂園教育長	126
時見建設課長	126
平田慎一君	126
穂園教育長	127
平田慎一君	127
穂園教育長	127

平田慎一君	128
穂園教育長	128
平田慎一君	129
7. 休 憩	129
東町長	129
穂園教育長	130
平田慎一君	131
8. 休 憩	131
藤田香澄君	131
東町長	131
藤田香澄君	132
東町長	132
藤田香澄君	132
東町長	132
藤田香澄君	133
東町長	133
藤田香澄君	133
東町長	134
松元環境政策課長	135
藤田香澄君	135
東町長	135
藤田香澄君	136
東町長	137
藤田香澄君	138
東町長	138
藤田香澄君	139
東町長	139
藤田香澄君	140
東町長	140
竹本商工観光課長	140
渡邊企画政策課長	141
藤田香澄君	141
竹本商工観光課長	141
渡邊企画政策課長	141

藤田香澄君	141
東町長	142
藤田香澄君	142
東町長	144
藤田香澄君	144
東町長	145
藤田香澄君	145
9. 散 会	145
第4号（9月13日）（水）	
1. 開 議	151
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	151
3. 日程第2 議案第29号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）	151
神崎総務厚生常任委員長報告	151
4. 日程第3 議案第32号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正 予算（第1号）	153
平田文教経済常任委員長報告	153
5. 日程第4 議案第33号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例の制定について	155
神崎総務厚生常任委員長報告	155
6. 日程第5 報告第2号 令和4年度大崎町健全化判断比率の報告について	156
東町長提案理由説明	156
7. 日程第6 報告第3号 令和4年度大崎町資金不足比率の報告について	157
東町長提案理由説明	157
8. 日程第7 認定第1号 令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につ いて	157
9. 日程第8 認定第2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算認定について	157
10. 日程第9 認定第3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算認定について	157
11. 日程第10 認定第4号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳 出決算認定について	157
12. 日程第11 認定第5号 令和4年度大崎町水道事業会計決算認定について	158

13. 日程第12	認定第6号	令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	158
	東町長提案理由説明		158
	上橋総務課長		158
	岩元保健福祉課長		160
	本松水道課長		162
14. 日程第13	議案第36号	令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について	166
15. 休 憩			166
	東町長提案理由説明		167
16. 日程第14	選任第4号	令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について	167
17. 休 憩			168
18. 日程第15	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	168
	東町長提案理由説明		168
19. 日程第16	同意第14号	教育委員会委員の任命について	169
	東町長提案理由説明		169
20. 日程第17	議員派遣の件		171
21. 日程第18	閉会中継続審査・調査申出書		172
22. 閉 会			172

第 1 号

8月28日 (月)

令和5年第3回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和5年8月28日
午前10時10分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（11番，1番）
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
閉会中の町内事務調査報告
総務厚生常任委員長報告
文教経済常任委員長報告
日程第 4 行政報告
(総) 日程第 5 議案第29号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）
日程第 6 議案第30号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）
日程第 7 議案第31号 令和5年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
(文) 日程第 8 議案第32号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）
(総) 日程第 9 議案第33号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について
日程第10 議案第34号 町道の廃止及び一部廃止について
日程第11 議案第35号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団
体の名称の変更及び同組合同規約の変更について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 平田慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	上野明仁
副町長	千歳史郎	建設課長	時見和久
教育長	穂園正幸	農委事務局長	相星永悟
会計管理者	西高和義	水道課長	本松健一郎
総務課長	上橋孝幸	教委管理課長	岡留和幸
企画政策課長	渡邊正一	社会教育課長	鎌田洋一
商工観光課長	竹本忠行	税務課長	川越龍一
町民課長	谷迫利弘		
環境政策課長	松元昭二		
保健福祉課長	岩元貴幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	宮本修一
調査係長	松元幸紀
議事係長	上床就路
庶務係主査	隈本紀代美

開会 午前10時10分

-----○-----

○議長（富重幸博君） おはようございます。

これより、令和5年第3回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、中倉広文君、及び1番、藤田香澄君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（富重幸博君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から9月13日まで17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月13日までの17日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（富重幸博君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

閉会中の各常任委員会における町内事務調査の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長に報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 令和5年第2回定例本会議において、総務厚生常任委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の経過と結果について、報告いたします。

当委員会は、去る7月3日、全委員出席のもと、町内事務調査を行いました。調査項目として、総務課所管の小型動力ポンプ付積載車、エコル立小野災害応急工事、エコル立小野災害復旧工事、企画政策課所管の定住促進宅地造成工事、定住促進宅地造成配管新設工事について、現地において関係職員から説明を受け、実施いたしました。

はじめに、小型動力ポンプ付積載車について報告いたします。

この設備は大丸分団へ貸与されたもので、整備の総額は1,133万円、納入日は令和5年2月28日です。財源の内訳は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の48

0万円と過疎対策事業債の650万円、一般財源からの3万円となっております。

初年度登録年月日及び車両総重量はとの問いに対し、初年度登録年月は令和5年2月であり、車両総重量は3,200キログラムとのこと。さらに、石油貯蔵施設立地対策等交付金は、町内すべての分団の消防車導入に活用できるのかとの問いに対し、最近導入した消防車には、この交付金が使われており、町内すべての分団の消防車導入に活用できるとのことでありました。

次に、エコ立小野災害応急工事及びエコ立小野災害復旧工事についてですが、同一の施設であるため、併せて報告いたします。この工事は、令和4年9月に発生した台風14号の影響によるもので、災害応急工事の内容は、旧立小野小学校の体育館屋根防水シート撤去・養生、体育館床吸音材撤去・養生、体育館舞台天井撤去、特別教室付属棟屋根養生となっております。工事の総額は348万7,000円であり、財源内訳は、公有建物共済金161万8,278円と一般財源186万8,727円となっております。完成は令和4年10月31日です。

引き続き、災害復旧工事の内容は、体育館の屋根防水工事、特別教室付属棟屋根修繕工事で、工事費の総額は2,090万円であり、財源内訳は、公有建物共済金969万9,457円と過疎対策事業債1,030万円、一般財源90万5,433円となっております。完成は令和5年2月22日です。防水工事の保証期間は10年となっております。雨漏り等の異常が発生した場合は、工事請負業者が対処するとのことでありました。

次の、定住促進宅地造成工事、定住促進宅地造成配管新設工事についても同一の敷地であるため、合わせて報告いたします。この工事は、本町の人口増加及び人口流出を防止するため、野方地区に住宅用分譲地8区画の整備と、分譲地内の水道管を新設したもので、宅地造成工事の総額は2,728万円であり、財源内訳は過疎地域持続的発展支援交付金650万円と過疎対策事業債650万円、ふるさと応援基金1,428万円となっております。完成は令和5年1月26日です。

引き続き、配管新設工事の総額は167万2,000円であり、財源内訳はふるさと応援基金162万円と一般財源5万2,000円となっております。完成は令和4年11月28日です。

1区画当たりの面積と金額及び販売状況はとの問いに対し、面積は約480平方メートル、金額は約173万円、販売状況は8区画のうち4区画が売却済みとのことでありました。今後、ほかの地区において宅地分譲地を建設する場合は、計画の段階で若い世代の意見を取り入れることと、敷地内の道路については、カラー舗装またはれんが敷きにすることを検討するよう要望いたしました。

また、分譲地購入者が大崎町環境配慮型定住住宅取得補助金の交付を受けるとき

には周辺の自治公民館への加入が条件となっているが、最低でも5年間は自治公民館を脱退できないことなどを、対象の自治公民館長へ通達するよう要望する。

以上で、総務厚生常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（富重幸博君） 次に、文教経済常任委員長に報告を求めます。

○文教経済常任委員長（平田慎一君） それでは、令和5年第2回定例会本会議において、文教経済常任委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会では、去る6月22日、町内事務調査として、全委員出席のもと、関係所管の農林振興課、建設課、商工観光課、教育委員会管理課に関係する、野方地区活性化センター玄関ポーチ改修工事、隣地崩壊防止工事、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）、ふれあいの里公園多目的公園公衆トイレ建設工事、あすばる温泉ポンプ取替修繕、菱田小学校遊具設置工事、くにの松原キャンプ場バンガロー3号棟建設工事について、現地において、担当課長及び関係職員の説明を受け調査を行いました。

はじめに、野方地区活性化センター玄関ポーチ改修工事について御報告申し上げます。

工事請負額は979万円で、財源内訳はすべて一般財源となっており、玄関ポーチ木製床撤去、平板ブロック布設、擁壁及び手すりの整備等が行われ、令和5年3月3日に完成しております。本事業で整備した手すりについて、幼児等の転落防止のための柵を新たに設置できないか検討するとともに、施設内の樹木伐採等、利用者の安全確保のための管理を徹底するよう要望しました。

次に、林地崩壊防止工事について御報告申し上げます。

工事請負額は3,598万4,000円で、財源内訳は地方債3,400万円、一般財源198万4,000円となっており、令和2年7月豪雨によって被害を受けた持留地区農業構造改善センターに隣接する町有林の崩壊防止工事が行われ、令和5年3月20日に完成しております。当該工事で整備した側溝のグレーチングについては、盗難防止のための措置を講じるよう要望しました。

次に、2災836号飯隈橋橋梁災害復旧工事（上部工）について御報告申し上げます。

工事請負額は1億2,554万円で、財源内訳は国庫負担金1億482万5,000円、地方債2,071万5,000円となっており、復旧延長が37.9メートル、幅員が4メートルです。取付道路工事等が行われ、令和5年3月31日に完成しております。

橋梁が崩壊した原因はとの問いに対し、豪雨によって流された倒木等が橋脚に滞

留したことで河川が増水し、橋脚が流れたためであるとの答弁でありました。

調査時において、河川に流木が発見されたため、護岸のメンテナンスの上でも早急に撤去するよう要望しました。

次に、ふれあいの里公園多目的公園公衆トイレ建設工事について御報告いたします。

工事請負額は2,283万9,000円で、財源内訳はふるさと応援基金2,280万円、一般財源が3万9,000円となっており、木造平屋建てで29.78平方メートルの公衆トイレ1棟の建設、外灯等の設置が行われ、令和5年1月31日に完成しております。施設利用者の利便性向上のため、本事業で整備した公衆トイレに暖房便座を設置できないか検討するよう要望しました。

次に、あすばる温泉ポンプ取替修繕について御報告いたします。

工事請負額は524万7,000円で、財源内訳はすべて一般財源となっており、温泉ポンプ改修工事として、既存の温泉ポンプの引き上げ、水中ポンプ1台の設置を行っており、令和4年9月30日に完成しております。

あすばる温泉の源泉が枯渇した場合、町における対応等を検討されるよう要望しました。

次に、菱田小学校遊具新設工事について報告いたします。

工事請負額は124万800円で、財源内訳はふるさと応援基金120万円、一般財源4万800円となっており、マウントラダー1基の新設、ロープのぼり1基を既設撤去し、令和4年9月2日に完成しております。

学校遊具の全般的な点検を行い、児童・生徒に危険が及ぶことのないよう、点検体制の在り方について十分配慮されるよう要望しました。

最後に、くのにの松原キャンプ場バンガロー3号棟建設工事について御報告いたします。

この調査は、総務厚生常任委員会と合同にて調査を行いました。工事請負額は1,651万7,600円で、財源内訳は地域振興推進事業補助金815万6,000円、ふるさと応援基金800万円、一般財源36万1,600円となっており、木造平屋建て45平方メートルのバンガロー1棟を建設したもので、令和5年2月10日に完成しております。

既設の建築年数が古いバンガローについては、料金体制を見直し、利用率を上げることを模索するよう要望するとともに、キャンプ場における猫の飼養等、衛生管理を改善し、担当課においても運営全般について指導を徹底されるよう要望しました。

以上で、文教経済常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これで、「諸般の報告」を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（富重幸博君） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和5年第3回議会定例会に当たり諸般の行政報告をいたします。

はじめに、総務課関係でございます。

庁舎等13施設の電力供給契約の債務不履行による損害賠償請求訴訟につきまして御報告いたします。

令和4年12月20日に、令和4年の電力供給契約の相手方であるウエスト電力に対しまして、債務不履行による損害賠償請求を鹿児島地方裁判所鹿屋支部に訴状を提出いたしました。その後、書面による準備手続や口頭弁論を経て、令和5年7月5日に、原告である本町の請求どおり損害賠償として1,060万9,683円を支払うようウエスト電力に命じる判決が言い渡されたところでございます。このことを受け、ウエスト電力側は損害賠償の全額支払いを命じた鹿児島地方裁判所鹿屋支部の判決を不服として、7月20日、福岡高等裁判所宮崎支部に控訴しております。本町では、第1審に引き続き、損害賠償の全額回収を目指し、弁護士と相談しながら対応を協議してまいります。

次に、企画政策課関係でございます。

大崎第一中学校跡地に関連するカラル株式会社の状況について御報告いたします。

カラル株式会社とは令和2年10月に、普通財産貸付契約の締結以降、事業着手への推移を注視してまいりました。直近の経緯を申し上げますと、去る7月20日、鹿児島県からカラル株式会社に対して産業廃棄物処分業に関する最終的な許可が出されました。ただいま、9月の操業開始に向けて準備が進められており、敷地の草が刈られている状況でございます。今後、稼働に当たっては、現地で野積みになっているビニールを処理する予定と当社から伺っております。

最後に、町民課関係でございますが、マイナンバーカードの交付状況について御報告いたします。

令和5年8月6日現在で、本町におけるマイナンバーカードの交付者数は1万491人で、交付率は84.62%となっており、全国及び県の平均を上回り、県内でも上位に位置づけております。また、マイナンバーカードを巡っては、他人の交付金受取口座が登録されたり、コンビニ交付で住民票等が誤交付されるなどのトラブルもございますが、本町におきましては、現段階でいずれの事案も確認していないところでございます。これらのトラブルを受けまして、国はマイナンバーの総点

検を秋までに終了することとしており、その中間報告を8月8日に公表いたしました。ひも付けの方法が不適切な自治体などが報告されたものでございますが、本町はこれには該当しておりませんでした。カードのトラブルにつきましては、国が定めましたガイドラインにより再発防止に努めますとともに、引き続き、カードの便利さを身近に感じられるよう、利活用方法を周知・広報を行い、カードの普及に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 議案第29号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）

○議長（富重幸博君） 日程第5、議案第29号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,702万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億4,445万3,000円にするものでございます。歳出の主なものは、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた事業者等を支援する大崎町事業者支援交付金、農業公社が購入する農業用機械に係る農業公社運営負担金、梅雨前線豪雨や台風6号に伴う災害復旧経費などでございます。歳入は、国庫支出金、県支出金及び繰越金の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

はじめに、歳出の主なものにつきまして御説明いたしますので、補正予算書の11ページをお願いいたします。

なお、人件費につきましては、人事異動等に伴う増減でございますので説明を省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節10需用費150万円は、保健センターのトイレを洋式化するための修繕料でございます。目10企画費、節18負担金、補助及び交付金600万円は、ワーケーションを活用した移住体験プログラムを垂水市と連携して実施するためのワーケーション推進実行委員会補助金でございます。

14ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で438万6,000円の増でございます。こ

れは、物価高騰により影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、適正な給食の実施が確保されるよう、保育所等に対して必要な経費の一部を支援する保育所等給食支援事業に係る事務費等補助金でございます。

16ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費、節18負担金、補助及び交付金4,387万4,000円は、水田活用直接支払交付金制度の見直しに伴い、交付金の対象外になると見込まれる圃場の利活用を検討し、農業生産活動を地域活性化につなげる、元気な地域創出モデル支援事業に取り組むための準備を行う委員会への補助金90万円と、農業公社で使用するトラクターやコンバインなどの農業用機械を整備するための農業公社運営負担金4,297万4,000円でございます。目11土地改良事業費、節13使用料及び賃借料930万円は、農道等の維持管理に係る機械借上料でございます。節14工事請負費2,314万円は、加治木堀地区の農道舗装補修など農業用施設に係る整備工事でございます。

17ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節18負担金、補助及び交付金222万3,000円は、空き店舗対策事業補助金でございますが、今後の執行見込みにより補正するものでございます。目4新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金3,686万4,000円は、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた事業者等を支援する大崎町事業者支援交付金でございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費、節13使用料及び賃借料600万2,000円は、町道の維持管理に係る機械借上料でございます。

18ページをお願いいたします。節14工事請負費530万円は、町道の舗装、側溝改修及びメンテナンス等に係る道路維持工事でございます。節15原材料費251万5,000円は、町道の維持管理に要する舗装補修材等の資材でございます。目2道路改良費、節14工事請負費350万円は、工事区間の延長に伴い、町道西迫岡別府線に係る改良舗装工事を増額するものでございます。項3河川費、目1河川維持費、節13使用料及び賃借料490万9,000円は、塩入川の護岸補修等に係る機械借上料でございます。節14工事請負費960万円は、準用河川持留川の管理道路及びのり面のコンクリート舗装を行う河川維持工事でございます。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節17備品購入費642万2,000円は、消防用ホースを購入するための消防用備品とデジタル簡易無線機の購入費でございますが、いずれも経年劣化により買い換えるものでございます。

19ページをお願いいたします。款9教育費、項1教育総務費、目4学校給食センター管理費、節10需用費110万円は、学校給食センターに係る修繕料でござ

います。項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費271万8,000円は、各小学校の営繕修繕料250万円が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費158万8,000円は、大崎中学校の修繕料150万円が主なものでございます。

21ページをお願いいたします。款10災害復旧費でございますが、こちらは主に、梅雨前線豪雨及び台風6号による災害復旧に係る経費を計上しております。項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節12委託料162万8,000円は、四季の森内にあるトーチカ付近の法面補修工事に係る測量設計業務委託料でございます。節13使用料及び賃借料1,771万5,000円は、農道や水路の災害復旧作業に係る機械借上料でございます。節14工事請負費2,980万円は、永吉地区の農道及びクヌギ段地区の水路に係る災害復旧工事2,100万円と林道池谷立山線の災害復旧工事880万円でございます。項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費、節13使用料及び賃借料1,006万4,000円は、町道の災害復旧作業に係る機械借上料でございます。

以上で歳出の説明を終わりました、次に歳入について説明いたしますので、8ページをお願いいたします。款11地方交付税、目1地方交付税1,600万円の増は、財源の調整でございます。款15国庫支出金、目1総務費国庫補助金3,628万5,000円の増は、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者等に対し支援を行うための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,328万5,000円と、大崎町と垂水市で連携して行うワーケーション促進事業に係る観光振興広域連携促進事業費補助金300万円でございます。款16県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金229万2,000円の増は、物価高騰対策として保育所等へ支援する給食支援事業費補助金でございます。目4農林水産業費補助金230万2,000円の増は、神領池尻地区の排水路整備工事に係る農地耕作条件改善事業補助金でございます。目8災害復旧費補助金1,937万円は、農地や農業施設及び林道における災害復旧費補助金でございます。

9ページをお願いいたします。款19繰入金、目4ふるさと応援基金繰入金640万円の増は、空き店舗対策事業補助金などの財源として予定しているものでございます。

款20繰越金、目1繰越金1億5,224万9,000円の増は、財源の調整によるものでございます。

款21諸収入、目1雑入は152万1,000円の増でございますが、ワーケーション推進実行委員会に対する垂水市分の負担金150万円が主なものでございます。

次に、債務負担行為補正について説明いたしますので、5ページをお願いいたします。(1)追加でございますが、大崎町担い手育成農業研修事業委託料でございます。これは、本町において就農を希望する方を募集し農業研修を行うもので、期間を3年間とし、限度額を684万7,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、23ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照ください。

よろしくをお願いいたします。

- 議長(富重幸博君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 9番(吉原信雄君) 歳出の企画費、ワーケーション、このワーケーションの意味をもうちょっと説明をお願いしたいのと、推進実行委員は何名でやるのか。タブレットで調べたんですけど、このワーケーションの意味がちょっとわかりにくかったんですから、その意味をちょっとお願いいたします。
- 町長(東 靖弘君) ただいま、ワーケーションについてもっと具体的にという御質問でございましたので、担当課長のほうで答弁させていただきます。
- 企画政策課長(渡邊正一君) ワケーションの意味でございますけれども、ワーク、仕事とバケーション、休暇という意味の造語でございます。
- ここでの事業の意味といたしましては、非日常の土地柄で、企業の方々に大崎町に来ていただいて業務の生産効率を上げていただくというような形で考えております。
- それから、もう1つ、人数につきましての御質問でございますが、今のところ、具体的な人数を何人という形ではまだ決めていないところです。今から、垂水市との協議を進めたいという予定でございます。
- 以上でございます。
- 9番(吉原信雄君) 人数を決めていないの、この予算の600万というのは、どういう形であられたんですか。
- 企画政策課長(渡邊正一君) こちらの600万円につきましては、垂水市との連携して行う事業でございますが、300万円を本町分、それから残り300万円を垂水市分の配分として考えているところでございます。
- 以上でございます。
- 議長(富重幸博君) ほかにございませんか。
- 10番(中山美幸君) 2点ほどお伺いいたします。まず、先ほど同僚議員が質問したワーケーション、人数がわからないというような、今答弁をいただいたんですが。国の補助事業の中で1人当たりの金額というのは決まっていたんじゃないでしょうか。そうすることによって大方の人数というのは理解できるんじゃないのかなとい

うふうに私は理解しているんですが。その点がまず1点。

それから、歳入の部分、9ページなんですけど、マルおおさき利用料金1,000円の頭出しがございますね。それと、11ページの歳出の部分でも13万2,000円、使用料の建物借上料が計上がございます。この2点について、まず借上料については、まだ本町との賃貸契約はなされていないんじゃないかなというふうに思いますが、いつから、どのような形で賃貸契約されるのか。そして、歳入の部分の頭出しの1,000円について、この利用料金をどのように設定するのか、この部分について詳細に説明をお願いしたいと思います。この使用料については、地方自治法の228条が適用されるのではないかと私は理解しているんですが、その点についても詳しく説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問で、マルおおさきの利用料金1,000円に関する事、それから使用料13万2,000円に関する事、また賃借料について、本町との賃貸契約に関する事、法律的な事も出ましたので、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○企画政策課長（渡邊正一君） 私のほうからはワーケーション推進事業についてでございます。

ワーケーション推進事業の中で、今、予算として計上させていただいた分なんですけど、こちらは、今想定しておりますのは事業費に係る予算でございます。先ほど、大崎町の分として300万円を予定していますということだったんですが、こちらの中身につきましては、企業で働く方々を対象にお声かけさせていただいて、関東圏それから関西圏から来る旅費の部分とか、大崎町に来ていただいて過ごしていただくわけですけれども、滞在費であるとか、車を使う場合は車のリースであったり、そういった部分を考えてございます。

垂水市との実行委員体制ということにつきましては、具体的な人数といった部分につきましては、これから垂水市と協議をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○総務課長（上橋孝幸君） マルおおさきの維持管理、それから歳入の件についてお答えさせていただきます。

まず、マルおおさきの管理の関係なんですけど、現在、マルおおさきにつきましては、令和元年4月から、大崎町衛生自治会が鹿児島相互信用金庫様から借り受け、管理運営をいたしておりますけれども、本年10月から、衛生自治会に代わって大崎町がにぎわい創出の拠点として活用する予定で準備を進めているところでございます。

施設の使用目的につきましては、町内外の幅広い方々に学習の場や交流の場とし

て利用していただき、地域の活性化に資するということを考えているところでございますが、施設の使用につきましては、先ほど申し上げましたように10月1日を予定しております、関連予算、本補正予算でお願いしております維持管理経費等が可決された場合には、9月中に町民の方々に周知を図って施設の利用申請を受け付ける準備をしたいと考えているところでございます。

それから、使用料は幾らかという御質問もあったかと思えます。現段階では空調設備の利用の有無にかかわらず30分300円とする予定で考えているところでございます。

それから、歳入の頭出しの1,000円についてということでもございました。現在、マルおおさきの利用状況をお伺いしてみますと、幾つかの団体様が御利用いただいているということがございますけれども、10月以降、個人・団体を含めてどの程度利活用があるのか予測がつきませんので、頭出しという形で1,000円を予算計上させていただいたところでございます。

それから、地方自治法の関係の御質問もあったかと思えます。条文の中身は私も詳しく存じないところですが、恐らく行政財産の場合に、使用料の条例を制定しなければならないというような条項かなと思うわけですが、今回、マルおおさきにつきましては、あくまでも鹿児島相互信用金庫様の財産でございます、行政財産であるならば、ちゃんと管理、使用料の関係も条例でちゃんと定めるべきかなと思うわけですが、今回は条例制定ではなく、今現在、野方でございますものづくり会館と同様のスタイルで行うということ想定しているところでございます。

以上です。

- 10番（中山美幸君） 企画のほうで、今答弁がありました。ワーケーションについては、企業関係の方だけを対象に、現在しているということで、ワーケーションについては観光ということもあったんじゃないですか、観光も含まれていると私は理解しているんですが。じゃあ、本町と垂水市が行う場合は、この企業の部分だけを今回やっていくという企画なのか。やはりですね国・県が進めているワーケーション事業については、観光ということも入っていたと私は理解しているんですが。そうした場合に、先ほど同僚議員も質問しておりましたが、人数についても、上限の金額、もろもろと決まっていたのではないかと私は理解しているんですが。交通費等々についても上限額は決まっていたよね。そうしますと、上限額を算定しますとある程度の企画の段階で人数等の計画ということも出てくるのではないのかな。例えば300万であれば何人分ぐらいに相当するのかということ計算できるのかなというふうに理解しています。

それから、先ほどの使用料の件ですが、行政財産とは若干異なるということでご

ざいますが、しかし、使用料はある程度公平にといいましょうか、現在の原価率、空調関係の原価率、それから人件費、もろもろを算定した状態で30分300円ということなされているのかなというふうに理解したんですが。これの使用料については、やはりある程度の公共施設としての条例制定、収入もあるわけですから、条例制定というのが必要なんじゃないですか。若干228条に触れる可能性もあるんじゃないですか。私はそんなふうに理解しているんですが。条例を制定することは適当ではないというような話を、今、若干されたんですけども、もうちょっと真剣に考える必要がある、現在までの会計状況も以前問題となりました、そういったところを考えるのであれば、しっかりとした考えを持って運営し、また使用料金を徴収するべきではないかと考えるんですが、いかがですか。

○企画政策課長（渡邊正一君） ワークーション事業についてでございます。

まず、事業の対象の部分でございますけれども、こちらは企業の方々及び御家族の方々まで対象にしてございます。

それから、人数等の形なんですけど、今から御可決をいただいた場合には、目標値を企業の方々3組と設定をしております。具体的にその3組が何人になるかというのは、企業の方々との協議ということも含めてとなっております。

私のほうからは、以上でございます。

○総務課長（上橋孝幸君） マルおおさきの使用料の関係でございます。

まず、今回、30分300円という金額を選定した根拠でございます。本来ならば、議員がおっしゃるとおり、減価償却であったりいろいろな経費を、人件費とかそういったものを網羅した上で使用料を算定すべきものと私も認識はしているところでございます。しかしながら、先ほど申し上げたように、今回、マルおおさきにつきましては、町内外の幅広い方々に学習の場、憩いの場として多くの方に利用していただくということを目的と掲げておりますので、使用料につきましては中央公民館、あるいは町が保有しております農業改善センターといったものの使用料と大体歩調を合わせる形で算定したところでございます。

以上です。

○10番（中山美幸君） 今、課長が答弁されたことは了解できますが、やはりですねもう少し透明性のあるそういったことを考えるべきだと私は申し上げているんですね。しっかりとした算定基準があって、こういうふうになりますということの説明が私はほしいなというふうに思います。現在までのことがなければですねそういったことも申しませんが、じゃあ、現在までのことはどうなのかということなんです。今後、新たに考えるときに、もう少しそこを住民の方々に疑義を持っていただけないような運営の仕方、徴収の仕方、そしてどのようになっているかということでは

すねしっかりとやるべきだと私は思いますよ。そういったところを町長、今後どのようにされるんですか、しっかりとお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○町長（東 靖弘君） 今までのことにつきましては、議員の皆さん、質問者の中山議員さんも十分御理解しておられまして、いろいろ協議を重ねていきながら、最終的に行政で管理するという形に持ってきたところでもあります。そのほうが透明性が図られるであろうという私の考え方でありました。したがって、よく多文化共生という話になりますけれども、より多くの町民の方々にあそこを利用いただきながら、交流の場として持っていきながら福祉の増進を図っていくという目的を持っております。使用料のことにつきましても、他の類似する公共施設等の使用料と比較しながらということでありましたが、利用しやすい料金設定ということは考えた方がいいんじゃないのかということ、私のほうでそういう話をいたしました。

質問の中で、透明性に欠けているということでありましたので、質問があって答弁したわけでありますから、また、ここにつきましては、ちゃんとこういう形で設定していきますという説明はしてまいりたいと思います。やはり、今まで非常に長時間かかっております。そしてまた、いろんな方々があそこを今でも利用しておりますけれども、利用しやすい施設として透明性を図りながら進めていきたい。そのために、不備な点につきましては整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富重幸博君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤田香澄君） 農業振興費のところで、元気な地域創出モデル支援事業準備委員会補助金なんですけれども、こちらはもう一度、どういった事業を目的として行われる準備委員会なのか教えていただきたいのが1点と、もう1点が商工業振興費のところで大崎町事業者支援交付金のほうなんですけれども、具体的にどういった事業者を対象として、補助金の設定等どういった形になっていくか御教示お願いいたします。

○町長（東 靖弘君） 元気な地域創出モデル支援事業につきましては、水田活用の直接支払交付金見直しに伴って交付対象水田になると見込まれる地区の圃場の利活用を再考する元気な地域創出モデル支援事業としてやっていきたいと思っておりますが、議員も御存知であると思いますけれども、水田で作付けしていない、水張りをしていないところについては、5年間で補助事業を廃止するという方向で来ておりましたので、それらを受けながら、元気な地域創出モデル支援事業として新たにその事業の選定などそういったものに取り組んでいきたいという考え方でやってきているところでございます。詳しい内容等につきましては担当課長のほうで答弁いたし

ます。

また、企画に関する部分につきましても、担当課長のほうで答弁させていただきたいと思います。

○農林振興課長（上野明仁君） 大方、町長が説明をされたんですけれども、繰り返しになりますけれども、水田活用直接支払交付金制度が見直しをされることになりましたので、それに伴いまして交付対象外水田となる可能性の高い地区の圃場が耕作放棄となることを防ぐために、当該地区の圃場に適した作物の選定、それから栽培実証を行うとともに、販路開拓につながる仕組みづくりを支援するために、令和6年度に国のほうで元気な地域創出モデル支援事業の補助採択に向けて準備委員会を設立、並びに申請に必要な条件整備を進めるものでございます。

以上です。

○商工観光課長（竹本忠行君） 大崎町事業者支援交付金の内容についてという御質問でございました。

中身としましては、物価高騰対策支援ということで、対象者につきましては大崎町に事業を有する法人または個人で、業種としましては第2次産業、第3次産業を想定しているところでございます。

支援の中身としましては、昨年度、その事業を営む上での主たる原材料ですけれども、たくさんあると思いますけれども、その中の1品目で、昨年と本年と比較して10%以上調達費が高くなっている場合についての支援でございまして、支援金額につきましては、それぞれ10万円と15万円ということで設定しておるところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

元気な地域創出モデル支援事業のほうは準備委員会ということで具体的にメンバーを集めて行われるということでしょうか。あと、私の調べたあれが間違っていなければ、デジタル技術の導入とか定着に関連する補助金を取りに行くための準備委員会ということであっておりますでしょうか。

大崎町事業者支援交付金に関しては、いつ頃までに支援がなされる予定でしょうか。

○農林振興課長（上野明仁君） まず、事業の準備委員会のイメージとしましては、まず行政、大崎町です、それと地域の住民の方々、それから福祉団体の方々、それから製造加工に関わる事業者の団体等をイメージしております。それと、専門家の方に助言をいただくために、そういった準備委員会を設立したいと考えております。

それと、藤田議員が今言われたデジタルの関係ではございませんので、よろしく

お願いします。

○商工観光課長（竹本忠行君） いつまでの申請かという御質問でございました。

まず、昨年の4月から9月、それから今年の4月から9月を基本的に考えておりますので、その中での比較ということを考えております。申請につきましては9月までの仕入れた原材料になっておりますので、本年中に申請につきましては完了させたいと考えております。

○1番（藤田香澄君） 農業振興費の元気な地域創出モデル支援事業は、年度内に補助金の申請に向けた議論を、今おっしゃった方々の中で進めていくという認識でよろしいでしょうか。大崎町事業支援交付金に関しては、実際に支援が行われるのも年度内ということで。はい、ありがとうございます。

○議長（富重幸博君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（平田慎一君） 3点ほど御質問させていただきます。ちょっとかぶる部分もございますが。

まず、最初に、ワーケーションの部分なんですけど、根本的な部分で垂水市との共同で行われるということで御説明がございました。予算措置の600万円に関して、半分、半分で払うということなんですけど、何で大崎町の予算に一括で垂水市の予算まで入っているのかという意味合いですよね。なぜ垂水市なのか、その費用対効果も含めた、垂水市との連携をなぜ選んだのかという流れですよね。その部分の意味合いが全く御説明がなかったものですから、その部分を教えていただきたいのがまず1点。

2点目がですね14ページのコロナウイルス対策の保育所給食費の支援補助事業ですね、これに対しましては子ども1人分の単価に対して単純計算でこれを上げているのか。それとも、保育園、幼稚園等の規模によって単価計算で上げているのか。援助対象内容というのは縛りが無いのかというか、現金をただ寄附するだけではなくて、こういう商品を配布しなさいとか、そういう規定とかあるのかどうかですね。例えば国内の農産品を使いなさいとかですよ、地元の食材品を使いなさいとか、そういう部分の内容も含まれているのか。最近、食糧安全保障という部分がございますので、それも国が押しておりますよね、そういう部分も入っているのかどうか、ちょっとそこも併せて、町長の考えがあれば若干言っていただければありがたいんですが。

最後に、これもさっき同僚議員が言ったんですけど、17ページの大崎町事業者支援交付金ですね、これは初めての事業ではなくて、前もあった事業だと思うんですが、パーセンテージが前と一緒なのか。前に行われた事業の実績的にはどうだったのか、上回っていたのか、だから、また今回パーセンテージを上げたのか、その辺

の流れ的なものも含めた御説明をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいま3点ほど御質問がありました。ワーケーションに関することについて、なぜ垂水市なのか、どうして大崎町が受け入れるのかという質問と、それからコロナウイルス対策に関する保育所等の給食支援に関すること、そしてまた大崎町事業者支援交付金に関すること、3点ほどの御質問がありましたので、それぞれ担当課長から内容等については説明させていただきます。

○企画政策課長（渡邊正一君） ワーケーション推進事業の件でございます。

まず、はじめに、なぜ大崎町と垂水市なのかということでございます。これは、県のほうから募集がございまして、大隅半島から手を上げた自治体が本町と垂水市であったというところでございます。県への提案に際しまして、大崎町と垂水市で共同の計画書を作成いたしまして、県に提出して事業採択がなかったという経緯がございまして。

それから、事業費につきまして、歳入につきましては300万円の国庫補助、それから歳出につきましては600万円、これは議員がおっしゃるとおり大崎町分と垂水市分の事業費が合わさった形で予算編成をさせていただいておりますけれども、こちらは複数の自治体が連携して取り組んだ場合に、この国庫補助につきましては採択がなされるということで、要件となっております。そして、こちらは国土交通省からの国庫補助決定でございましたけれども、補助の決定通知相手方が大崎町ということで、大崎町の名前で決定を受けておりますのでこのような形で補正予算の形で計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 保育所等給食支援事業補助金でございますが、これは実際は県の保育所等物価高騰対策支援事業になりますが、これの2分の1を県、2分の1を町が負担する事業でございまして、令和4年の2号補正でも同じ内容で上げさせていただいております。

補助金の内訳、計算方法としましては、給食費の基準単価に物価上昇率、これは県は10%と算定しておりますが、これに対象園児数を掛けた形で各保育所に補助する形になっております。これは児童世帯ではなくて保育所に補助することによって、保育所側の支援もですが、保護者がその分負担することがないようにという事業でございまして。

以上です。

○商工観光課長（竹本忠行君） 昨年度の物価上昇対策支援金ということで、昨年は原油価格・物価上昇対策支援金ということで実施させていただいたという経緯がございまして。

昨年の申請につきましては、今期、前期の月別の売上の経費を算定するという
ことで、非常に申告状況が煩雑であったということを反省させていただきまして、今
回につきましては、先ほど申し上げましたとおり、4月から9月の仕入れた原材料
と、それを前年、本年と比較しまして、その中の1品目が10%以上上昇している
ものを対象とするということでございます。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） ワークーションの予算については、要は企画段階で頭を取るの
は大崎町だから予算措置が大崎町で、垂水市の予算も大崎町にまた入ってくるとい
うことで、決算はそういうふうに行われるという認識でさせていただきました。

次の保育園の補助事業に対しましては、結局は物価高騰対策の10%の予算が上
限が充てられるということなんですけども、あとは何を購入するかは保育所、幼稚
園等に任すという認識でいいのかなということによろしいですかね。ある程度、地
元産の食材を使ったりとかですねそういう意味合いを含めた部分を入れるのもいい
のかなというふうに思いました。その部分だけ、もう一回お願いします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 食事の内容については、主食品、副食品の金額に対す
る補助ということになりますけれども、県のほうも特別この内容については指定は
ございませんので、今のところ、本町としても特に食材の指定等はしていないとこ
ろです。

以上です。

○議長（富重幸博君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（草原正和君） ワークーション推進実行委員会についてお伺いしたいんですけ
れども。仕事とバケーションとの造語ということだったんですけれども、600万
円を使って3組を目標にしていると、旅費や宿泊費、そのへんを負担するようなこ
とで説明があったと思うんですけれども、その3組を呼んで、どういったことが大
崎に効果があって、今後、これがどういうふうな働きを目的としているのか。これ
は単年度で終わるのか、そのまま続くのかという説明をお願いします。

○企画政策課長（渡邊正一君） 事業費は600万円でございますけれども、大崎町の
配分をまず300万円と考えてございます。その中で、働きかけは企業の方々、も
しくはその御家族の方々を対象に、大崎に来てくださいますかという形でお声か
けをいただいて、一言で言いますと、大崎への移住体験という形で考えております。
そして、大崎の良さを知っていただいて、そこで大崎町に対する移住定住へのきっ
かけづくりと我々は考えてございます。

それからもう1つ、大崎町で余暇を過ごしていただく、それから働いていただく
ということで、それと同時に、ひいては企業版ふるさと納税へのお声かけとかそう

いったことができればと、そこまで行ければいいのかなと考えてございます。

それから、事業の年度でございますが、今年度とりあえず国庫補助事業が採択決定になりましたので、こういった形で予算として計上させていただきましたが、来年度以降の予定につきましては、今回の事業効果をもって確認したいと思っておりますので、今のところは未定でございます。

以上でございます。

○2番（草原正和君） 企業の方たちを呼んで大崎町に定住を、そのときに大崎町に住みたいと思うような事業を進めることでしたけども、そのときに来られた方たちに、大崎町っていいな、住みたいな、ここがよかったなというようなことをいろいろ企画していくという考えでよろしいでしょうか。

○企画政策課長（渡邊正一君） おっしゃるとおりでございます。我々もお声かけをさせていただく中で、大崎町の良さをPRしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（富重幸博君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第6 議案第30号 令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

○議長（富重幸博君） 日程第6、議案第30号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億365万5,000円とするものでございます。

補正内容は、保険料還付金を増額するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので7ページをお開きください。款2諸支出金、

目1 後期高齢者保険料還付金、節2 2 償還金、利子及び割引料18万円の増額は、過誤納に係る保険料の還付金で、県後期高齢者医療広域連合から受け入れた分を、被保険者に還付するものでございますが、当初予算に対し、既に不足が生じることから増額するものでございます。被保険者の死亡による還付金が主なものでございますが、そのため必要額を予測することが困難となっている上、今回は亡くなられた方の数や1人当たりの還付金額が大きかったことなどから、当初見込額を上回る結果となった次第でございます。

以上で歳出を終わります。次に歳入を御説明いたします。6ページでございます。款5 諸収入、目1 還付金、節1 還付金18万円の増額でございます。歳出で御説明いたしました被保険者への還付金として、県の広域連合から受け入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第30号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号「令和5年度大崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第31号 令和5年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（富重幸博君） 日程第7、議案第31号「令和5年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、収益的収入の予定額を2億1,183万3,000円に、支出の予定額を1億9,534万2,000円とし、資本的収入の予定額を311万円に、支出の予定額を1億694万7,000円とするものでございます。

補正内容としましては、定期異動に伴う収入及び支出の増額となっております。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、私のほうから補正予算の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、先ほど町長からもありましたとおり、4月の定期異動に伴います給与等の補正でございます。

補正予算1ページをお願いいたします。第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。収入の款1水道事業収益を24万円減額いたしまして2億1,183万3,000円とするものでございます。

次に、支出の款1水道事業費用を54万7,000円増額いたしまして、1億9,534万2,000円とするもので、歳入歳出、庶務係職員の児童手当等に係る調整でございます。

2ページをお願いいたします。第3条は資本的収入及び支出の補正でございます。収入の第1款資本的収入を6万円増額いたしまして311万円とするものでございます。

次に、支出の款1資本的支出を14万8,000円増額いたしまして1億694万7,000円とするものでございますが、歳入歳出、工務係職員の児童手当等に係る調整でございます。今回の補正予算は、参考資料11ページと12ページにおいても詳細に説明がございますので、後ほど御参照くださいますようお願いいたします。

また、4ページ以降にキャッシュフロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表等が添付してございますので、併せて御参照くださいますようお願いいたします。

これで説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第31号「令和5年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号「令和5年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第32号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（富重幸博君） 日程第8、議案第32号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億4,329万8,000円にするものでございます。

歳出は、維持管理費の大崎クリーンセンター及びマンホールポンプ場設備の修繕料と、下水道整備費のポンプ更新費が主なものでございます。

歳入は、公共下水道事業補助金の内示額に伴う減と、令和4年度繰越金確定金による繰越金の増額でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。

予算書の事項別明細書でございます歳出の7ページをお開きいただきたいと思います。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務費、節1報償費137万3,000円から節18負担金、補助及び交付金の61万4,000円までは、人事異動に伴います職員及び会計年度任用職員の人件費の調整と、併せて下水道事業技術管理者の資格取得者の配置に伴いまして、研修旅費及び研修先への負担金などを減額するものでございます。また、そのほかに、負担金、補助及び交付金の11万円につきましては、インボイス制度に伴います町村会下水道事業システム改修にあたる負担金でございます。公課費につきましては、消費税及び地方消費税の令和5年度中間申告に伴います増額でございます。目2維持管理費の500万円につきましては、西三文字地区のマンホールポンプ場マンホール内の底盤破損によります吐出し渠管の緊急工事ということで修繕費を増額しているところでございます。目3下水道整備費の239万4,000円につきましては、同じく西三文字のマンホールポンプ場のポンプに係る更新の工事請負費に係る増額でございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、6ページをお願いいたします。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1公共下水道事業費補助金200万円の減額は、国からの交付内示によります減額でございます。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金713万1,000円の増は、前年度決算の繰越し確定によります増額でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第9 議案第33号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

○議長（富重幸博君） 日程第9、議案第33号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関

係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、大崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のほか、合計4つの条例の一部を改正するため、整備に関する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは説明いたします。

本案は、こども家庭庁が設置されたことに伴いまして、関係する法令を一括して改正するために制定されましたこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律に従いまして、本町の関係条例を整備するものでございます。

主な改正理由は、国の所管省庁が厚生労働省から内閣府の内閣総理大臣直属機関に移管されたことに伴うものなどでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、議案書の7ページの次でございます新旧対照表をお開きください。

改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてお示ししてございますが、改正箇所が多岐に及ぶものになっておりますので、要点を絞って御説明させていただきますことを御理解いただきたいと思います。

それでは、新旧対照表の1ページでございます。まず、第1条は、大崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。この条例改正は、上位法となります子ども・子育て支援法の改正によるもの、及び学校教育法の改正に伴う項ずれを改めるものでございます。新旧対照表の右側、現行の第4条第2項の上から3行目を御覧いただきますと、法第19条第1項第3号とあるうちの第1項を削除する改正となっておりますが、これは上位法の改正において法第19条のうち、第2項が削除されたことによるもので、国の所管が厚生労働省から内閣府に移管されたことによるものでございます。このように、上位法から引用する条項番号の改めによる整備を行っておりますので、同様の理由による改正部分の説明は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。第15条第1項第3号は、括弧内にあります学校教育法の第25条に新たに項が追加されたことから、改正案にありますとおり、第25条の次に第1項を加えるものでございます。次の第4号は、省庁の事務移管に伴い、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

6 ページをお願いいたします。第 2 6 条は、幼保連携型認定子ども園及び保育所の管理者が、利用児童に対する必要な措置として懲戒権を行使する場合の規定を削除するものでございます。これは、児童虐待が正当化されないようにと、民法の改正に合わせたものでございます。

次に、1 4 ページをお願いいたします。中ほどからは、第 2 条大崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。この条例改正は、上位法となります児童福祉法及び国が定める基準の改正によるものでございます。まず、第 6 条でございますが、居宅訪問型保育事業者を除く家庭的保育事業者等が関係する条項に、後ほど御説明いたします第 7 条の 3 第 2 項を加えたものでございます。

1 5 ページをお願いいたします。1 5 ページから 1 6 ページにかけては、第 7 条の次に、次の 2 条を加えるものでございます。第 7 条の 2 安全計画の策定等は、家庭的保育事業所等において安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置等を講じることを義務づけるものでございます。

1 6 ページをお願いいたします。次の第 7 条の 3 自動車を運転する場合の所在の確認は、家庭的保育事業所等において利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合、乗降時に利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法で確認すること、及び利用乳幼児の送迎のため日常的に自動車を運行する際、見落としを防止する装置を備え、所在を確認することを義務づけるものでございます。

次の 1 0 条でございますが、家庭的保育事業等をほかの社会福祉施設と兼ねて設置している場合で、次の 1 7 ページの 1 行目でございますが、保育に支障がない場合に限り、保育室等の設備や保育に直接従事する職員が他の施設職員と兼ねることができるよう基準を緩和するものでございます。第 1 3 条は、先ほど同様に、懲戒権を行使する場合の規定を削除するものでございます。第 1 4 条の第 2 項でございますが、これは家庭的保育事業所等の職員に対しまして、感染症等の予防や蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施していただくよう改めるものでございます。

1 8 ページをお願いいたします。次に、附則でございますが、附則に次の 1 条を加えるものでございます。これは、本条例の第 7 条の 3 第 2 項に規定しております利用乳幼児の見落とし防止用のブザー等の設置について、経過措置を設けるものでございます。

次に、第 3 条大崎町子ども・子育て会議条例の一部改正でございます。この条例改正は、上位法となります子ども・子育て支援法の一部改正によるものでございます。この法改正におきましては、国の所管が厚生労働省から内閣府に移管されたことに伴いまして一部の条項が削除及び繰り上げとなったことから、本条例に要する

条項を改めるものでございます。

19ページをお願いいたします。最後に、第4条大崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。この条例改正は、上位法であります児童福祉法の改正によるものでございます。

まずは、19ページから20ページにかけましては、第6条の次に、次の2条を加えるものでございますが、先ほどの説明にもありました、安全性の計画と及び自動車を運行する場合の所在の確認等としまして、放課後児童健全育成事業においても同様に規定するものでございます。

20ページの中ほどでございますが、第12条の次に、次の1条を加えるものでございます。これは、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めることを規定したものでございます。第13条でございますが、先ほどと同様、衛生管理等としまして、職員に対する研修や訓練を定期的に実施していただくよう改めるものでございます。

21ページでございます。附則の第2条でございますが、施設における児童1人当たりの専用区画について、その面積の基準や経過措置の期間について緩和するものでございます。

最後になりますが、第5条は、条例第6条の2において義務づけしている規定について、時限的に緩和することの経過措置でございます。

議案書の7ページ、最後のページにお戻りください。附則としまして、この条例は公布の日1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸君） 4本の本町の条例が上位法により改正という形を取られているようですが、その中で1点だけ、あとについてはまた後の機会にお伺いしたいと思うんですが、1点だけ答えをいただいております。

いろんな条例を4本の中で、特に大崎町家庭的保育事業の設置、設備及び運営に関する基準を定める、それから後の部分、前の部分にもありますが、非常にたくさんあります。何々を行わなければならない、しなければならない、努めなければならないという条項、新設された部分には非常にそれが多いんですね。そういったときに何々しなければならない、行ってください、変更を行うものとする、そういったものの条項の中で、誰が行ったか、行わなかったのかを調査するのか、もしくは支援するのか、指導するのか、その点について、この条項からは見えない部分なんですね。そこをどういうふうな対応の仕方を、本町とすればするのか。これは本町

の条例の変更なんです。上位法は変わったけれども本町の条例なんですね。そこを
どういうふうな指導、支援をしていくのかお答えいただきたい。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 家庭的保育事業等についてなんですが、この事業自体
が認可外とといいますか、町が確認する事業所、小規模の事業所ということで、財政
的支援を受けるためには本町への確認が必要な事業所になるため、国のほうで基準
は設けられているんですが、それを市町村の条例にも載せなさいということなので、
今後こういった事業所が出てきた場合には、本町のほうで確認、指導すること
になると思っていますところ。

以上です。

○10番（中山美幸君） 今、本町のほうで確認、指導するというございますが、
了解です。そういった場合に著しく、今、本町で定めようとしている改正しよう
とする条例に違反が見られた場合にどういった措置をとるのか、その点についてはこ
の中では明白にされてないですよ。そういったところはどのように考えておられ
るのか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） これは町が確認することによって、この事業所が補助
金等の支援を受けられるということですので、場合によってはですが、こちらの確
認で不足があるということであれば財政的な支援ができないということになるかと
思っております。

以上です。

○議長（富重幸博君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定
により、総務厚生常任委員会付託に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第34号 町道の廃止及び一部廃止について

○議長（富重幸博君） 日程第10、議案第34号「町道の廃止及び一部廃止につい
て」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、道路法第10条の規定により、町道の全線及び一部を廃止したいので、
議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○建設課長（時見和久君） 詳細につきまして御説明いたします。

本案は、町道益丸志賀島線の全線廃止及び神領益丸線と益丸線の一部廃止をお願いするものでございます。別紙、町道廃止路線一覧により御説明いたします。

この3路線は、農地中間管理機構関連農地整備事業益丸地区の圃場整備により、今後一体的に整備する必要が生じたため、町道を廃止するものでございます。

それでは、まず、はじめに、①の町道路線番号323号、益丸志賀島線です。図面の中央部になりますが、国道220号線を起点に、国道448号線までの路線で、総延長1,080.4メートルの全線を廃止するものでございます。

次に、②の町道路線番号324号、神領益丸線です。天子橋から町道益丸中沖線まで、国道220号と平行に通る道路で、総延長882.4メートルのうち485メートルを廃止するものでございます。

最後に、③の町道路線番号448号、益丸線です。益丸地区を起点に、町道益丸志賀島線へ向かう町道で、総延長663メートルのうち140メートルを廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第34号「町道の廃止及び一部廃止について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号「町道の廃止及び一部廃止について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第35号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について

○議長（富重幸博君） 日程第11、議案第35号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の伊佐北始良環境管理組合が、令和5年4月1日付で伊佐湧水環境管理組合に名称変更したことに伴い、同組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第35号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合同規約の変更について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午前11時48分

第 2 号

9 月 6 日 (水)

令和5年第3回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月6日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（2番，3番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 平田慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	建設課長	時 見 和 久
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	相 星 永 悟
会計管理者	西 高 和 義	水道課長	本 松 健一郎
総務課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	岡 留 和 幸
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	鎌 田 洋 一
商工観光課長	竹 本 忠 行	税務課長	川 越 龍 一
町民課長	谷 迫 利 弘		
環境政策課長	松 元 昭 二		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	宮 本 修 一
調査係長	松 元 幸 紀

議事係長 上床就路
庶務係主査 隈本紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、草原正和君及び3番、岡元修一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（富重幸博君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。

まず、9番、吉原信雄君の質問を許可いたします。

○9番（吉原信雄君） 皆さん、おはようございます。

本町における学校給食の無償化については今現在なされていないわけですが、平成29年に児童・生徒1人当たり月額1,000円の補助を実施し、平成30年から令和3年度まで月額2,000円の定額補助を実施しておりました。令和4年4月1日から、中学生は給食費2,000円をもらって、残りを町が補助し、小学校からは給食費1,500円をもらって、残りを補助すると変わってきたようであります。現在の給食費補助額は、中学生が3,200円、小学生が2,800円の補助額になっているようであります。補助率にして、中学生が61.54%の補助、小学生が65.11%の補助となっているようであります。

令和4年度の学校給食費に係る給食費補助決算額は2,875万7,000円となっており、令和5年度の学校給食費に係る給食補助予算額は2,893万7,000円となっております。もし仮に、現在の給食費単価で学校給食費を全額補助し無償化した場合、町の予算はどれぐらい必要かをお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

学校給食費を無償化した場合の予算額についての御質問でございます。学校給食費は、児童・生徒の保護者負担分と町からの給食費補助、それから教職員等の負担分によって賄われております。

御質問の学校給食費の無償化でございますが、児童・生徒の保護者負担分が対象になると考えます。そこで、令和5年5月1日現在の学校基本調査の人数をもとに、年間の保護者負担額で説明させていただきます。

まず、小学校の児童の保護者負担額についてですが、児童1人当たり1,500

円の負担額で11か月分、児童数が589人でございますので、年間971万8,500円が必要となります。

次に、中学校の生徒の保護者負担分では、生徒1人当たり2,000円の負担で11か月分、生徒数が288人でありますので633万6,000円が必要となることから、児童・生徒の保護者負担額の合計は1,605万4,500円となり、本年度の給食費無償化分を想定したときの必要な予算となります。したがって、本年度の当初予算の学校給食費補助金の2,893万7,000円と合わせますと、4,499万1,500円が学校給食費の町からの全体補助額に係る予算と考えます。以上でございます。

○9番（吉原信雄君） 次に、令和5年5月5日の南日本新聞の一面の「子育て支援自治体で差、県内43市町村のアンケートの結果」が掲載されました。中身を見ますと、学校給食費を無償化、全額補助しているのは、5月5日現在の時点で13市町村であります。中種子町は7月から、垂水市は9月から無償化を実施するようであります。新聞にも掲載しておりましたが、曾於市と大崎町は約6割、鹿屋市と志布志市は約5割となっており、このような状況を町長はどのように捉えているかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

県内の無償化の現況についての御質問でございます。学校給食の無償化の状況については、県内で現在15市町村で取り組まれている状況です。また、令和4年度以降の県内の実施状況を確認したところ、令和4年度で5つの町村が実施され、令和5年度については、令和5年度当初からの実施が2市あり、年度途中から実施する2市2町を含めますと、令和4年度と令和5年度の2か年で無償化を実施する市町村が9市町村になるようでありますことから、学校給食の無償化を実施する市町村が急増したと実感しております。

このように急増した状況の背景にあるものとしては、コロナ禍における物価高騰等に対して、子育て世帯への経済的負担軽減を目的に子育て世帯の支援を図ることで子育てしやすい環境づくりの取組がなされてきていることと考えます。

また、少子高齢化による人口減少問題は喫緊の課題となっておりますので、子育て世帯を定住させるための定住化対策の側面もあるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（吉原信雄君） 先ほど無償化について、町長の意見をお伺いいたしましたわけですが、次も新聞記事でございます。令和5年7月13日の南日本新聞の「広場」の投稿欄で、団体職員の方が「市民の声で動いた給食費無償化」という題で投稿さ

れておりました。内容は、昨年12月、垂水市議会で女性団体が提示した給食費の無償化を求める請願が全会一致で採択されたことが、市民有志による小中学校給食費の無償化を求める垂水市民の会を2月に発足し、署名運動で取り組んだことなどが書いてありました。最後に、垂水市の給食無償化が署名活動などの一連の取組を通して市民が声を上げて具体的に行動すれば、市政を動かすことができると学んだことで締めくくってありました。

申し上げたいことはいろいろありますが、先ほど無償化したときの予算額もお聞きしました。県内無償化にする流れができていますと思います。政府も一連の少子化対策を掲げている中、本町も少子高齢化の一環として給食無償化を進めてほしいが、いかがでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

給食費の無償化はできないかとの御質問でございますが、先ほど、県内の学校給食無償化の現状についての質問に対する答弁の中で、無償化を実施する市町村が増加していると答弁させていただきました。子どもたちの安心した学校給食環境の充実のために経済的負担軽減を図っていくことは、子育てしやすい環境づくりや定住化対策へつながることと考えます。そのようなことから、学校給食の無償化は有効な施策の1つになるものと思います。

政府においても、子ども未来戦略会議で小中学校の給食無償化の制度づくりに向け自治体の無償化実施状況などを把握する、初の全国調査を始めることを明らかにいたしました。調査結果を1年以内に公表し、制度の課題などを据えることとしております。

先般、町村会の首長と知事との意見交換会がございました。その意見交換会の席で、この政府の方針を踏まえて、知事に国に対して学校給食費の無償化、そしてまた18歳までの医療費の補助制度、3歳未満の保育所の保育料の問題、それぞれ自治体間に差が出てきている。やはり、今の時期に必要性を認められていることであるから、是非、国に提言してほしいということを知事に対して発言をいたしました。知事もそのように受け止めて、やっていきたいというお話でありました。

先ほどもありましたように、本町の学校給食費は、保護者負担割合として、小学校、児童1人当たり月1,500円であります。中学校、生徒1人当たり2,000円を負担していただいております。これにつきましては、令和4年度からの措置であること等を踏まえ、本町における無償化についての諸課題を整理しながら前向きに検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（吉原信雄君） ただいま、前向きに検討したいという答弁でございます。町長

も言われたとおり、子育てしやすい環境は定住促進にもつながります。少しでも人口減に歯止めをかけるために給食費の無償化をしていただきたいと思います。給食関係については、以上でございます。

次に、2番目でございます。大崎第一中学校は平成26年3月に閉校となり、4月に町立3中学校を統合し、新制大崎中学校が開校しております。旧大崎第一中学校跡地利用については、松本商会を誘致し、廃プラの処理と加工を始めたわけですが、現在の状況となっております。現在、カラル株式会社による事業が再開されようとして一安心しているところであります。

これから質問いたしますのは、校舎とグラウンドの活用についてであります。現在、校舎は築53年経過しております。耐震といろいろありますが、校舎とグラウンドをどのように活用していくつもりかをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

御質問の、旧大崎第一中学校跡地につきましては、行政報告においてカラル株式会社の状況を御報告させていただきました。ただいま、9月の操業開始に向けて準備が進められている状況でございます。

また、跡地利用につきましては、これまでも御質問いただいておりますが、野方インターチェンジに近く、交通拠点になり得るとの考えから、企業誘致活動を中心に行うことで野方地区の活性化につなげていく旨をお答えしており、この方針に変わりはないところでございます。

また、誘致に当たりましては、雇用機会の創出、産業の振興といった地域の活性化を一定の条件とする公募型プロポーザルを行うなど、民間事業者からの企画提案を募集したいとの考えを持っております。

以上でございます。

○9番（吉原信雄君） 今、町長がいろいろな考えているところを、私も20年、町長も町の社長として20年を過ぎると。もうちょっと急いでですよやっついていかないと、もう学校が統合して10年なるんですよ。そのまま置いたまま、耐震もしていないし、解体して誘致を進めるような平地にして、いい条件も出さんないかんとかじゃなかですか、その点について。

○町長（東 靖弘君） 何回か、これまでも報告しておりますけれども、今まで事業進出の打診等がありまして、いろいろ協議したけれども、なかなか実現に至っていなかったところが1点に遅れた理由もでございます。

ただいま御指摘がありましたように、学校跡地という地域の中でのシンボルでありますので、企業誘致につきましては一生懸命取り組んでいかなければならないと考えております。

いろいろ提案もいただいておりますが、やはりやるべきは公募型であるだろうと思いますので、今回は担当課とも十分協議をしながら、どういう方法でやるかということも踏まえながら、早い段階で準備に入っていきたいと考えます。

以上でございます。

○9番（吉原信雄君） 町長が言われたように、町長はもう営業マンでいいんですよ、副町長は立派に庁舎を守りますので、そういう考えで動いてください、もうちょっと早めに。その点について、もうちょっと。

○町長（東 靖弘君） 結構事業提案はいただいていたんです。しかしながら、まだ公表もできませんでしたが、いろいろなところ打診しながら事業提案はいただいているんですけど、実現性について、なかなかこちらにも迷うといひましようか、そういったところもあったりして、これというところに行き当たっていないというのが現実であります。

御指摘いただいていることは、表面に見えないので何もやっていないように見えますけど、やっていることは事実でございますので、今回はそれが見える化の形でプロポーザルをやっていくという考えでやっております。

以上でございます。

○9番（吉原信雄君） 今、町長がやっていないように見えるとかいろいろ言われますけど、やっぱりそういうのをやっているという行政報告を議会にも報告は必要じゃないんですか。何も見えないんですよ、やっていることが。先ほどいいましたように、城は守る副町長がいますので、町長はなるべく外に出てやってください。もう10年を過ぎたんですよ。ということで、この件については終わります。

次の質問の3番目でございます。8月1日の南日本新聞から、全国学力・学習状況調査、全国学力テストの記事が掲載されておりました。全国学力テストの結果は、鹿児島県は全国公立小中学校の平均と比較し、小学校は国語、算数とも下回り、中学校は数学、英語が平均を下回っておりました。8月12日の南日本新聞に「学力アップ、学生協力」ということで大崎町学力アップセミナーが開催され、非常にいいこと取組だと思えます。

そこで質問ですが、全国学力テストにおける本町の結果と県の平均と本町の比較につきましてをお聞きいたします。

○教育長（穂園正幸君） ただいま、県と本町の結果を示せとの御質問でございます。

小学校6年生と中学校3年生を対象に、本年4月に行われました全国学力・学習状況調査の県平均と本町の平均点の結果と状況についてお答えいたします。

まず、小学校6年生でございますが、国語は県平均が67点に対し、本町は62点で、県平均を若干下回っております。算数は、県平均が61点に対し、本町が6

0点で、県平均並みでございました。国語に関しましては、記述式の問題で県平均を上回っており、現在、授業で進めている表現力の指導に一定の成果が見られるものの、長文の読解や資料の読み取りなどに課題が見られるところでございます。算数に関しましても、考え方を説明する問題は県平均を上回っておりますが、計算問題や図形の問題に課題が見られるところでございます。

次に、中学校3年生についてでございます。国語は県平均が70点に対し、本町は69点で、数学は県平均が48点に対し、本町は46点と、県平均並みでございました。国語と算数に関しましては、県平均にあと1問ずつ解ければ追いつくところまでできているところでございます。英語は、県平均が42点に対し、本町は36点と下回っているところであります。英語では課題が見られまして、ヒアリングを1回で聞き取る力や自分の考えを簡単な英文で伝える力を身につけることが必要だと考えております。

また、小学校6年生、中学校3年生共に学力の二極化が見られまして、高得点の児童・生徒は県平均と同等の割合で見られますが、低い得点の児童・生徒は県平均を下回っているところでございます。低得点の児童・生徒への指導が今後の課題だと考えております。

以上でございます。

○9番（吉原信雄君） ただいま、教育長から県平均と町の比較を聞いたわけですが、小中学校ともマイナス1点から、英語のマイナス5点、平均で下回っているようでございます。

学力を上げる方法はいろいろあると思います。次の全国学力テストにおいて、少しでも本町の平均が上がるよう教育長に期待し、私の全質問を終わります。

○議長（富重幸博君） ここで、暫時休憩いたします。次は、10時30分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時23分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番、岡元修一君の質問を許可いたします。

○3番（岡元修一君） 今回、私は自主防災組織の技術向上についてと、募金や寄附の社会貢献について質問いたします。

自分たちの命と安全にとって最も警戒すべき災害として、南海トラフ地震が上げられます。2022年1月、政府の地震調査委員会は、南海トラフで今後40年以

内にマグニチュード8から9の巨大地震が起こる確率を90%程度に引き上げました。同様に、30年以内では70から80%と予測しました。この確率は、日頃自分たちが目にする降水確率から考えたら、必ず覚悟をしておかねばならない数字です。日一日と危険性は高まっています。

大崎町も沿岸地域の避難訓練など積極的に進めています。さらに、近年は地球温暖化が要因と考えられる、従来の常識を超越した災害誘発の自然現象も地球規模で見られます。日本国内でも例外ではありません。7月にも、北部九州及び秋田岩手両県で大規模な水害がありました。8月には、台風6号の迷走により沖縄県や奄美地方の暮らしに混乱を起こしました。また、大崎町では、令和2年7月6日に持留地区を中心に局地的豪雨が降り、河川が氾濫し、崖崩れによる土砂流入があらゆる場所で見られました。住民の中には、避難路を絶たれ防災ヘリコプターで救助される事態までありました。

また、ショックだったのは、災害時の避難所だと思っていた、通称持留改善センターの裏山が崩れて、避難していた方々が再度別の場所に避難するという出来事でした。そのときの当事者の方々の恐怖は計り知れませんが、あのときの現場周辺の光景は今も忘れません。このような大災害に遭いながらも人的被害がなかったのは、まさに奇跡というほかにはありませんでした。このときの被災地の修復作業は現在も続いています。この出来事は風化させるのではなく、今後に継承されるべき事柄だと思います。

大崎町は、南北に18キロと細長く、野方、持留、岡別府、永吉、仮宿、井俣、横瀬、菱田にかけては崖などの急傾斜地や土石流が心配される丘陵地帯が連なっています。町長にお尋ねします。災害が懸念される急傾斜地の数をお示してください。これを最初の質問とします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域につきましては、鹿児島県が土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施した上で急傾斜地等を指定しておりますが、町内にある急傾斜地は、現在111箇所が指定されている状況でございます。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） それでは、災害警戒と災害特別警戒の定義について教えてください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の定義についての御質問でございます。

まず、土砂災害警戒区域でございますけれども、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じる恐れがある区域であり、高低差5メートル以上かつ傾斜度30度以上の傾斜地が指定要件となっております。

一方、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域の中でも災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがある区域のことでございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） ただいまの回答を受けまして、特別警戒区域は、建造物における規制があるということ、災害を起こしやすい危険地帯であるということがわかりました。特別警戒地域も町内に点在していると思いますが、主要幹線道路が通行不能になると孤立する地域がありますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和2年7月豪雨災害により佐土原地区では土砂崩れにより道路が寸断され、住民の方が孤立する事態が発生しました。このとき、上水道のライフラインも同時に崩れ落ちましたので持留への大久保集落への上水道が届かなくなってまいりまして、直ちにインフラ整備ということで給水の応急措置をしたことがございました。

このように孤立する地域の有無についての質問でございますが、土砂災害特別警戒区域に居住している方々は、避難経路が通行止めで孤立するリスクは高いことが予想されます。災害が起こる前に、改めて自分の家がどこにあるのか、大崎町総合防災マップ等により確認をしていただき、自宅の災害リスクと避難行動を再確認することが重要だと考えております。また、行政といたしましても、災害発生に備え、迅速な救助、避難及び物資供給などの確に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 建てた数年後に、新たに特別警戒区域に指定される場所もあると思いますが、何十年も住んでいると感覚が麻痺することも考えられます。そういう方に対しては、本人の確認だけに任せるのではなく、行政のほうからも住んでいる場所の危険性を知らせていただきたいと思いますと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） そういった危険箇所等について住民に知らせるべきことだという御指摘でありました。おっしゃるとおりでございます。近くに住んでいても、ここが危険区域であることを認識しがたい場合もありますので、そういったことにつきましては折に触れ皆さん方には周知していきたいと思っておりますことと、また、自主防災組織を立ち上げておりますので、そういった中でこういった話を出していただ

くような周知の仕方は必要かと思えます。

○3番（岡元修一君） それでは、町内の自主防災組織について質問します。

設立数と全集落における割合を教えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

現在、町内には142の集落がございます。そのうち、136の集落に自主防災組織が設立されているところでございます。なお、設置率につきましては95.8%となっているところでございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） それでは、自主防災組織の昨年度の活動実績を教えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） 自主防災組織の昨年度の活動実績についての御質問でございます。

昨年度の自主防災組織の活動実績につきましては、58集落が自主防災活動を実施しているところでございます。活動内容は、火災訓練と避難訓練が主なものとなっております。なお、昨年度は、例年と比べますと自主防災活動を実施した集落が減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から実施を見送った集落が多かったことが要因として上げられます。

以上です。

○3番（岡元修一君） 避難訓練は町の呼びかけで行っていると聞きましたが、避難訓練も参加者が減っていると聞いております。どのようなことが原因と考えられますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

津波避難訓練への参加者は減少傾向にあることにつきましては、避難訓練のマンネリ化、参加者の固定化や若い年齢層の方々の参加が少ないことが考えられます。

今後は、住民の方々の防災意識を高めるためにも、いつ発生するかわからない地震に備え、夜間の避難訓練や避難所開設、運営訓練など地域の自主防災組織や小中学校とさらに連携した新しい訓練メニューを検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） これからは、広範囲だけでなく、限られた範囲の災害対処も必要です。そのためには、自主防災組織の適切な判断と行動が求められます。先ほどいただいた回答から、町内では住民の高い防災意識からほとんどの自治公民館で設立されています。しかし、その実効性はどうでしょうか。災害時に的確な行動がとれるでしょうか。

そこで、町長にお尋ねします。現在、町内全域における自主防災組織の災害時に

おける実効性評価をどのように捉えているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 自主防災組織の災害時における実効性評価についてという御質問でございます。災害発生時には行政だけの取組でなく、地域住民の方々が自分たちの地域は自分たちで守るという自主防災組織の活動は必要不可欠であり、日常的には防災知識の普及啓発や防災訓練の実施及び地域の安全点検などを行い、いつ起こるかわからない災害に備え、災害発生時には初期消火、地域住民の避難誘導など、大変重要な役割を担うことになります。

また、大規模な災害が起こった場合は、消防などの防災関連機関の活動が制限されることが予想されますので、そのような事態に備え、地域住民が連携して協力し合って地域の被害を最小限に抑えるために、自主防災組織の活動は最大限の効果を発揮すると考えております。

自主防災組織の災害時における実効性についての御質問でございますが、一部の集落では、地域内に住む外国人の方々も呼び込んで積極的に活動されている集落もあると伺っております。一方では、活動がなされていない集落もあるようでございます。一概に評価しづらいところもございますが、それぞれの集落で、まず自分たちでできることから活動をしていただいていると認識しているところでございます。以上です。

○3番（岡元修一君） 自主防災組織の全体の技術力の底上げが待ったなしだと思いますが、一方、現在、組織の抱える課題としてどのようなことが考えられますか。

○町長（東 靖弘君） 自主防災組織全体の抱える課題としては、自主防災組織の活動やスキルの低下、高齢化による担い手不足などが考えられるのではないかと考えておりますが、先ほども答弁いたしましたけれども、各集落の自主防災組織活動でやっていたらいいんですが、やはり参加者が少ないということが大きな課題になっている。ここをどうやって意識づけていくかということが非常に大切なことだと思っています。

○3番（岡元修一君） 今後、地域ごとの様々な災害に備えるには、町長の回答からも触れられたように、町内全ての組織が防災意識を高めて自助・共助力を上げることが重要です。そのためには、まず、自分たちの住む地域でどんな災害が起こりやすく、どんな対策が必要かを把握することが第一歩です。知って起こす行動と知らないで起こす行動には大きな違いが生まれます。各組織でハザードマップや防災マップなどの情報を参考にしながら、より自主的な防災計画を立てたり、防災訓練を行ったりすることが効果的だと思いますが、これらを実現するためには、まず町が率先して多種多様な学習の場を設けることが必要だと思います。町長は、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

近年は、予想を上回る多種多様な自然災害が激化傾向にあります。こうした大規模災害に対応するためには、自身と周辺地域の人たちの命や生活を守る自助と共助が何より重要になってまいります。そういった意味では、平常時から災害対応力を高め、災害時には地域で率先して防災活動を実践できる自主防災組織の育成は必要不可欠であると思っております。

また、自主防災組織が抱える課題を克服していくためには、若年層などの幅広い世代や女性の参画を促進し、地域の防災の担い手を育成するための取組を促進することも必要ではないかと思えます。

本町では、自主防災組織の育成や避難、防災教育に関することなどについて指導助言をいただくため、本年10月から、鹿児島大学の井村隆介准教授を防災アドバイザーとして委嘱する予定でございます。また、総務課には防災士資格を持った危機対策管理監も配置しておりますので防災講演会や防災座談会を開催するなど、自主防災組織と連携し地域の防災力を高めるための取組を進めてまいりたいと考えております。

○3番（岡元修一君） 関東大震災から100年、鹿児島の8.6水害から30年の今年、町民が今一度、災害に対する自衛意識を持てるよう最大限の下支えをお願いします。

それでは、災害時の必須機器である防災行政無線についてお尋ねします。町内の受信機の設置数と全戸数における割合をお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

個別受信機の設置状況につきましては、各世帯及び事業所に5,685台が設置されており、そのうち297台は公共施設や事業所に設置されている状況でございます。また、全戸数における設置割合は82%でございます。

○3番（岡元修一君） 数にちょっと開きがありますが、未設置の理由としてはどのようなことなのでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

個別受信機につきましては、各御家庭に1台ずつ設置することを基本としておりますけれども、設置を希望されない方につきましては、自主申告によりまして不要届けという書類を提出していただいております。設置を希望されない御家庭では、屋外の防災無線から聞こえる、あるいは携帯やスマートフォンから情報を得られるなどの理由が多く寄せられているところでございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） 受信機は集落の放送を聞かないようにも設定できると聞きます

が、機能を教えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） 個別受信機につきましては、集落放送の受信を可能とするスイッチがございます。ですが、必要とする集落の放送を正確に受信するためには総務課で詳細設定を行う必要がございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） 設定しないように、実際そのように行っている方がいらっしゃいますか。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

集落未加入者の方々につきましては、集落放送が受信できない状態で個別受信機をお渡ししております。

○3番（岡元修一君） それは、どのような理由からでしょうか。

○総務課長（上橋孝幸君） 集落未加入者の方々には、集落放送の受信を必要と思われていない方が多いという点が上げられると思います。しかしながら、集落未加入者の中にも集落放送の受信を希望される方もいらっしゃいますので、その場合は集落放送を受信できるよう、総務課のほうで設定変更を行っている状況でございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） 集落未加入者に対して、最初から受信できない状態で渡しているというのは、驚きとともに大変残念です。渡すときに、未加入者イコール受信要らずではなく、受信機の目的やメリットを正確に伝えた上で、少なくとも当人に判断させるべきだと思います。

また、先ほどの回答から、受信機の設定は個人でもできるが、役場のほうで対応するというふうに聞きました。是非、これは対処していただきますように、一人でも加入が増えますようお願いいたします。

自主防災とは、集落加入の有無にかかわらず、全住民が協力して備える活動のことです。その際の重要部分に防災行政無線から流れる集落放送もあり得ます。これは、地域で起こった災害や危険回避情報を速やかに伝えるとともに、避難や救助などの指示を出すものです。しかし、放送を聞かないように設定している方や、受信機を設置していない方は、身近な連絡が届かず非常に危険な状態になりかねません。放送を聴けるようにすることで、自分や家族だけでなく、地域全体の安全や安心にもつながります。今後、組織が学習を通じて技術を高めれば、集落放送の役割もさらに大きくなります。

また、放送は、未加入者に対しても集落の行事や活動への案内やお誘いをするためのものでもあります。私はよく活用しています。情報が伝わることで未加入者が集落への関心や参加意欲を高めることも期待できます。今推進しているがんばる交

付金の加入促進事業にも合致すると思います。これらの目標に向けて、公民分館長及び自治公民館長は地域活性のために日々汗を流しております。放送を未設定にしている方や未設置の方に対しては、先ほどの繰り返しになりますが、防災行政無線の活用目的やメリットを正しく伝えて利用可能にしてもらうことが必要だと思います。町長は、この問題についてどうお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

防災行政無線については、非常時における通信や災害情報はもとより、町の広報として町内の各種イベントや健康診断、農政情報などの行政全般に対する情報発信など地域住民に対する迅速かつ的確な情報提供手段として、これまで適切な運用に努めてまいりました。特に災害時や国民保護事案の発生時には、個別受信機による情報伝達は非常に有効になってまいりますので、個別受信機を未設置の御家庭につきましては、改めて防災行政無線の必要性と有効性を説明するなど設置に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また、集落未加入者の方々に対する集落放送の利活用に関しましては、御本人の意向を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

ただいま御意見がありましたように、町民が安全で安心して住める環境は我々の目標でもありますので、これまでの集落の未加入者といった方々から放送は聞かないということへの対応をしてきているところでありますので、やはり全住民が情報を知り得るといことは災害時にはとても必要なことでありますので、そういったところについてはまた内部で検討しながら、どういう方法で適切な指導ができるのか検討してまいりたいと思います。

○3番（岡元修一君） 是非、積極的な取組をお願いします。

次に、募金や寄附の社会貢献について質問いたします。

集落に加入していますと、年間に数件の募金や寄附等のお願いが団体の会長である町長名でまいります。募金や寄附に参加するということは、社会貢献や共感、感謝という気持ちを直接表す方法です。また、募金や寄附は社会だけでなく自分自身も豊かにする行為でもあります。これらの気持ちは、人間らしさや人間性を高める要素でもあります。私自身も、団体の活動目的に賛同し積極的に協力しています。今一度、団体の活動目的を、町長お示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

それでは、各団体が実施しております募金や寄附活動のうち、4つの事業について、その目的等を御説明いたします。

まず、大崎町みどり推進協議会が実施しております緑の募金について御説明いたします。これは、公益性の高い森林づくり及び緑化の促進を目的としておりまして、

緑の羽募金としても知られておりますが、その収益金はかごしまみどりの基金に納入し、そのうちの60%分は本町協議会への交付金として納入されます。その交付金をもとに、協議会では持留小緑の少年団への助成や各公民館への花苗配付などを行っております。

次に、社会福祉法人大崎町社会福祉協議会が行っております3つの募金や寄附の活動目的について御説明いたします。

まず、社会福祉協議会費でございますが、これは社会福祉協議会の目的であります住民全体の福祉のまちづくりを進める団体として行っている近隣福祉ネットワーク事業、ふれあいいいきサロン事業、ボランティアセンター運営事業など、地域福祉の向上に資する各種事業の財源の1つとなっております。

次に、日本赤十字社会費でございますが、これは、国内外において相次ぐ災害に対して日本赤十字社が行う持続機動的な救護活動の体制強化や、救急法、幼児安全法など防災教育事業をはじめ、国や地域に広がるネットワークを活かしながら、人々の苦痛を軽減し予防するための様々な活動を行うための経費に充てられております。

最後に、共同募金でございますが、これは赤い羽根共同募金として広く知られております募金で、戦災孤児を預かる民間福祉施設などの資金不足を補うためにスタートした民間の募金活動を制度化したもので、現在は各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となって社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援することを通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とした活動に使われております。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 緑の募金や社会福祉協議会費は、町内団体の活動に還元される貴重な交付金であることがわかりました。

しかし、最近では住民の多様な考え方から収入の動向が気になりますが、どのようになっていますでしょうか。過去5年間の推移を教えてください。

○町長（東 靖弘君） 募金や寄附額の推移についてお答えいたします。

令和4年度の実績につきまして、5年前の平成30年度と比較して御説明いたします。まず、緑の募金でございますが、令和4年度の募金総額は約58万7,000円でございます。5年前に比べ20%減少しております。

次に、社会福祉協議会会費でございますが、個別の会費総額は168万6,000円で、11%の減となっております。

次に、日本赤十字社会費でございますが、会費総額は166万2,000円で、14%の減となっております。

最後に、共同募金でございますが、募金総額は225万8,000円で、7%の

減となっております。

いずれも、5年前と比較して減少している状況でございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） このことについて、どのように思われますか。

○町長（東 靖弘君） この5年間で人口は8%減少し、世帯数も3%減少していることや、自治公民館への未加入世帯数については17%増加していることも要因かと思われます。また、価値観や生活様式が多様化するなどそれぞれの考え方も変わってきておりますことから、相対的に減ってきたのではないかと考えております。

赤い羽根の共同募金につきましては、新型コロナウイルス感染症によるイベント等の中止による募金活動の休止も影響しているかと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一君） それでは、募集の方法は、今どのように行われていますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

いずれの募金や会費につきましても、集落発送の際にチラシや緑の羽根、赤い羽根などと合わせて自治公民館長にお願いし回覧していただいているところです。また、社協だよりへの掲載による広報周知もしているところでございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） 集落発送となると、集落未加入者の方に対しての募集はどうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 集落未加入者に特化した周知はしておりませんが、社会福祉協議会の会費につきましては、社協だよりを御覧いただき認知していただくことと、日本赤十字社会費や緑の募金、共同募金については、県内外の報道等により周知されているところでございます。

このほか、共同募金につきましては、法人や学校、職場などへお願いしたり、また、イベント会場へ出向いて、広く宣伝を行い募金活動を行っているところでございます。

以上です。

○3番（岡元修一君） 私は、集落加入の有無にかかわらず全町民に社会貢献の情報を等しく伝えることが理想だと考えています。しかし、費用面も無視できません。

さらなる募集に係る費用を抑えるためには、大崎町のホームページや町報、行政無線などを活用すべきだと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

行政防災無線の利用につきましては、その目的、募金等が個々人の任意によるものであると考えますので、その利用については考えておりません。しかしながら、

募金の目的や用途などについては、なるべくわかりやすく周知し、町民の方に大きく賛同し理解をもらえるようにしていくことが必要であると考えておりますので、ホームページや町広報紙への掲載につきましては前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（岡元修一君） 私は、行政放送でも「〇〇募金が始まりました、皆様の善意の御協力をお願いします」ぐらいは言えるのではないかと個人的には思います。検討を願うとともに、ホームページや町報での掲載は是非よろしく願いいたします。

それから、募金はとりまとめて集落ごとに納めますが、個人の募金や寄附の受付は役場でもできますか。

○町長（東 靖弘君） 現在、これらの募金及び会費の納入につきましては野方支所でもお預かりしておりますが、役場本庁舎におきましては現金の管理や領収書発行事務などが生じることから、緑の募金については農林振興課の窓口で、その他の募金等は直接社会福祉協議会へお持ちいただくようお願いしているところでございます。

また、大規模災害の被災者に対する支援につきましては、住民の関心も高いことから、本庁舎の窓口などに義援金箱を設置するなど柔軟に対応してきた経緯もございます。

これらの募金や寄附金額の減少につきましては、本町の問題ではなく、県内の社会福祉協議会などにおいても問題になっていることから、優良な取組があれば参考にし、他の市町村や団体とも意見交換をしながら少しでも増えるような努力をしていきたいと考えます。

以上でございます。

○3番（岡元修一君） 是非、志を持った方の気持ちを全て拾い上げてもらうようお願いいたします。これについて、最後に御回答があればお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） 従前からこういった共同募金については、全住民の皆さん方、あるいは企業の皆さん方に出向いたりしながら寄附をお願いしてきてまいりまして、その目的に沿って利用されるように努めてきたところでございます。

募金額が年々減少傾向になっていることで、コロナの影響等もあるのではとお答えいたしました。やはり社会の奉仕に対する、そういった心のありようとか持ち方がとても大切になるかと思っておりますので、そういったこと等も踏まえながら、折に触れこういった募金の必要性については説明等ができるようにしていきたい。ふれあいフェスタ等でも募金をやることですので、そういったところでもちゃんとお話ができるようにしていきたい。そしてまた、より多くの方々がこういった募金を活用することによって心身の健全性や、いろんな面で成長していけるようにし

ていくことはとても大切なことだと思っております。

以上です。

○3番（岡元修一君） これで終わります。

○議長（富重幸博君） 次に、2番、草原正和君の質問を許可いたします。

○2番（草原正和君） 皆さん、こんにちは。私は、今回、通告のとおり、人口対策について質問いたします。

人口減少、少子高齢化による多くの問題を抱えていると思います。また、住民の皆様の間でも、人口減少、少子高齢化が故の不満を多く耳にします。そこで、大崎町の現在の人口と今後の推移について、どのように把握しているかを問い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の現在の人口でございますが、令和5年8月1日におきまして1万2,130人となっております。

今後の推移でございますが、令和2年3月に策定しました大崎町人口ビジョンで将来推計を行っております。これによると、今後も減少傾向が続くと予想しており、17年後の2040年で7,836人と予測しております。

また、構成別で見ますと、今後、年少人口と生産年齢人口が減少し、年齢人口は老年人口は横ばいから減少の傾向でございます。2040年には、予想人口7,836人のうち、約45%が65歳以上の高齢者となることが予想されており、少子高齢化が進行していると考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和君） ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問になります。これは1つ目の質問と多少内容がかぶるところがありますが、もう少し詳しくしていきます。

今後、人口減少の推移の予測と町長の人口推移の目標値を示せですが、第3次大崎町総合計画によると、国立社会保障・人口問題研究所推計では、7年後の2030年には9,891人、17年後の2040年には7,836人となっていて、今後17年間で約4,300人も人口減少となっている。このような人口数になっても、大崎町はやっていけるのか。今後、どのような未来を若い者、子どもたちに残すつもりなのか。また、大崎町人口ビジョンでは、7年後で1万1,843人、17年後で1万1,107名と、17年間で約1,000名しか減少となっていない数値になっています。研究所と本町の人口ビジョンとの差はどのような施策、どのような考えから導き出した数字なのかを、各年度もしくは5年後、10年後、15年後と大まかな区切りでもいいので、17年間で約1,000名しか減少しないとい

うことをビジョンにした根拠をお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の人口推移の予測でございますが、人口ビジョンでは比較的近い将来の2025年で1万933人、2030年で9,891人、2035年で8,847人と予測しております。

また、目標値でございますが、2060年で1万人を目標としております。この1万人という人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計による国の長期ビジョンに、2060年に1億人程度の人口を確保することを掲げており、国の目標を本町に当てはめた場合、2060年に約1万人の人口を確保することが求められます。したがって、2060年には約1万人に推移していくことを1つの目標としております。ただし、この目標値はあくまでも国全体の人口推移に合わせた目標値であり、現状と比較し、決して現実味があるとは言いがたい部分があると認識しております。私の思いとしましては、施策によって社会増減である転出・転入の人数差をできるだけ縮小していけたらと考えております。

以上でございます。

○2番（草原正和君） あくまでも国の予測ということで、現実には少しほど遠いということでしたが。同じ中で2040年までに合計特殊出生率を2.1、同じく2040年までに生産年齢人口を51%に維持すると目標を大崎町は掲げています。それはどのような手法で達成する予定なのかをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 議員も御存じのように、我が国の人口減少はただいま説明いたしましたように、国を挙げて、各都道府県を挙げて人口減少が進んでいるという状況であります。そしてまた、少子高齢化といわれますように、生まれる子どもが非常に少ない、1.26ぐらいというのが出ておりました。そしてまた少子高齢化が非常に進んでいるという状況が私たちの国でありますし、世界一の高齢社会といわれておりますので、そこは間違いないことと思っております。

そうすると、どうしても生まれる子どもたちも少なくなってきた、特に生み育てる世代といわれます20代、30代、40代の層が極端に少なくなってくる社会になってくる。ここをどのようにカバーしていくのかということが大きな課題であると思えます。

2040年、2050年、2060年の未来の推計はなかなか出しづらいところで、人口1万2,060名と期待数値も含めてそういうふうにしておりますが、これはなかなか難しい。そしてまた、人口が減少していくことは経済がどんどん、どんどん低下していくということが一番大きな要因にもなってくると思っておりますので、ここをいかにカバーしていくかが行政の課題でもあるし、皆さんで考え

ていかなければならないところであります。私はこういったことが全国的に発生している、超高齢社会であるということは是非御理解いただきたいことと、様々な書類等を読んでおりますと、これからの社会で結婚しない人たちが増えてきているという状況もあります。高齢者の独り暮らしで、2050年、60年ぐらいだと思いますが、人口の4割がお一人様ということが新聞の記事に出ておりました。それだけ生産活動が減ってくるということも上げられると思っております。

いろいろ政策を打ちながら、20代、30代、40代の層が転入するような施策はやり続けていく必要があるということと、私が一番考えていることは、現在、外国人労働者が、たくさん大崎町には技能実習生が来ておりますので、これからも私たちの国においてはベトナム、ミャンマーといったところから移住者が増えるということが確実に発表をされておりますので、こういった外国人の移住者が大崎町にどれぐらい住めば人口を保てるのかということが大きな鍵になると思っております。現在、400人です。その中で、5年後、10年後で1,000人、あるいは現人口の10%である1,200人といたるところまで段階的に持ってこれる社会であれば人口減少を抑えていくことができると。そして、その中で多文化共生社会が生まれる。こういうことが全国画一、そういうことが検討されておりますし、たびたび報道もされておりますので、大崎町の第1次産業が農業、あるいは第2次産業の製造業が盛んでありますので、それを考えるとこういった外国人の技能実習生の方々が移住・定住するように取り組んでいかなければならないと思っておりますから、2060年、1万人を守るということはちょっと難しいと思っておりますけれども、それを年間の統計を立てながら、企業等との意見も賜りながら、大崎町で若者が減ってきた分、外国人でカバーしていくという推計の立て方は考えていくべきだと思っております。質問に対しての答弁にはなりません、人口を維持するための手段としては、こういったことが考えられるというところで述べさせていただきます。

以上です。

○2番（草原正和君） よく理解できました。

それでは、先日、大崎町自治公民館長連絡協議会研修会がありました。そのときの資料の中に、自治公民館の加入者の状況についての資料がありました。

そこで、具体的な数字をお伺いします。10代、20代、30代の世帯数の合計と40代以上の世帯数の合計をお示してください。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開します。

○町長（東 靖弘君） すみません。世帯数につきましては把握しておりません。それは調べればわかることなので、御報告いたします。人口ベースで申し上げますと、2022年1月1日現在となりますけれども、20代が889名、30代が1,079名、40代が1,243名、合計3,211名という状況でございます。以上でございます。

○2番（草原正和君） 具体的な数字は、ちょっと今はわからないということでしたが、30代以下の世帯は圧倒的に少ないと、パーセントでの表示が出ていました。このような状況の中で、20年後、30年後は地域の除草作業、災害時の避難、ごみステーションの管理等、自治会が担っている部分が維持できるでしょうか。認識をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 確かに、人口減少が急速に進んでおります。それぞれの議員の皆さん方の集落を振り返ってみても、非常に20代が少ないと捉えることができると思っております。30代、40代、一番活動できる年齢層が少なくなってきていて、それが故に集落活動、集落の奉仕作業、あるいは伝統的な行事といったものの維持活動が難しくなっている。これはますますそういう状況が進んでいくと思っております。農作業的な面では多面的機能向上対策事業で共同作業で対応している状況であります。それでもなかなか人数を集められない、参加者が少ないという状況であります。こちらの方は補助制度でもありますので、そういった制度を使いながらやっていると。そしてまた、そういった対象地域でないところにおいては、そういった制度の活用ができるような働きかけをしていながら、農道、水路、法面のことができるようにやっていきたい。そしてまた、集落内においては、従来の奉仕作業等を少しずつでもやっていくということになるのかなと思っております。

先ほども触れましたけれども、高齢化によって身体機能が低下することによって従前の集落でやっていたことができなくなってくるということは当然予想していく、その対応は取っていくということになります。そういった面で、集団でできるものは集団でやっていくし、そしてまた、個人に行政の手をさしのべる分につきましては、協議しながらやっていかなければならないと思っております。

○2番（草原正和君） 先ほど町長が言われたように、外国人の方を誘致して人口を維持しようという形だと、税収もしくは交付金等の人数当てにはなると思っておりますけれども、やはり集落等を守っていく上ではそういう方たちも集落に入ってもらっ

て活動してもらい、役を担ってもらいというふうな活動をしていくのか、もしくは、そういうふうな地元の人たちをどんどん増やしていくという形も、全体的な人口を増やしていかないと、なかなか維持していくのは難しいと思われまふ。その辺を考慮した上で、今後の対策をお願いします。

続きまして、町長、岡山県の奈義町を知っていますか。では、そのまま続けさせていただきます。子育て応援宣言のまちを掲げていて、出生率2.95%の町です。この町は、人口5,700人、約ですね、町議の定員を14名から10名、補助金、交付金などをカットして町民への協力を求め、1億6,000万円の財源を捻出しています。それを子育て支援策を柱に、小学校の教材の無償化、高校生までの医療費の無償化、高校生の就学支援金として1人当たり年24万円を支給したそうです。また、子育て支援施設なぎチャイルドホームの開設、子どもの一時預かりサービス、親子が子ども連れで井戸端のように語り合える場、スタッフは子育てを終えたお母さん、現役の母親やら、世代を超えた住民参加型の施設等の内容の施策だそうです。

このような施策で出生率が上がるのであれば、奈義町をお手本に、同じような施策をすることは考えられないでしょうか。他の市町村のまねでもいい、他の市町村をお手本にして、さらに内容を充実してグレードアップした内容でもいい、いろいろな情報を収集しやってみることは検討できないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 御意見ありがとうございます。

本町の人口減少の中で、出生と死亡、これは格段の差があります。令和4年度で見たときに、死亡が226名で、生まれた子どもは59名でした。大体60名、70名を推移しておりますが、高齢などで亡くなる方が220名程度、生まれる子どもたちが60名程度、この差を埋められないという現実があります。

一方、転入から転出を差し引きますと、令和4年度で912名が転入して、862名が転出しておりますが、転入転出の差では転入が50名多く、大崎町になってきました。こういった面で、外国人も含めてですけれども、諸施策は少しずつは生きてきているのかなと思いますし、こういったところを広げて定住対策に力を入れていきたいと思っております。

お尋ねの奈義町であります、有名な自治体であります。そういったところから、奈義町は全国から研修が多いと捉えております。参考になる部分はさせていただきたいと思ひますし、それぞれの行政の財政運営の中である程度バランスを考えながら対応しているということが大崎町のスタンスであると思ひております。ただ、おっしゃるように特化して、都城市がそういった形でやりましたように、特化してこういうふうな子育て世代の移住・定住を求める政策を特化していくということは非常に思い切った施策をとっておられますので、私もそういったところを勉強しながら

ら、大崎町においてそれが必要であるという部分については分析しながら対応させていただきたいと思います。

御指摘がありますように、少子化が進んでいる、人口減少が進んでいるということは、お互いにそういう思いを持っておりますので、こういったところは大崎町に取り入れていきたいし、そしてまた、その方々が仕事がある環境をいかにつくるかということも必要であると思っておりますので、そういったこともまたいろいろと考えながら対応していきたいと思っております。御助言、本当にありがとうございます。

○2番（草原正和君） 他の市町村と同じように、大崎町が成功するかは他の要因もあるでしょうから、必ずしも成功するとは限らないのはわかります。しかし、この人口減少を抑える手立てが現時点で少ないのであれば、できることをまずやっていこう、やったときに、奈義町と大崎町の違いがあつてうまくいかなかった場合は、それがなぜうまくいかなかったのかを検証し、次の手立てを考える手法としてやっていけばいいのではないのでしょうか。今動くときだと思えます。その辺を要望して、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、本町における定住促進事業を示せ、また、その事業実績をお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町におけるこれまでの定住促進事業といたしましては、住宅を取得した方々に対する住宅取得補助制度、住宅を所有していない方々に対する賃貸住宅家賃補助制度、あるいは子育て世代向けのなのはなタウンやシャルム文化通りの整備、空き家の利活用を図る空き家リフォーム補助制度や空き家バンク制度、そのほか持留地区及び野方地区における分譲地の整備等を行ってまいりました。

また、本年度からは、空き家や宅地の流動化を図るための空き家除却推進事業、空き家リフォーム促進事業における補助金の拡充を行うなどに取り組んでおります。

さらに、町内の単身世帯向けの居住環境を確保したいという観点から、民間の賃貸住宅や立地企業における従業員向けの住宅整備に対し、建設費用の一部を助成する民間賃貸住宅建設補助事業に取り組んでおります。そのほか、本格的な移住の前に、まずは本町で移住体験をすることが可能な事業を補正予算案として計上させていただいたところでございます。

昨今、働き方改革の推進や都心部でもコロナ禍によりテレワークを活用する企業が増加しているなどの機運も捉えながら、引き続き定住促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○2番（草原正和君） 先ほど、町長の答弁の中でもありました都城市のことが新聞記事に、8月30日に載っておられました。移住で最大500万円、保育料、子ども医療費、妊婦の健診の費用、3つの無償化を掲げ、4か月で439人の移住があったという記事でした。また、年度内で1,200人の移住を想定した予算を計上したそうです。

都城市は、大崎町からすると都会的なイメージが何となくあります。そこで、お隣の東串良町に目を向けたいと思います。お隣、東串良町の定住促進事業を御存知でしょうか。簡単に説明すると、土地を20年間貸し付けて、20年後には無償譲渡されるという内容です。貸付料は1坪当たり、月60円から90円、130坪の敷地では月額7,800円から1万1,700円だそうです。そうすると、20年間の貸付料は187万2,000円から280万8,000円となります。大崎町の野方の分譲と比べてどうでしょう、野方は1区画約145坪、1区画約174万円です。東串良町に分譲地は申込者が多数で抽選になるくらいであるのに対して、大崎町野方の分譲地は、なぜすぐ完売にならないのでしょうか。また、いつまでに完売を目標で企画を進めているのでしょうか。お答えください。

○町長（東 靖弘君） 東串良町の政策は特に有名でありますし、また、その政策を持続させながら来ているところでございます。

発端から申しますと、大崎町は農業振興促進地域で圃場整備等によって、なかなかそういった国道沿いの住宅整備に対する県の許可が出なかったということが過去のいきさつの中でありますので、そのことは御理解いただきたいと思っております。

現在の政策で、東串良町の政策については説明があつて、また、議員の皆さん方も御承知のことです。本町においては、1回売りきりといいましょうか、買っていただくということで480平米で172万8,000円という金額で販売をいたしております。住宅取得経費として新築最大310万円の補助も合わせて行っているところでありますので、政策的にはトータルするとそんなに遜色はないと思いますが、ただ、東串良町の今の町並みの利便性、利点といったところは大きく左右しているのではないかと思います。いろいろと申し上げると、こういったこともありますということもありますけど、本町の場合は、すぐお金を払っていただきますと本人名義になりますし、建築に当たって住宅ローンが組みやすいという利点があります。

一方では、名義は町有地でずっとということになりますので、そういった差は生まれてくると思いますが、そういったことに差はあるのかなと思いますけれども、なぜかといわれると、街並みというところも大きく影響しているし、月額で幾ら、年額で幾らというPRの仕方が確かにうまいだろうと思っております。

現在、8戸のうちに4戸ほど売れているところでもありますので、引き続き、そういったところについて大々的に本町の制度のよさをPRしながら走って行きたいと思えます。

○2番（草原正和君） 街並み等が主な原因ではないかというような内容だったと思えます。

そこで、なぜ単年度での完売目標としなかったのか、単年度で売りきれのような金額設定、もしくは施策じゃなかったのかというところが大きな問題じゃないかなと、その辺も今後の施策、もしくは価格見直しと販売条件を見直すことがあるのであれば、それらをやってやっぱり単年度で、ほかの地区から見て飛びつくような内容で、すぐ、あそこがにぎわいができたなと思えるような内容の施策を要望いたします。

東串良町の池之原小学校は1学年1クラスが多かったようですが、今では全クラス2クラスあるそうです。同じ場所に多くの世帯が移住してこれるように、もっと大きな分譲地を検討すべきではないでしょうか。単年度で多くの世帯を誘致することで、隣近所にも地域新人さんがいるという安心感や、同年代の子どもがいるかもしれないという期待から定住・移住の候補地となるのではないのでしょうか。そのようなことも検討した上で今後の施策を要望いたします。

それでは、4つ目の質問に行かせていただきます。人口減少対策の施策を示せてす。人口減少対策には、定住促進以外にも施策があると思えます。住宅促進事業以外の施策はどのようなものが実施されていますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

人口減少は重要な課題であり、定住促進のほか、各種対策に取り組んでおります。大まかに3つの分野について、主な施策を申し上げます。

まず、出生率向上に関する支援策でございます。こちらは、経済的支援と伴走型相談支援事業の2本柱で展開しております。経済的支援としましては、母子手帳交付時に5万円、赤ちゃん訪問時に5万円を支給する出産・子育て応援支援事業と、新生児期に10万円を給付する事業の計20万円を主に、不妊治療助成事業や妊産婦健康診査助成事業など、妊娠前からの助成事業も行っております。相談支援事業としましては、妊産婦訪問事業や産後ケア事業など、妊娠前から継続して切れ目ない相談支援体制を整え、すべての妊産婦、子育て世代が安心して出産、子育てができる環境整備に努めております。

次に、就労支援等に関する支援策でございます。Uターン等により新たに就農した方々に対する新規就農者支援事業、親元就農者等補助事業、次世代担い手確保支援事業、次世代担い手家賃支援事業、本町での新規創業者に対する新規創業企業支

援事業などにより、若者の就労環境に対する支援を行っております。

最後に、子育て、教育キャリア形成に関する支援策でございます。子育ての悩みの相談や子どもの居場所づくりとして子育て支援センターと放課後児童クラブの設置、令和5年度から小学校も対象となりました、町内の学校に入学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減する入学援助金、本町で生まれ育った人材が勉学に励み、再び大崎町に定住することを支援するリサイクル未来創生奨学金制度、検定料を助成する英語検定料補助金、給食費の負担を軽減する学校給食補助金等により、子どもたちの可能性を広げる取組を行っております。

そのほか、こうした施策が持続可能なために支援策の原資となるふるさと納税促進事業に取り組み、歳入の確保にも努めております。

以上、答弁で事業名を羅列するような形となり恐縮でございますが、1つ1つの事業を行い、少しでも人口減少に歯止めをかけてまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○2番（草原正和君） 大崎町に移住する上で、仕事からのアプローチも重要だと思います。先ほど町長のほうからも定住、居住等だけではなく仕事の面でもということで答弁がありました。

そこで、今回は、町長がよく言われている大崎町は畜産の町という点から質問いたします。畜産の町、大崎町に魅力を感じ、移住して畜産を本町で始めようとした場合、他の市町村、近隣市町村よりいい点はどのようなところでしょうか。どのような本町独自の支援があるのでしょうか。また、開業後、収入が安定するまでの支援策、価格変動等に対する支援策はあるのでしょうか。移住・定住を検討している人から見て、大崎町を選ぶメリットは、畜産の場合、どのようなことがあるのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 個々の畜産農家が牛を飼う、豚を飼う、あるいは鳥を飼うといったところの移住については、相談はないと思っております。

これまで、大崎町で事業を実施したいという方々は法人でございます。法人の方々が大崎町で大規模経営をやるということで、畜産においては野方の松ノ尾集落に大規模な養豚場が建設をされ、肥育棟が建設される予定でございます。それは、畜産でありますので地理的に条件がいいという感じだと捉えております。そしてまた、牛につきましても、大崎町で大規模経営をやりたいということで適した土地を探すところにも引き続き取り組んでおられますので、法人等については打診をいただきながら前に進んでいる状況であります。

じゃあ大崎町で畜産をとったときに、今の価格の停滞を考えたら、なかなか若い人たちが就労しがたいという状況があると、今、理解をしております。子牛価格が安かったり、先々の見通しが立ちにくくあり、あるいは枝肉がストックが大きい

という現状を考えると、国内的に認定農業者としての個人の就農はなかなか育っていないという現状がありますので、こういったところはどういう対応をしたらそういう後継者が生まれ、あるいはIターンが生まれるということはまた協議していかなければならないと思っております。

私は、大崎町の畜産でいいところは、大崎町畜産振興協会を持っていることであると思います。繁殖雌牛更新対策事業をやったり、共進会に対する補助制度をやったり、保留牛、購入に対する助成制度を構築したりというところが畜産振興協会の補助金としてJAと町で折半しておりますので、こういったところは他自治体にはない制度であると考えております。また、そういう制度を活用しながら新たにというところは進んでおりませんので、そこらについては十分、課を含めて、どういった形で若い人が参入するのか、県外から参入してくる環境をつくれるかというところは検討してまいりますが、今のところは答えがないと思っております。

○2番（草原正和君） ありがとうございます。

今回は畜産をテーマに質問としましたが、本町に移住・定住を促す1つの手段として仕事の支援の充実を検討するよう要望いたします。

また、先ほど、いろいろこういうのがありますよということで答弁をされましたけども、仕事を探す上で、インターネットで今、大体仕事を探す方が多いんですね、若い人たちは。その上で、大崎町はどういうものがありますかといって電話をする前に、インターネットとホームページを見たときに、こういうのがあるよと、これちょっと深く聞いてみようかなと思えるようなホームページのつくりかた、促すような感じで作成していただけたならもう少し増えてくるのかなと思います。その点を要望しておきます。

続きまして、商業施設等の観点からの質問です。先ほど、街並み等いろいろと移住してこない理由等も上げられましたけど、隣町、東串良町は本町に比べると、人口約半分です。なのに、なぜ、ミネサキ、ダイレックス、コスモス、コープ、セイムス等が並んで営業しているのに、大崎町は、ある程度大きな店舗がダイワぐらいしかないのでしょうか。どう思われますか。

○町長（東 靖弘君） 事実であります。そういった大崎町の状況でありますので、そういった大規模店舗が進出してくるような環境ができれば本当に素晴らしいことだと思いますが、そういった手立ては今のところないです。

○2番（草原正和君） 他の市町村に家を建てた方に聞くと、大崎町は買い物が不便だから選ばなかったということを目にすることが多々あります。そのようなニーズに応えるような施策は、今後できないのでしょうか。

旧あすばる大崎のように、一定期間固定資産税の無償化や土地の無償等の貸付等

で誘致は検討できないでしょうか。もちろん、既存の商店への影響もあると思われ
ます。しかし、大型店舗の進出で小さいお店が必ずしも営業できていないかとい
うと、A-Z、イオン近辺でも営業を続けているお店もあります。町の支援や経営者
の努力、クール等で共存ができるのではないのでしょうか。人口を増やす、維持する、
減少率を抑える上で検討していかないといけないのではないのでしょうか。卵が先
か、鶏が先かではないですが、買い物が不便で移住・定住が進まないのであれば、
商業施設を、住宅地がまとまっていないから商業施設が誘致できないのであれば、
商業施設を誘致しやすい場所に住宅地を進める等の施策は考えられないですか。

○町長（東 靖弘君） おっしゃるとおり、特に若い人たちがショッピングを楽しめる
ような商店があるということが理想の町、私としてはそういう思いがあります。

鹿屋市のダイワが閉鎖いたしました。そのときに大崎町のダイワはどうなるかな
と思って、会社の部長さんに相談をいたしました。大崎町はそのまま続けるとい
うことであります。そこで、私が提案したのは、いろんな品揃えを十分してほしいと
いう提案をいたしました。ただ立ち話でのことでありましたので、それを進めてい
ただいているわけでもないですが、やはり住民の皆さん方が1箇所で買い物ができ
るようなところがあるということが非常に大崎町の場合は必要性が高いので、こ
ちらについてはそういう動き方もしていきたいと思います。利便性の高いところで
そういったことができて時間をつぶすことができるような施策があるということは大
変ありがたいことであります。

インター付近でそういったところが来てくれないかということで職員が大分頑張
りました。しかしながら、なかなか大崎町への進出はかなわなかったんですが。買
い物のスタイルの中で指摘されたことがあります。大崎町の方々は1週間分、2週
間分まとめて買って帰ります。大型スーパー等があるところは毎日来てもらわな
いと困るんですということでありました。確かに、その差はあるなと思ったところ
でしたけれども、なかなかそういったところも実現はできていないですが、いかに
そういった課題を解決するかということがあります。定住条件の1つに商業施設が
あるということは重要な条件だと思いますので、そういったことがありましたら教
えていただきたいし、我々もまた担当課に持ち帰ってどういう対策を講じれるのか、
そこはまた検討してまいります。

○2番（草原正和君） 町長は群馬県の明和町を御存知でしょうか。それでは、群馬
県の明和町はコストコの誘致に成功しています。コストコの土地の条件には、半径1
0キロ以内におおむね人口50万人という条件があるそうです。しかし、明和町は
人口1万人だそうです。なぜ誘致に成功したのでしょうか。いろいろな近隣に都市部
があるとかいうのもあると思います。ただし、内容から50万人からは大幅にずれ

たところで誘致が成功しています。大崎町もこういったところを情報を得て、住民が便利に暮らせ、また、定住・移住しやすい環境の整備を検討してください。コストコのように大々的なものを絶対というわけではありません。大崎に合った便利なお店等の誘致という意味での誘致の努力ということです。

東串良町は平成14年から令和元年までの事業で、池之原地区ですね、大体そこに約190区画ほどつくったそうです。約660名が住んでいるそうです。大崎町の定住補助事業を見ると、平成23年から令和4年度までで271世帯、1,045人の方がこの補助事業を使って大崎に家を建てられた、もしくは中古を買われたということです。これは、東串良町より短い期間で多くの人数を大崎に集めています。しかし、なぜ、住宅が増えたな、あその地区は活気が出たなと実感できないのでしょうか。その点についてはどう思われますか。

○町長（東 靖弘君） 町の活気とのことでありますけれども、やはり人口が集積するコンパクトなまちづくりが実現できたときに、そこにいろいろな人たちが集積してきますので、そこは1つの活力ある町、イメージとしてはそういう形であると思います。分散していると、どうしても分散したところの人たちがそういう感じは受けると思っておりますが、外面的には分散してしまうとコンパクトな町としては捉えにくいのかなというイメージじゃないかなと思っております。

○2番（草原正和君） 今言われたように、分散してしまっているということで、やはり分散することでのいいメリットもあります。いろいろな地区のところで地域の集落の活動を担ってくれたりとか、先ほど言ったように除草作業、避難等、いろいろな形でいいところもあります。なので、その辺も強化しつつ、1つの場所では焦点が誘致しやすいようなところ、重点のところもつくりつつ、ほかのところも支援できるような形で施策を進めていければと要望しておきます。

そこで、住宅地をというのと、農振地域がと返答されます。東串良の分譲地も農振地域だったところが含まれています。しかし、分譲に変えて大きな住宅街をつくっています。大型商業施設をというのと、既存の商業関係者がといます。しかし、大型店舗を誘致しても既存の商工関係者も事業を営んでいる地域はたくさんあります。大崎町は無理だ、大変だと思われたリサイクルに取り組み、日本一を実現したじゃないですか。できない理由を述べるのではなく、できること、できたところを参考にして、どうすればできるのか、どうすれば近づけられるのか、人口が増える施策に本腰を入れて取り組んでいただけるよう要望しておきます。よろしく願いいたします。

それでは、5つ目の質問に移らさせていただきます。

陸上の聖地、大崎を目指す上で少子化はどのような影響があり、どのような問題

があるかの認識をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 少子化が陸上の聖地、大崎を目指すに当たり、どのような影響、問題があるかでございます。スポーツに携わる子どもたちが減少することに伴いまして、まずは団体競技の編成が困難になってくることが考えられます。また、保護者、子どもたちを含めたスポーツ参加者の減少に伴い、各団体活動や競技レベルの低下、指導、運営に関する知見が途絶えてしまうことなども懸念しております。さらに、これまで活用されていたグラウンドや体育館などの体育施設が閑散としたり、スポーツイベント等において参加者数が少なくなるなど、地域全体の活力が低下してしまうのではないかと認識しております。そのような状況を招かないためにも、少子化対策に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番（草原正和君） 先般、このような意見をお聞きしました。「よそから来る合宿者やトレーニングの人たちにはいろいろな支援、誘致等一生懸命なのに、大崎でスポーツを頑張っている子どもたちには何がある。全国大会に行っても1人1万円、団体は3万円だよねと。団体は3人の団体競技でも3万円、十数名の団体競技でも3万円、なんでそうなるのかな、検討してもらえないのかな」、このような内容でした。このことについては、合宿等の誘致等の交流人口の増加を増やす以外にも、大崎町でスポーツをしていたら合宿に来た選手と交流もできるし、支援もある、大崎町に移住してスポーツをさせたいと思えるような施策はできないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 支援の補助金のことが出たところでございますが、個人の場合は1人1万円を上限として、団体におきましては3万円を上限として交付しているという状況です。

現在は、この交付基準で交付しており、今後、交付基準の変更予定はありませんが、スポーツ少年団活動の醸成等を勘案しながら協議する必要性はあるかと思っております。

○2番（草原正和君） 団体競技等になってくると、やはりいろいろ出てきますので、多くの団体でプレーするチームのことも検討して施策をお願いします。

町長は、少子化の中、子どもたちが活動している各スポーツ少年団、クラブチーム等、人数がどのようになっているか把握していますか。特に団体競技等は十分な人数が確保でき、練習や試合等に影響がない状況であると思いませんか。また、そのような中、各団体はどのような形で部員を募集していると、声かけをしていると思われませんか。お願いします。

○町長（東 靖弘君） 部活動、スポーツ活動でありますけれども、学校においては児童数が多いところはそれぞれ単独でつくれるかもしれないんですが、それにしても、

やはりスポーツで、例えばバレーにしても野球にしても、1チーム9名から12名、そういったところが確保がなかなか少ないということで、他の学校と一体となって大会に臨んでいる。高校生でもそうですし、中学生の部活動もそうですし、大崎中学校でもそうじゃないのかなと捉えております。

人数が少なくなってきたからなのか、あるいはスポーツをする子どもたちが減ってきたからこういう形になるのか、人気スポーツだったものが、実際部活に加入する子どもたちが少なくなっている現状を考えたときに、どういう流れになっているのかというところは、もうちょっと聞きながら分析していく必要はあるのかなと思いますが、今捉えている分については混成チームが多くなってきている、ソフトボールでもそういったことが出ているし、野球でもそうですし、そういった状況であると捉えております。

○2番（草原正和君） チームを構成する上でなかなか人数が足りないという現状に直面しているところが事実です。

そのような中で、どうやって募集をするかということ、ほかのスポーツをしている子どもたちに、こっちの部活は楽しいよ、こっちをやってみないというような声かけを多々耳にします。町長が言われたように、スポーツをする子どもたちが少なくなっている、もしくは人数が少なくなっている。そのようなことから運動をする子どもたちをいかにして自分のところというように声かけが多少あるようです。

しかし、そのようなことをするとですね、引き抜き行為でその子がほかのスポーツを進めて、本当にその子に合って芽が出てよかったねという子も、もちろんいると思います。しかし、1人抜けると、チームが編成できないような中で、1人そちらの方に移ってしまうと、やはり、それは問題の種になってくると。その部分の根本的な問題が、少子化で子どもの絶対数が少なくなっているということが根本だと思えます。

そのようなことから、スポーツの聖地を目指す上でも子どもたちの人数を確保できるような施策をつくれませんか。

○町長（東 靖弘君） 結論からいうと、定住人口を増やしたり子どもたちがたくさん集まる町であったり、そういったところ目指していきなさいということで認識しておりますので、定住対策、移住対策といったところは力を入れていきたいと思っております。

先般もワーケーションでいろいろ予算提案をしていることもありますので、そういったこと等についても真剣に取り組みながらやっていきたいという思いと、それから、私たちは人間として生まれてきて、歩く、走るということが基本動作であると思います。ですから、自然に歩いている、自然に走っているということもありま

すけど、歩くことによって体のバランスが保たれるか、あるいは筋肉がどういうふう
に発達していくかということ等も十分子どもたちにも教えながら、基礎的なこと、
基礎体力をつけるためにはこうだということをお教えながらスポーツの魅力を伝えて
いくということがとても大切ではないのかなと思っております。

○2番（草原正和君） 人口を増やしてくださいという願いが一番のところでした。
少々、陸上の聖地からのこじつけのような形の質問ではございましたが、どのよう
な視点からでもいいです、どうにか人口を増やしてもらいたい、今の子どもたちを
増やしてあげたい、大人になっても、困ったとき相談できたり助け合えたりする友
をつくってあげたい。町長の小さい頃の同級生の数と、今の子どもたちの同級生の
数は、ものすごく差があるのではないのでしょうか。町長も、同級生、先輩、後輩
から助けられたことが、今までに多々あると思います。今の子どもたちにも、その
ような仲間をたくさん残してあげられるような人口対策を要望して、私の質問とい
たします。

○議長（富重幸博君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は、1時から再
開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

6番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○6番（稲留光晴君） 日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき、また、関連
する質問をいたします。

第1番目ですが、家計を直接救済する実効ある支援策を求めるものであります。
事業者や家計に深刻な影響を与えている物価高騰、今年春時点で、1年間の物価上
昇に伴う家計負担は、年収400万円から500万円世帯で月6,000円から8,
000円、年間7万円から10万円近い負担が増えるとの試算も出されております。

食料品や日用品の支出割合が高い低所得者世帯ほど負担は大きく、ひとり親支援
協会大阪市が、全国のひとり親世帯を対象に実施した調査では、9割以上が物価高
騰による生活苦を感じており、食事の回数を減らさなければ家計が回らないなど、
厳しい状況を訴えている回答が寄せられているとのことであります。

地方創生臨時交付金で各自治体が給食費の負担軽減や生産者への原油高騰分の補
助等の施策を実施しているものの、現状に見合った対策がされているとは言えない
と分析しております。昨年にも増して、今年は物価高騰が家計をより圧迫しており

ます。

それでは、本町独自の大胆な実効性のある支援策が必要ではないか、支援策拡充のための予算編成となっていくのかをお尋ねをいたしまして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

物価高騰が家計を圧迫している住民世帯に対して、本町独自の支援策ができないかということでございますが、まず、これまでの取組を御説明いたします。

国の物価高騰対策のうち、直接住民の生活を支援する施策としましては、子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給する事業や、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を支給する事業を実施しております。

本町では、他の自治体のような独自策は実施しておりませんが、物価高騰による生活への影響を不安視される声があることは認識しております。しかしながら、本町としましては、ひとり親家庭や生活が困窮する世帯などへ対する支援が最重要であり、給付金のような一時的な支援だけではなく、福祉の立場からあらゆる制度を活用するなど、一人一人に寄り添った支援が必要との考えから、現時点では本町独自の支援策の拡充は考えておりませんが、今後の物価高騰の状況によっては何らかの支援を検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（稲留光晴君） やはり今大変な、家計が回らないと、そういう状況があるわけですが。社会福祉的などということをおっしゃいましたけど、大崎町は災害時に2億円近く自己資金を出したりしております。例を出しますと、隣の東串良町等はですね災害等がないですから、その分、住民1人当たり1万円、2万円と、そういう現金支給をやられていましたですね。ですから、そういった、どこから財源を持ってくるかと。当然、国の施策とありますけども、今現状では全く考えてないというふうに町長おっしゃいましたけどね、それはちょっといかがなものでしょうかね。私は必要だと思いますよ。この後の基幹産業の件に関しましてもですね、やはりそういう町独自策というのが、これからやはり必要になるんじゃないかと思うんですね。別に、財源が今大崎町にないよというわけでもないと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 我が国の今の動向については御存知のことであると思いますが、燃油の高騰、あるいは日常生活の家計に及ぼす諸物価の高騰といったことが盛んに取りざたされております。政府においては、こういったところについて再度日を当てるべく前向きなといいましょうか、そういった形で検討しているということは日々の新聞の中で出ておりますので、今の状況が厳しい国民生活を強いられている

状況を鑑みて、それなりの政策は打ってこられるのではないかなというところは期待をしております。

それから、独自政策を打てということで、本町もこれまでもプレミアム商品券といったところで、他の自治体にないような大きな政策を打ってきているところがあります。これからまた、11月頃になりますとリサイクルありがとう商品券等を発行いたしますので、そういった面では応分の対策はとっていると思っております。先ほど述べたように、国自体がそういう方向性で政策を講じてまいりましたら、すかさず我々もそれに応じては対応してまいりたいと思っております。しばらく状況を見る、検討するという感じかと思えます。

○6番（稲留光晴君） 今、町長おっしゃいましたリサイクルありがとう商品券ですね、プレミアムですけれども、毎年連続して発行していただきたいと私たちは念願しておりますけれども、11月のほうは1人当たり1万円分の商品券を各家庭に郵送すると。そういうこととまた別に、プレミアム商品券を発行されるだろうと私は願っておるんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 現段階ではそこまでは検討しておりません。今回、リサイクルありがとう商品券を出すことと、検討しなかったわけではないですけれども、一応、最後のほうに説明いたしましたように、物価高騰の状況によっては何らかの支援を検討させていただきたいと考えておりますので、現段階ではそういう答弁とさせていただきます。

○6番（稲留光晴君） 町長がそうおっしゃるわけですから、今後、年末に向けましてですね、今、予算のほうも各課のそういった状況が町長のほうに予算組が来ていますけど、ちょっとその辺の中では各課からそういった意見とか、福祉のほうから個人に対してとか、そういうのは町長のほうには来ていないですか。

○町長（東 靖弘君） 予算編成の時期が12月になりますと、令和6年度の当初予算編成時期にはいろいろ検討してまいります。また、12月の補正予算に関しては11月中にいろいろ審議をするということになっておりますが、現段階ではそういったことはありません。

○6番（稲留光晴君） 了解いたしました。

それでは、2番目に入りたいと思います。本町基幹産業の家族経営農家を守る対策を求めるということであります。

和牛生産農家の実態について、ちょっと数値をですねお尋ねしたいと思います。まずは、過去5年間の毎年の子牛価格とせり上場頭数の推移を示していただきたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

過去5年間の子牛価格とせり上場頭数につきましては、令和元年が2,720頭の上場頭数で、平均価格70万8,254円。令和2年が2,460頭の上場頭数で、平均66万367円。令和3年が2,514頭の上場頭数で、平均69万1,929円。令和4年が2,507頭の上場頭数で、平均57万8,576円。令和5年が1,051頭の上場頭数で、平均51万392円でした。ただし、令和5年につきましては、4月から8月までの頭数と平均価格でございます。

○6番（稲留光晴君） 5年間の数字を教えてくださいました。平均価格で約20万、これは雌、去勢頭の平均の額であります。

それではですね引き続き、畜産農家の5年間の戸数の推移について教えてください。

○町長（東 靖弘君） 生産農家戸数につきましては、1月1日現在の統計で、令和元年が309戸で、母牛頭数4,344頭、令和2年が294戸で、母牛頭数4,087頭、令和3年が277戸で、母牛頭数4,430頭、令和4年が257戸で、母牛頭数4,201頭、令和5年が237戸で、母牛頭数4,090頭でございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 過去5年間で、戸数的70戸減っているということでもあります。母牛頭数も300頭近く減っている状況ですね。

あと、数字をちょっと教えていただきたいのが、肥育農家の実態で枝肉相場がこの5年間でどういうふうに推移をしているのかを教えてくださいただければと思いますが。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

和牛肥育農家の過去5年間の農家戸数は、令和元年が8戸、令和2年が8戸、令和3年が7戸、令和4年が5戸、令和5年が5戸でございます。枝肉価格の推移につきましては、東京市場和牛去勢A4等級で申し上げますと、令和元年がキログラム2,408円、令和2年がキログラム2,103円、令和3年がキログラム2,427円、令和4年がキログラム2,348円、令和5年4月がキログラム2,328円でございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 東京市場ですか、一番数字は。ほとんどナンチクとかそういったところから持ってきて、向こうで枝肉にするのか。そこ辺はどうなんですか。

○町長（東 靖弘君） 肥育牛の枝肉については、ナンチクでもやりますし、サンキョーミートでもやっております。枝肉として集荷されるところが大阪であったり東京であったりかもしれませんが、地元で枝肉をやっているところと、それから京都のと殺場でと殺にかけられる方々もおられますので、それぞれということになります。

○6番（稲留光晴君） 各と殺場とかそういったナンチクとかそういったところ、若干、

頭数によっては枝肉の金額が違うわけですね。

○町長（東 靖弘君） それはそうだと思いますが、最近のデータから見ますと、肥育牛の管理の仕方が非常に行き届いておりますので、ほとんどがA5判定という形になっていると思っております。

○6番（稲留光晴君） それでは、次の養豚の農家の実態についてですが、1戸当たりの豚の出荷頭数及び金額等をちょっと分かれば教えてください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

養豚農家の過去5年間の農家戸数につきましては、令和元年が法人8戸、個人8戸で合計16戸、令和2年が法人7戸、個人7戸で合計14戸、令和3年が法人7戸、個人8戸合計15戸、令和4年が法人7戸、個人6戸で合計13戸、令和5年が法人7戸、個人6戸で合計13戸でございます。

また、養豚の枝肉価格の推移につきましては、令和元年で524円、令和2年で561円、令和3年で546円、令和4年で582円、令和5年4月で562円でございます。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 養鶏農家はどうですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

養鶏農家の過去5年間の農家戸数につきましては、令和元年から令和5年まで9戸となり、農家戸数に変動はなく、ジャパンファーム系列7戸、児湯食鳥2戸となっております。

また、年間出荷見込み羽数は預託農家9戸の常時飼養羽数32万7,000羽に5.5回転を掛けた179万8,000羽でございます。ただし、猛暑による事故や病気等の事故により死亡するひな鳥があるので、羽数の増減があります。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 養鶏に関してですね出水とかそういったところで養鶏農家約1,000万羽処分をしたと。町長、御存知でしょうから。それから卵が急激に上がってまいりました。今、ジャパンファームに関していえば、それほど卵が値上がりするとかそういうのはないはずですよ、私はそう思ったんですが。ちょっと落ち着いてきていると思うんですが、今でも1パック10個入りで100円で買ったのが、最初は300円ぐらいしたんですね。それから、今がスーパーに行きますと230円、20円ですね。まだブロイラーの卵も倍なんですよ。これはやはり羽数が減ったとか、そういう今、現状ではないと思うんですが、ちょっとそこ辺はどうですか。

○町長（東 靖弘君） 詳しく答えられないと思いますが、出水は採卵鶏がほとんど

でありましたので、そういったところが殺処分された、あるいは全国的にも採卵鶏が多かったので殺処分されて非常に卵が不足したということで値上がりになっていて、JAの鶏卵の一定の価格基準がありますので、それに基づいて価格設定がなされていると捉えております。高いというところは、最初は高かったですから現状はわかりませんが、卵の価格についてはJAの相場をもとにしてやっているということであります。ただ、採卵鶏が回復してきて、卵が順調に回ってきているという情報は新聞等では見ておるところでございます。

ジャパンファームはということでありましたが、ジャパンファームは会社において孵化させるという手法をとっておりますので、主に食肉鶏ということであります。

○6番（稲留光晴君） わかりました。

そうしたら、今まで数字を教えてくださいましたが、母牛、生産牛ですね、令和元年から令和5年まで、70戸近く減っているんですが、この5年間で母牛の数も300頭近く減っている。この中で分析をしますと、畜産を辞めるという方、その中身ですよ、年を取ったから辞めるとか、この5年間で牛の値が下がっていますが、和牛頭数が減っている、また母牛が減っている、当然、牛価格は暴落的に1頭20万近く減っているわけですけど、ここ辺の詳細というか、農林振興課のほうで離農をされた生産農家の詳細というのはわかりますか。

○町長（東 靖弘君） 具体的な戸数は担当課でも把握していないところでありますが、年々減少しているという状況であります。1つは、やはり高齢による離農が大きいと思います。やはり大動物でありますので、高齢になってきて牛を管理するという事はなかなか難しいということが上げられると思います。

それで、先般、JAとの会がありましたので、その中でキャトルセンター等について聞いてみたところでもありますけれども、一括して子牛を預かって飼育させる方法は余り順調ではないような判断でありました。できるだけ高齢の方々が長年牛を飼っておられるので、ずっと引き続いて飼っていただけるような方法はどれがいいのか常に考えて行かなければならないところでありますが、価格の問題、高齢の問題、この2点ではないかと思っております。

○6番（稲留光晴君） これからが本題に、私、なろうかと考えております。南日本新聞の8月18日付なんですが、子牛価格が50万円割れ、飼料費増に農家が悲鳴というふうにあるわけです。消費減で相場も低迷し、国の支援も追いつかずということで、大半が赤字と。

大崎町の野方の生産農家の方がですねちょっと記事を載せられているんですよ、取材を受けて。国などは子牛価格の下落や配合飼料価格の高騰に対し補填金を交付して農家を支援する。大崎町の繁殖農家、ちょっと名前を書いていますけど省き

ますが、この男性の方は65歳、補助金では全然足りず貯金がずいぶん減った。10月からインボイス制度が始まれば消費税も払うことになるからきついと表情を曇らせると。大半が赤字というような記事なんですね。だから、私、3年ぐらい前に4頭ぐらい牛を飼っていらっしゃる方、夫婦で80前後でしたか、牛を売って、それで経費も回らなくなった、損をする。その中で自分がもらっている年金を払うようであれば辞めましたと。3年ほど前ですね。そういった話も聞きました。ですから、大崎町の町長がよく言われます、基幹産業、畜産農業、本当に危機的状況では私はないのかなと思います。

つい昨今、和牛部会の知り合いの方から、牛を増やしてほしい、増頭のお願いで農家を回らなきゃいけないんだけど、多分、今の状況では増頭も無理だろうからというふうな話をしながらでも、訪問だけはして情報交換とかそういうコミュニケーションだけはしますということでした。あと先週ですけれども、私も農家を回っていますけれども、牛のほうは1万5,000円、1頭につき出たんですよ。でも、その方がおっしゃるのは、30万、1頭出せば赤字になります、とても経費もまかなえない。さっきの記事ではないですが、貯金を取り崩す。貯金があられる方はいいんでしょうが、この状態が続けばですね本当に大崎町の畜産の農家の方は、今でも悲鳴を上げられていると思います。肥料や飼料価格が20年比で1.5倍という記事もあるんですね。これはウクライナ危機により農家が購入する価格で1.5倍に上がったということです。

農産物の販売価格を示す指数は横ばいとなっておりますが、生産者側が資材等の上昇分を転嫁しづらいという状況になっている。牛の場合も、自分で値段を決められないわけですから。配合飼料等は決められた金額ですよ、20キロで千五、六百円のが2,300円とか今なっているものですよ。だから、こういった中で国の政策で追いつかないと思っております。ですから、ここでやはり町独自の支援策というのが必要ではないでしょうか。私はそう考えます。

肥育農家もそうだと思います。ブロイラーや豚肉に比べ牛肉は高いため、牛肉に対する消費の買い控えが見られる。このことから、肥育農家は枝肉相場がなかなか上がらず、えさは減らせないから子牛の仕入値で抑えるしかない。生産農家の実態を見ますと、今、本町基幹産業が衰退していくのを食い止め、家族経営農家を守る緊急対策が今ほど求められているときはないと私は考えます、今、申し上げました。是非ですね町長の大胆な支援策を求めますけれども、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） いろいろお話しいただきましたけれども、なぜ肉が売れていないのか、なぜ子牛価格が上がらないのかといったところを具体的に根本的に知る必要があると思います。枝肉価格のことがさっき出ましたけれども、コロナのときの

外食産業の停滞、インバウンド等の停滞、そして現在もそれが回復しつつあるものの、中国の状況からなかなかインバウンドの効果が上がっていかない。そういった中で諸資材と食材等も上がることで家庭の消費が落ち込んできて牛肉とかを買うことがなかなか難しくなってきたということも大きな要因であるし、外食産業で食べられなくなってきたというところも大きな要因であると思っています。したがって、肥育牛の頭数、いわゆる殺処分による枝肉にする頭数も売れないので制限を加えているという状況であると思います。

先ほど枝肉の価格、ほとんどがA5判定ということで御説明いたしましたが、A5ランクでも1から12まであって、脂肪交雑の割合によってランクが決められていく。一番いいところのAランクの5等級というところがなかなかはけていないということがありますので、したがってナンチクにおいてもサンキョーミートにおいても肉が冷蔵庫でしまわれているという状況で、全体的に肉の流通が難しくなっている。肉が売れなかったら、子牛も当然肥育農家は買い控えということがあります。買い控えするということは、買ったときにも値段を落として買うと。ひとつの国全体の今の畜産に対する流れがこうなっているということがありますので、行政が諸物価の値上がりによって、今支援策を打つてという御質問で、そういったことをおっしゃっていただくことはありがたいんですけども、国の政策、制度を変えていかなければ、なかなか、これは何回やっても同じと考えておりますので、国においてもそういった支援策を講じていく、対策を講じていくという話をされているところでありますが、制度的にそれをどうするか、溜まっている肉をどうやって捌けさせていくか、そういったところを根本的に考えていかないと、子牛から肉になるまでのこの過程の流通はなかなか解決しないのではないかと思います。

したがって、支援策を打つてという御質問でありますけれども、今の状況を、国政の動きを十分見る必要があると思っています。

○6番（稲留光晴君） 今、状況を町長は見ると。でも、農家の方は見ている場合でもないと思います。1頭出せば二、三十万円の赤字。頭数が多ければ多いほど負債が溜まります。大体60頭、70頭数の人は1年間に出していらっしゃるから、60頭全部、二、三十万赤字かというところでもないんですけどね。だから、軽く1,000万円は年間で、このままいきますと赤字が続くということになりますね。ですから、国の施策とおっしゃいました、町長はいろんなJAの会合とか、農水関係の代議員が2人いらっしゃる、またJAの鹿児島の方が中央会の会長にもなられました。そういった中で、こういった話というのは当然出ていると思うんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 御存知のように、大臣がおられるし、いろんな政治家がおられ

ますので、特に農業分野に精通しておられる方々が我々のところの代表で国政に出
ておられますから、県も、あるいは市町村会もこういった要望は続けているという
状況であります。したがって、国際的な飼料の高騰も、これもロシアとウクライナ
のそういった関係も大きな要因であることでもありますので、やはり大きなものを
一歩ずつ解決していくということが先決かなと思っております。

先般、今、稲留議員さんがおっしゃいましたけども、私も当人と話をいたしました。
非常にこういった状況だということは重々承知をいたしております。そういった
ことも踏まえながら、国・県等への要望はするわけでありますので、国政的に解
決をしていく、消費に向かう方法をまず構築していくということが先決ではないか
と思います。当然、支援しなさいということになってくると、何らかの体制は考
えて行かなければならないだろうと思っておりますが、今はこれという施策がない
ところです。

○6番（稲留光晴君） それでは、私が提案をさせていただきたいと思えます。

先ほど同僚議員、都城市の話がありました。今回の私の一般質問とは関係はあり
ません、都城市10年後の人口増と、今15万8,000人ということでですね保
育料の無償化等を取り組んでおります。この中で、いろんな保育料とか人口減少対
策、この原資となるものはふるさと納税だということなんですね。どのくらい都城
が日本一を取ったり3位になったりしました、その中で8月30日付の南日本に
ですね飼料高騰対策など補正予算案を発表と、都城市あるんですが、主な補正は畜産
農家約1,200戸を対象とする飼料価格高騰対策事業9億4,004万円、あと施
設園芸160戸の対策2,055万円。飼料高騰対策事業は国の配合飼料価格安定
制度に上乘せをし、価格高騰で負担が増えた分について1トン当たり6,000円
を補填する。1経営体当たりの上限額は300万円。事業費はふるさと納税寄附金
を積み立てたふるさと応援基金を充てるというふうになっているんですね。うちも
ふるさと納税基金を積み立てておりますので、57億円ぐらいですね。それで日本
全国1位の都城市にどれぐらい、毎年190億円、170億円の基金がある中で、
今積み上げた基金額は幾らですかと、私は都城の役所に聞いてみました。議会事務
局に聞きましたら、じゃあふるさと納税専門部署がありますからそちらに回します
ということで、お尋ねをしましたら、積み立てはしておりません。一昨年いただ
いたふるさと納税は、昨年の分は今年全部の事業で使い終わりますと、こういう返
答でした。私はびっくりしました。実は、私は大崎町も納税も多いほうというふうな
若干しましたけど、都城は日本一、トップを何度も取っておりますので比較になら
ないんですけど、積み立てず、昨年の分を本年度の事業費に充てるということ
でした。都城市もほかの事業とか、3月24日の記事は23年度一般会計当初予算に繰

り入れる寄附額140億円とのぼり、394事業で活用を予定と、都城はなっていますね。394の事業をこのふるさと納税でやるというふうになっております。

57億5,100万円、今、ふるさと納税が積み上がっています。これを今私が申しあげました、基幹産業である畜産農家の危機的状況を脱するために、これを使えないかと、私、提案をいたしたいと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 都城市は毎年ふるさと納税750億ぐらいあるんですね。それを原資としながらいろんな政策を打っているんで、ふるさと納税の基金は全てを使ってはき出して子育て環境とか3つの政策に充てているということで、本当にすばらしい市政をやっておられる。それで転入も多いし人口も多いし魅力あるまちになっているということは、非常に勉強すべきだと思っております。

我々はふるさと納税を頑張ってきたのは、いろんな施策、子育て環境、住宅政策といったものをどうしてもやっていかないと、一般財源だけではとても、一般財源の税収が13億程度ですから、それだけではなかなか成り立っていかないとということでふるさと納税に努力しながら今日来て、ようやく応援基金等ができてきているという状況であります。それを使って畜産農家に対して応援をなさйтеということですが、私は畜産農家は基幹産業と思っておりますので、いろんな制度は打っていきたくて捉えております。国の政策など当てにしないで独自でやれる行政を展開している都城市とうちでは若干の違いがあります。同じ牛の生産者と考えれば一体ですから、そう差があるべきではないと思いますけれども、大崎町なりにできる方法を考えたときに、先ほども申しましたような国の政策がほしいというのが1つ、それに合わせながら制度を打つことと、じゃあ持続可能な畜産農家であるべく応援するためには何がいいのか、そういったところを大崎町ならではのスタイルでやっていきたいと思っております。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 私は、ここ2年、3年じゃないかと思うんですよね。だから、大崎町だから、独自というのは、今、実際の生産者の声を聞くと、本当に今現金がほしいと。一昨年北海道から沖縄の乳牛を引いて農水省前で野村大臣に、今お金を出してくれと急々の要請行動がありました。まさに今、乳牛を含め、和牛農家もですね底をついていると、1頭、20万も30万も赤字。経済力はある程度長持ちします。今、金利も高いし、借入れも借りられない状況ですよ。そこは町長がいつもおっしゃるように、農業、畜産ですとおっしゃるんだったら、都城、1,200世帯、9億4,000万、1戸当たり78万円ぐらいなんですよね。1頭子牛で、たった1万円です。ないよりはましだと言われればそれっきりですが。こういったのをやっぱり、57億円貯まっていますが、どのくらい貯められるおつもりですか。

○町長（東 靖弘君） 金額の問題ではないだろうと思います。先ほど言いましたような、税収が少ない中である程度の基金を持っているということは、自治体経営の中で必要であります。私は畜産農家に対しての支援をしないと言っているのではないんです。畜産農家に対して、どういう支援策がベターなのかというところを検討しながらやっていきたいということでもあります。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 支援しないというふうにおっしゃいました。私は期待を非常にします。ですから、年内ぐらいにもですね、やはりそこ辺は補正的な予算でもできるわけですよ。今、毎月毎月の牛も出したくないと、出せば赤字だと。だから自家保留が増えると。いい牛だったらいいですよ、それなりにいいんですが。牛を出せば赤字となったら出さないほうがいいわけですね。

ふるさと応援基金条例を私、ずっと見ていました。ふるさと応援基金を使えるにはいろいろありますが、3条に基金として積み立てる額は寄附額の額とする。ただし、町長は必要があると認めるときは基金として積み立てることなく必要な財源に充てることができる、3条にあります。私はこれを見てですね今の農家を、町長が船長の船が畜産農家号の船が沈みそうなんですね、今。そういった中でちゃんと港まで持続可能で船が着くかと。持続可能とおっしゃいましたけど、本当に今が私は大変な時期だと思います。是非、御検討いただきたいと思います。

最後に、公共住宅の保証人の確保を見直すべきではないかということで通告書を出しております。公営住宅と町営住宅ですね、条例を見ますと、住宅に困窮する低所得者に対して低価な家賃で賃借し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するのが目的、町営住宅もそうですね。大崎町に居住し、または居住しようとする若者で住宅に困窮している者に対して住宅を貸す。生活の安定を図るとともに、町の活性化に資するのを目的としているというふうにあります。

両方とも誓約書の中に保証人を立てるという項目があります。国土交通省からですね通達の文書があるんですよ、2018年。公営住宅への入居に際しての保証人の取り扱いについては事業主体の判断にゆだねられているものの、近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念される。これを改正をして、保証人に関する規定を削除したことに伴い、今後の公営住宅への入居に際しての取り扱いについての留意点を通知する。住宅に困窮している低額所得者に対して、低額の公営住宅が供給できるよう特段の配慮をお願いするとしています。具体的には、住宅に困窮する低額所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要

であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えますという文書が国土交通省から来ているんです。

この誓約書の中にもこの条例を聞いてみますと、建設課に行って、今、一人だけ保証人が必要だとおっしゃっています。ですけど、今、私が読み上げましたように、今後は身寄りのない方とか、町外からの大崎町への転居の方とか、私、増えるんじゃないかと思います。ですから、この辺は全く無くせとは私は言っていないんですが、見直す、こういった方には町長の判断でそういった保証人に関して免除するとか、そういうことは可能だと思うですね。町長、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 現在、本町では公営住宅、町営住宅とも入居条件として保証人をお願いしているところであります。

近年、身寄りのない単身高齢者が増加し、保証人の確保が困難になることが懸念されることから、公営住宅の入居取扱いについては、平成30年と令和2年に国土交通省より配慮するよう通知されているところでありますが、保証人の有無については自治体判断にゆだねられています。鹿児島県においては、家賃滞納時の連絡や孤独死等の際の連絡及び家財処分、退去手続等もあることから、保証人をお願いしているところであり、本町においても同じく、保証人をお願いしているところであります。なお、保証人は当初2人でありましたが、緩和策として令和2年4月1日より1人にしているという状況であります。

公営住宅、町営住宅であります。ここにも書いてありますように、今までも公営住宅あるいは町営住宅は終の棲家となっている人が非常に多いわけありますので、そのことはそれでいいんですけれども、ここの中で孤独死が今までもたくさん出て、発生したときにじゃあどこに連絡するかといったところが全くつかめられない、そういったところを探すという事態にも何回も遭遇しております。したがって、入居するのに連帯保証人が必要だということで、当初連帯保証人を2人ということをやっておりましたけれども、どうしても1人はついていただいて、そういった事故等が発生したときにすぐさま連絡が取れる体制だけは行政としてはどうしても必要であると認識しております。

以上です。

○6番（稲留光晴君） 保証人が見つからない場合、そうであればですね保証人の免除をしたり、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるとか、やはり所得のない方とか、本当にこの目的にある住むところに困っているということであればですね福祉の面からでも保証人を免除する、全部が全部それを無くせと言っているわけじゃないわけです。それは町長の判断とあります。滞納者は滞納者であります、町営住宅は3万5,000円ですか、ある程度ありますけど、公営に関しては所得とかいろいろ

ありますけど、ちょっとそこ辺は国交省から自治体の判断ということをおっしゃいましたけど、ちょっとそこ辺も加味して見直しということを私は申しましたけども、判断材料をちょっと増やすということで町長いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 今まで2人であったところを1人に保証人を立てるようお願いしているという状況でありますので、そういった面では緩和していると思っております。他の自治体がどういうふうに行っているかは、また参考に勉強することが必要だと思いますけど。公営住宅、町営住宅の家賃に対しての滞納という部分でも、あってはならないことですが、そういったことは事実上、発生しているものもあります。入居していただいて、いろんなリフォームしたりいろんな観点で家賃等の納入は的確に進めていただかなければと思いますけれども、そういったところも多々あったり、実際、何日も発見できなかったり、そういったところもありますので、やはり通報があったときにすぐさま対応できるような体制を構築することは一番必要だと思っております。

したがって、1人だけをお願いできればと、我々はそういう考えのもとで1人に行っているところであります。

以上でございます。

○6番（稲留光晴君） 少しでも大崎町に1人でも住んでほしい人を増やすということでもですね、人口減少の中で1人でも住居を提供する人が増えてほしいということで御判断を仰ぐということでの質問でございました。

これで、私の質問を終わります。

○議長（富重幸博君） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後1時54分

第 3 号

9 月 7 日 (木)

令和5年第3回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月7日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（4番，5番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 平田慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	建設課長	時 見 和 久
教 育 長	穂 園 正 幸	農委事務局長	相 星 永 悟
会計管理者	西 高 和 義	水道課長	本 松 健一郎
総務課長	上 橋 孝 幸	教委管理課長	岡 留 和 幸
企画政策課長	渡 邊 正 一	社会教育課長	鎌 田 洋 一
商工観光課長	竹 本 忠 行	税務課長	川 越 龍 一
町民課長	谷 迫 利 弘		
環境政策課長	松 元 昭 二		
保健福祉課長	岩 元 貴 幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	宮 本 修 一
調査係長	松 元 幸 紀

議事係長 上床就路
庶務係主査 限本紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、平田慎一君及び5番、児玉孝徳君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（富重幸博君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。

まず、7番、神崎文男君の質問を許可いたします。

○7番（神崎文男君） 私は、さきに通告しました野良猫の取扱いについてと、用排水路の管理についてを質問いたします。

人々にとって最も身近な動物であるとともに、ペットとしても人気の高い猫。しかし、最近では人間の身勝手な行動により野良猫になって増加しています。そして、様々な問題が発生しています。例えば、真夜中に甲高い声で泣いたり、糞尿を野菜畑にしたり、ごみ袋を破り周りを散らしたり、年々問題が多くなってまいりました。

そこで、本町における野良猫の実態について、どのように把握しているかを伺い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

一般的に飼い主の不明な猫を野良猫として取り扱う場合、現状では登録制度といった猫に関する法律等がないため、把握していないというのが現状でございます。また、飼い猫の数についても同じく把握していないところでございます。

以上です。

○7番（神崎文男君） わからないのは仕方ないですが、今後の猫対策の上でも重要となつてまいりますが、家の中での飼い猫と外での飼い猫をアンケートなどで把握すべきだと思いますが、町長、どうですか。

○町長（東 靖弘君） 猫は家の中で飼う場合を除き、家の中と外を自由に移動している場合が多く、行動管理が余りできていないという状況であります。その中で、飼い猫なのか、野良猫なのかを判別することが難しく、アンケートによる数値把握は非常に厳しいのではないかと考えております。

○7番（神崎文男君） 野良猫にかまれて10日後に死亡した例があります。2016

年、関西在住の50代の女性が連れ帰ろうとした野良猫にかまれ、10日後に死亡。死因はSFTS、重傷熱性血小板減少症候群で、マダニにかまれた野良猫が間接的にウイルス感染したと見られたということです。そしてまた、外国のモロッコでは、渡航者が猫にかまれ、狂犬病に感染して死亡した例もあります。

そこで、猫の病気などで気をつけなければならないのはほかにはないものか、教えていただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

野良猫は様々な病気を持っている可能性があって、その中には人への感染症もあります。例えば、伝染性呼吸器疾患、いわゆる猫風邪はウイルスが原因で、鼻水、くしゃみ、結膜炎などの症状があります。また、猫ひっかき病は、引っかかれた傷口からウイルスに感染し、引っかかれてから10日ぐらいで傷の腫れ、リンパの腫れ、発熱、倦怠感などの症状が出たりします。そのほかにもパスツレラ症といって、かまれたり引っかかれたり、猫の唾液が口に入ることから感染し、風邪や肺炎に似た呼吸器系の症状が出たり、傷口に激痛、腫れなどを起こしたりする感染症で、抵抗力の弱い人だけが発症するものもあります。また、このほかにも、外部寄生虫やノミ、ダニ等を介して人へ感染する病気もあります。

以上です。

○7番（神崎文男君） 今さっき言いましたSFTSは、2013年から268人がこの病気に感染して、57名が死亡しています。マダニから感染したのでウイルスを持ったマダニに刺されないように気をつけなければならないのですが、このことについて、町長どうですか。

○町長（東 靖弘君） SFTSは大変恐ろしい病気であるということは認識しておりますが、野良猫のすべてが持っているというわけではないと考えております。野良猫には外部寄生虫であるノミ、ダニ等を介して人へ感染する病気もあり、重症化するものもありますので野良猫への過剰なスキンシップは避け、仮にスキンシップをした後は、必ず手を洗う、また引っかかれたりかまれたりしたときは、すぐに傷口の消毒を行うなどの措置が大切であり、異常があれば早急に病院で診察をすべきだと考えております。

○7番（神崎文男君） わかりました。

猫は年に出産を2回から3回、平均すると3回といわれ、繁殖力が高いです。そして、1年で20匹、2年後は80匹にもなるといわれております。

野良猫が増えて困るのは、猫の存在が問題というより猫が引き起こす迷惑行為が増えるためです。猫は自由に放し飼いさせてもよいとの認識があり、1つは飼い主側の意識の問題で、猫はネズミを捕る役割として外で放し飼いする文化があります。

現在でも、その流れを引き続き、猫は自由にさせてかまわない風潮があります。しかし、今は増えすぎていろいろな問題を起こしています。これ以上、問題を起こさないために考えられるのが、避妊や去勢などの不妊手術ではないかと思います。

調べたところ、去勢で約1万円、そして避妊手術で2万円ぐらいと聞いております。そこで、その助成はできないものか、町長伺います。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

現在、本町では所有者不明猫の過剰繁殖を抑制する目的で不妊及び去勢手術に対する補助事業があります。これは、地域内にいる所有者不明猫をボランティア活動を行っている2人以上の団体で申請され、また、該当猫が確実に所有者不明猫であると認知された場合、雄猫の場合、上限5,000円、雌猫の場合は上限1万円を補助する内容です。

一方で、この制度は飼い猫は対象とならなかったり、手術を施した後の猫については従前の場所に戻すなど申請手続等もありますことから、周知を図ってまいりたいと思います。

○7番（神崎文男君） 今、ならないと言いましたけれども、家で飼っている猫にまではできないかということは駄目だということですが、個人的に保護猫を育てている人たちに助成してほしいですが、ここらあたり、大崎町で保護猫を育てる人は、また何人ぐらいいるか、そこらあたりは把握できていませんか。

○町長（東 靖弘君） 大崎町所有者不明猫不妊及び去勢手術費補助金交付事業は、飼い猫は対象としていないところであります。本来、猫に限らず、動物を飼う場合、動物の愛護及び管理に関する法律により飼い主が責任を持って飼養するよう努めるとあり、不妊去勢手術も飼い主の責務に当たると考えられます。

また、保護猫については、例えば病気やけがで衰弱している場合、最小限の救助は必要ですが、恒常的に救助するとなれば、それは飼養しているものと考えられ、飼い猫として取り扱われるものと思われまます。

また、町内で保護猫を育てる方々への人数については把握できていないところであります。

以上です。

○7番（神崎文男君） 不妊手術をすることで発情がなくなり、特有の鳴き声による苦情がなくなるということ、また、猫が増えなくなることで近隣の理解が求めやすいということと、猫の性格が穏やかになりなり、猫どうしの喧嘩が減るということと、結果的に感染リスクも減るわけですが、外飼い猫の場合、その所有者は動物愛護管理法第7条の定めにより動物の所有者また占有者の責務を負っており、適正な飼育を行う努力義務が課せられております。この正当な飼育とは、屋内飼育に努め

ることを指しており、もし屋内飼育を行わない場合は、周辺環境への災害防止措置として繁殖制限措置を行うことが求められております。また、生後56日以内の犬、猫の販売禁止、また自分で殺害すれば5年以下の懲役または500万円以下の罰金に課せられます。自治体でも適正な飼育の徹底を図るため啓発活動を行っていると思うが、そこら辺りはどうですか。

○町長（東 靖弘君） 最近、野良猫に関する困りごとの相談が増えております。猫の適正飼養については、町の広報紙やチラシ、看板、防災無線等を使い定期的に啓発・周知を図っていますが、今後も継続的に続けてまいりたいと思います。

○7番（神崎文男君） 猫を飼うときは、今、町長も言われましたけども、最期まで世話ができるよう考えることが大事だと思います。これは、猫に限った話ではありません。いろいろなペットにも言えることですが、最期まで責任を持って飼うことだと思います。前にも言いましたが、猫は繁殖力が旺盛で1年で20匹も生まれますので、捨てる人が多くなります。保健所にお願ひし殺処分されますが、2021年に犬が3,000匹に対して猫は1万1,000匹、殺処分されています。大崎町でも空き家とか公園、グラウンド周辺に捨てられた猫がいます。公共の場に捨てられた猫に対して、どのような取扱いをすればよいかを伺います。

○町長（東 靖弘君） 基本的に、本町では無責任に猫を捨てないよう周知を図ってまいりたいと思いますが、不幸にも公共の場で捨てられた猫が周囲に迷惑を及ぼすような場合、ボランティア施設管理者とも協議して、無秩序な繁殖を抑制する観点から、先ほどの補助事業等を活用して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（神崎文男君） あすばるやくにの松原に捨てられた猫に対して、対象のルールなどを定めるべきではないかと思いますが、この点についてお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 道の駅やふれあいの里公園では、過去に野良猫の異常繁殖を抑制するため、民間による不妊去勢手術を行い、その後、少しずつ頭数が減少したという報告を受けております。また、くにの松原キャンプ場においても、過去に管理者がボランティアで不妊去勢手術を行ったという報告を受けております。

今後も、捨てることをしないような看板やチラシ等での啓発活動を重ねて周知を図りながら、施設管理者等とも協議を重ね、適切な環境整備に努めてまいりたいと思っております。

神崎議員の猫に対する質問は、共感を感じていらっしゃる方々がたくさんおられると思っております。やはり、無秩序に捨てられるということに対しては非常にいかんし難い状況になっているところであります。特にあすばる、あるいはくにの松原に持って来て捨てられる、誰かがえさをやったりする、そういったことの悪循環

がずっと重なっていきなりしますので、今日言った去勢手術を行いながら適正な数に減らしていくことは当然やるべきだと思っております。

また、家庭菜園といったところに野良猫が糞をしたり、そういった実態がたくさんありますので、こういったことをしないようモラルを重視するよう、そういうことを我々は飼っていらっしゃる方々に十分にアピールしていく、周知していくということは本当に必要であると思っておりますので、そのことは心がけてまいりたいと思います。

○7番（神崎文男君） まとめを言ってもらいましたけれども、今回は環境問題の1つともいえる野良猫を取り巻く問題について質問しましたが、町民みんなで考えることではないかと思えます。中途半端な優しさが野良猫問題を発展させるかもしれません。見かけた野良猫にえさをあげたいと思ったら、その猫の健康面、周りの環境などを支援できるかを考えましょう。野良猫を本当にサポートしてあげたいと思ったら、えさやりだけでなく不妊手術まで考えてください。猫は私たちにとって癒やしもありますが、野良猫問題について深く掘り下げて考える人は意外と少ないかもしれません。猫の幸せのために私たち人間ができることは何かについて、みんなで考えてほしいものです。

そしてまた、地域猫があります。これは、もともと野良猫だったのを地域の人やボランティアの人が不妊手術を施し、定期的にえさを与え、これ以上増やさず周りに迷惑を掛けないようにする活動です。行政側も地域猫を増やすように努力・支援するようにお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

全国の用水路や排水路の総延長は40万キロメートル、水路に転落する事故が全国で相次いでいます。特に、被害に遭っているのは高齢者や子どもが多く、田んぼや農地を転用してつくった住宅地に残る水路など身近な場所で事故現場になるケースが増えています。年間に全国で150名以上の方が亡くなっています。まず、大崎町の用水路・排水路の総延長は幾らですか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町におきまして用水路は延長管理ではなく面積による管理を行っている状況であります。令和4年度の整備水準によりますと、用水路は土地改良区や水利組合などが管理を行い、町内982ヘクタールが整備済面積となっております。また、排水路につきましては、町内574ヘクタールが整備済面積となっております。

以上です。

○7番（神崎文男君） 用水路・排水路に転落するような場所は多く見られます。大崎町では近隣の市町に劣ることなくガードレールやパイプ柵は設けてあると私は考え

ております。しかし、まだまだ危険な箇所はあります。私が心配するのは、十字路やT字路にある側溝です、草が生い茂ってわかりにくいところです。普段は危険は感じなくても、雨の日に水が溜まったりしたときは、とても危険です。

そこで、そのような場所の把握をしているかについてお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 危険箇所の把握につきましての御質問でございます。梅雨前線の総務課主体の防災会議や、管理課より各小中学校単位で危険箇所を保護者や先生からあげてもらうなど、各関係機関と通学路の合同点検を行うなどし、危険箇所の共通認識と把握に努めているところでございます。

以上です。

○7番（神崎文男君） また、道路や農道に沿った水路も危ないところがあります。外灯などもなく、そこら辺りの点検活動は行っていますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

危険箇所の点検活動ですが、町道の側溝などの危険箇所については、町内の維持管理業務委託6ブロックにより週1回のパトロールを実施しております。また、農業用排水路等は、基本的に耕作者等による管理になるわけですが、農道・側溝等については、多面的機能支払交付金事業による各協議会の維持管理活動による点検、用水路については各土地改良区や水利組合の区役等での点検を行っているところでございます。

以上です。

○7番（神崎文男君） わかりました。

危ないところにガードレールとかパイプ柵を施工しますけれども、そのときに同時にメンテナンスフリーの型のコンクリートもできれば一緒にしてほしいんですが、その点はいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 管理の面からも、必要な箇所につきましては、今後もコンクリートによるメンテナンスフリーを随時行い、維持管理の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○7番（神崎文男君） 今後は地球温暖化のせいかわかりませんが、想像をはるかにオーバーするような大雨が降り、道路と水路の区別がつかなくなる場所が多く発生すると予想されます。普段は危なくないところでも、地形をよく見て判断していただきたいと思います。この点について、町長いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 私の意見としましては、身に危険を感じるほどの大雨が降った場合は、外出を控えていただくことが何よりの安全対策になると思いますが、そういった危険箇所がある場合は関係部署と協議を行いながら、安全対策を講じてまいりたいと考えております。

○7番（神崎文男君） 本町も水路をつくって何十年も経っているところがたくさんあります。水路と水路のつなぎ目にエラストタイトとかケントタイトとかつなぎ目を入れるわけですが、それが長年経つので風化して水の浸食で空洞ができてしまいます。空洞ができると、道路が陥没することもありますので、そこら辺りを考えて点検活動をしてもらいたいと思いますが、どうですか。

○町長（東 靖弘君） シラス排水路など、完成してから相当の年数が経過しているものもあることから、現在のゲリラ豪雨や線状降水帯による大雨などの排水能力を考慮すると、更新時期に来ているものも数多くあると考えられます。

今後、県と協議を行うなど、補助事業を活用した排水路の長寿命化を行い、その中で継ぎ目等の目地部分についても合わせて点検及び補修を行っていきたいと考えます。

○7番（神崎文男君） まずは住宅が建っている地域から安全対策を行っていただき、高齢者や子どもの転落防止事故をなくしてもらいたいと思いますが、その点についてはいかがですか。

○町長（東 靖弘君） 本町では、豪雨時の高齢者や子どもによる転落事故は現在まで発生していない状況ですが、地域の方からの指摘箇所や町による調査で危険箇所がある場合、住宅地域や通学路などを優先して早急に対応していきたいと考えております。

以上です。

○7番（神崎文男君） 小学生や中学生も用水路や排水路のある道を通学しています。

そこで、その中で危険なところがあります。教育長に伺いますが、そこで、安全対策委員会のことをお尋ねしますが、各学校で行っているか、そこらあたりをお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） 安全対策委員会の設置はできないかとの御質問でございます。教育委員会では、子どもたちの通学路の安全確保に向けた取組を行うことを目的に、大崎町通学路交通安全プログラムを平成26年3月に策定いたしまして、各関係機関と協議を行っているところでございます。

そこで、各小中学校に児童・生徒の通学路における危険箇所がないか、具体的に例えますと、見通しが悪い場所や車両等の通行が多い場所、あるいは用水路などの危険な場所がないかなどの点検を学校に依頼いたしまして、その点検結果をもとに町教育委員会、建設課、総務課、あるいは志布志警察署及び国・県道管理者などの関係機関の方々による大崎町通学路安全推進会議を実施し、改善に向けて協議を行っているところでございます。

また、令和5年4月には、本プログラムに未就学児の安全対策を含めまして推進

することになって、大崎町子どもの移動経路・通学路等の交通安全プログラムとして改訂いたしまして、安全推進会議に関係機関として保健福祉課を加え、大崎町子どもの移動経路・通学路等の安全推進会議と名称を改めまして、通学路等の安全推進に向けた協議を実施しているところでございます。

今後も、子どもの移動経路・通学路につきましては、関係機関と連携をとりながら安全対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（神崎文男君） 今、聞きまして、安全対策推進会議が行われているということですが、そのメンバーの中に水利組合の人とか地域代表の人も入れてもらいたいと思いますが、以前発生した事故とか、起こった災害などを教えてもらわないかと思いますが、そこらあたりはどうですか。

○教育長（穂園正幸君） 安全委員会のメンバーのほうに水利組合、あるいは地域の住民の代表の方々を入れることは可能かということでございます。安全推進会議の協議につきましては、通学する子どもの保護者の点検情報を学校で集約いたしまして、それをもとに推進会議で改善に向けて取り組んでいるところでございます。

議員がおっしゃいますように、水利組合や地域住民の代表など地域の状況を把握されている方々の意見を取り入れることは、現状やこれまでの経験を活かした予測など、非常に有効であると考えているところでございます。

学校においても、地域住民などの方々から情報を提供していただいていることと思いますので、今後、委員の構成員につきましては、水利組合、地域住民の代表の方々を入れることにつきましては研究してまいりたいと思っております。また、町内の地域住民から通学路の危険箇所の情報を受けた場合などは、随時関係機関と連携を図り対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○7番（神崎文男君） 地域住民の安全を守ることは大事なことです。まして、国の宝、大崎町の宝の子どもたちの安全を守ることは本当に大事なことです。どうかよろしく願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（富重幸博君） ここで、暫時休憩いたします。次は10時40分から再開いたします。

-----○-----
休憩 午前10時33分
再開 午前10時40分
-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、10番、中山美幸君の質問を許可いたします。

○10番（中山美幸君） 私は、8月25日、通告しておきました児童・生徒の安全対策について、交通弱者の移動手段確保について、災害時における住民のインフラ整備について、以上3件について、今日までの私の質問や同僚議員の質問について答弁がありました。今日までの私の質問や同僚議員の質問については、検討いたしますや、質問後の進捗状況について質問をいたします。

2022年12月議会に質問しました中学生の通学状況についてであります。新学期に入り改善されたとは伺っておりますが、どのように改善されたかを伺い、1回目の質問といたします。

○教育長（穂園正幸君） 児童・生徒の通学時の安全対策は改善されたかとの質問でございます。議員がおっしゃいましたように、昨年の12月定例会の一般質問におきまして、登下校時のカバンの軽量化について、議員より質問をいただいております、教育委員会といたしましても、その後、中学校と協議を重ね対応しております。その進捗状況でございますが、通学時におきましては、教科書等の持ち帰りなどの影響でカバンが重くなり、このことで児童・生徒の安全面、健康面にも影響を与えているという状況を教育委員会といたしましても認識しているところでございます。

大崎中学校の現在の取組といたしましては、生徒各自で教科書の持ち帰りについては判断し、自宅学習に必要な教科書を持ち帰ることとしております。昨年度質問を受けましてから、職員会議や学校運営協議会で検討し、生徒が判断できるようにするというを職員や学校運営協議会の委員で共通理解いたしました。

また、生徒には家庭学習に必要な教科書やノートのみ持ち帰るように担任から指導いたしまして、3月に試行期間といたしまして、教室の後方にある生徒各自の棚に設置する仕切板を準備し、数名の生徒に使ってもらいました。本年度4月にも、教科書の持ち帰りにつきましては、必要な教科書やノートのみ持ち帰るように担任から指導いたしました。一部の生徒では仕切板ができてからと思っている生徒もいるようでした。

平行いたしまして、この夏休み、全生徒のカバン棚の下に教科書等を保管するための仕切棚を制作いたしまして設置を進めている状況でございます。

先ほど議員からもありましたように、9月1日には教頭から全生徒の前で、再度説明を行いまして、登下校時の安全面についての指導を行ったところでございます。

以上のことから、登下校時におけるカバンの軽量化を行うことによる安全対策につきましては改善が図られつつあると認識しているところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸君） 改善されたことは非常に高く評価を申し上げます。

偶然、先日、私は帰宅途中の女生徒と話をいたしました。そうしたらですね非常にカバンは軽くなったと、でも、まだまだ重いですねというような話をしましたけども。その女生徒、3年生でしたけども、ありがとうございますというようなお礼の言葉もいただきまして、対処としては素晴らしい展開を実施されたんじゃないかなということは先ほども言いましたように評価いたします。また、町長のほうも即予算化されたことについては評価を申し上げますが、今、教育長のほうでお話がありましたように、学校協議会の中でお話をされたと、そして教頭先生による子どもたちへの通達があったということなのですが、実はほかにお伺いしている話の中では、担任によって差違がある、担任によって持ち帰りを許容とか、持ち帰りをさせないような雰囲気という言葉が発する教員がいるということも私はお伺いしておりますが。そういったところの意思統一ということはやるべきじゃないんでしょうか。先般も私が質問してから事故がありましたよね、カバンの重さによって転倒事故もありましたよね。そういったことも起こる可能性はまだあります。そういったところを意思統一ということは私は必要じゃないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） 議員がおっしゃいますように、学校組織としては全教職員が共通理解をし、共通実践していくことは大変大切だと思います。

御指摘の、担任による指導が曖昧だったり、徹底がなされていないというふうな事実があれば、また、学校のほうと確認し、どの担任の先生がそういうような指導あるいは行っていないのかということを確認に管理職等に指導ができるように、とにかく共通理解、共通実践できるように徹底していきたいと思っております。

○10番（中山美幸君） 是非、そういったところではですねお互いのコミュニケーションといいますか、教職員の間でもそういうものをとっていただいて確実に子どもたちの事故が防げるように努力をしていただきたいと思いますと要望申し上げます。この件については高く評価をしておりますので、今後、さらに子どもたちの安全に気をつけていただきたいと思います。先ほど同僚議員が、子どもたちは宝だということを言いました。町長もいろんな宝をお持ちのようでございますけれども、子どもたちがやはり一番でございます。私はそう思っておりますので、そういった予算については是非、執行方をお願いしたいと、お願いしたいというよりも要望をしておきたいと思っております。

そこで、さらにお伺いしますが、私、エアコンの温度設定について令和5年2月5日14時19分、冬でした、前にもお話をしたかもしれませんが、エアコンの温度設定について私は教育長にも一回話をしたことがあると思っております。現在、非常に外気温高くなっておりまして、熱中症も増えていますね。そうして、運動会だった

り体育祭の準備等、小中学校、今からすると思うんですが、2月5日14時19分に中学校のほうに出ていきまして空調の温度を見てみましたら、職員室、22度でした。このときも子どもたちから寒いよということで話を聞いていたので、子どもたちの教室を見ってみました。窓を開けっ放しで20度です。なぜ教職員の部屋が22度で暖かいのに、子どもたちの教室は20度で寒いのかということが、今期夏、新学期は始まっていますけども、そういった状況が起こっていないのかどうか私は心配なんです。現状としてどのようにそういったところを教育委員会、教育長としては把握されているのかお答えいただきたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） 議員さんのほうが直接中学校のほうに出かけられて教室の温度、あるいは職員室の温度を確認されて、そのことは以前に伺ったこともございます。そして、今回、新学期に向けた学校生活での快適空間と熱中症対策について、空調の温度等も含めての御質問ですが、特に、先ほどから話題になっている今期の気温につきましては、これまで経験していない暑さが続いております。休み明けで暑さに慣れていない児童・生徒にとっては、2学期初めのこの時期は特に暑さに気をつけながらの学校生活になるんじゃないかなと思っていますところでございます。

まずは、快適空間に関する空調機器の使用についてでございますが、令和5年度の時点で、すべての小中学校の普通教室の設置は済んでおりますが、特別教室の設置も順次、予算をお願いし進めているところでございます。

設定温度につきましては、基本的な指針はございますが、先ほど申し上げましたとおり、昨今の気候の状況等もありますので、教室の状況や子どもたちの活動の内容などを考慮いたしまして、各学校で適切な温度設定をお願いしているところでございます。

一方、教室の座席の位置、あるいは一人一人の気温の感じ方は違うことから、それぞれの教室で教師と児童・生徒が対話をしながら温度を調整してもらうように呼びかけております。みんなで使い方を話し合うのも学習の1つだと考えているところでございます。

また、換気の仕方、体育の時間等で教室外から教室に帰ってきたときにクールダウンできるように空調の使い方も学校をお願いしているところでございます。

続きまして、熱中症の対策についてでございますが、まずは熱中症対策の基準といたしまして、環境省、文科省が示している学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きに基づきまして、各学校に暑さ指数計を活用して、気温や湿度、そして日差しの強さなど、対応基準を決めております。これまでも熱中症警戒アラートなどを基準にしている学校もありましたが、暑さ指数計を使って、その場、その場で判断できるようにしております。

9月、10月に運動会を控えている学校もあり、運動会に向けた練習においても入念な健康観察をはじめ、日陰やテントの活用、こまめな給水などを行っているところがございます。運動会当日は健康観察を入念に行うこと、プログラムに給水タイムを設けることなどを指導しております。また、塩分飴を配布したり、午前中開催にしたり、各学校で対策を行っております。

普段の学校生活におきましても、水筒の持参、帽子の着用、保健だより等による熱中症対策の啓発を行っているところがございます。

そのほか、もし熱中症の児童・生徒が出たときのために、各学校で全職員に対し、熱中症とその予防について研修を行っているところがございます。例えば、木陰に移動し血管の大きな首、あるいは太ももを冷やす、けいれんが起きた場合は塩分を補給させるなどの応急措置を研修していくところがございます。また、病院の連絡先や職員の役割分担を確認するなど、危機管理マニュアルの見直しも行っているところがございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸君） 今、教育長のほうから詳しく説明をいただきました。了解です。

しかしですね、先ほども申し上げましたが、今、教育長の答弁の中で各学校にお任せをしているというようなお話を伺っております。ところが、先ほど言われたように担任と各クラスの生徒、個々に体感の感じ方というのは一人一人違います。そうした場合に、教員の意向というのがかなり反映されているということもお伺いしております。私たち、暑いのに、先生が入れさせないよと。中学校は特にそうですね、教科坦がおります、教科坦によって違って来るんですね。そこはある程度の線を引くべきではないのかなと。ある程度の線を決めておいて、これくらいの基準にしましょうねというようなことがないんですね、非常に私は今後、熱中症という、先ほども言いましたけども、体育祭の準備、部活といった関係で非常に暑い思いをしている。外気温はすごく高い中で熱中症の発生率というのは非常に上がってきて、子どもたちが危険な状況に置かれている部分があるんじゃないのかなと理解しております。そこは十分、今後、検討というよりも、これは協議をしていただいて進めたいというふうに思います。

それから、暑さ指数計ということを御指摘をいただきました。これは非常にいいことです。私たちも、今回、夏休み約20日間、子どもたちと遊んでいましたけども、私たちは熱中症アラートを使用しながら活動しておりました。非常に敏感に外気温、湿度といったものとの換算率によって警報が出る装置なんですけど、暑さ指数計はどの程度の導入をされているのか、まずお伺いいたします。

○教育長（穂園正幸君） 暑さ指数計の各学校の保有数でございますが、大崎小学校が5個、菱田小学校が1個、中沖小学校が4個、持留小学校が1個、大丸小学校が4個、野方小学校が2個、大崎中学校が2個という現状で、計19個が町内の全小中学校に保有してあるという状況でございます。

○10番（中山美幸君） 合計で19個、特に1個だけしかないところがありますね。これで事足りているのかなというふうに私は思います。

体育の時間等、やはりその時間、外で運動される場合、屋内運動場で体育をされる場合、暑さによって屋内運動場を使われると思いますが、それでも屋内運動場、先ほど申しましたように外気温、室温、それから湿度によっても熱中症は関係あるんですよ、日差しがなくても熱中症関係ありますね。夜間でも起こる可能性が大だと、高齢者については夜間に発生するのが多いですよ。そういったものを考えたときに暑さ指数計で足りているのか。私はこれをもうちょっと増やすべきというふうに感じているんですが、町長、お伺いします。こういったものについて予算を付けることはできないんですか。予算を付けようという考えはないですか。これは教育長にも町長にもお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 暑さ指数計の各学校の保持数ということで、教育長のほうから答弁をされました。ただいま、中山議員の質問では、1個あるところが持留小学校、菱田小学校なので、1個だけで大丈夫なのかという御質問だったと思っております。当初、これを決められた段階ではそれぞれ話し合ったと決められたと思ひますし、また、それに基づいて予算化して購入されたと思ひますが、現状のこの厳しい暑さ、暑さ指数計ということが出ておりますけれども、やはり熱中症が多発するような時代でありますので、そういったことで各学校で、今、指摘があったところ等、本当にこれで大丈夫なのかということを確認していただいて、必要性があれば増やしていくということはやぶさかではないと思ひます。

以上です。

○教育長（穂園正幸君） 暑さ指数計の1個のところは足りないんじゃないかというような御質問でございます。現在のところ、暑さ指数計を職員室において、そして例えば体育の時間であるとか、屋外、屋内というところで指数計を使って活用している状況であります。おっしゃるとおり、小規模の小学校が1個ずつなんですけれども、活動が例えば2箇所に分かれる場合には複数必要なときもあるかもしれませんので、学校のほうとも協議しながら、そういう状況が頻繁にある状況なのかというところを学校とも協議いたしまして、また予算計上が必要な場合にはそのような措置をとっていければと思ひます。

○10番（中山美幸君） そういったことも検討していただきたいと思ひますね。指数

計、それから先ほどの熱中症アラートについては、その現場、現場によってかなり違うんですよ。今回使ってみて、去年から私たちも使っていますが、これは測定する場所によってかなりの差があります。風通しのいいところ、屋内運動場、俗に言う体育館ですね、こういったところで使う場合にも風通しが悪いと非常に警報が出てきます。そういったことを考えると、今、1個、1個の学校だけではなくてですね、特に中学校なんかは2個しかないんですよ。私は、これは移動式でちゃんと三脚を付けて移動して、その現場で測定をしながらやっていくことが事故防止につながるんじゃないかと思います。事故が起こったら人災ですよ。そこはですね先ほど言われたように必要があれば予算化するというところでございますので、是非そういった予算の検討も早急にやるべきです。多分、今から予算審査をされて補正を上げられるにしても12月でしょうけれども、もうその時点では間に合いません。新年度についてはやはり検討していただいて早急な検討結果を出していただきたいと申し上げておきますが、教育長、そういうことを早期的にやる意志がありますか。

○教育長（穂園正幸君） おっしゃるとおり、学校は子どもたちにとって安全でないといけないと思っております。ですので、子どもたちの健康、安全面が第一義ですので、そういう環境の中でそのことが一番ふさわしいのであれば、教育委員会といたしましても学校の管理職とも話をして、そういう部分の予算を計上していくのはやぶさかでないと考えております。

○10番（中山美幸君） そういったところも十分検討して、子どもたちの安全ということと、安全と安心は違うんですね、子どもたちにどういった安心感を与えるか、それも10人違います。昔は十人十色、今、一人十色ですよ。いろんな感覚を持っていますから、そういったところを加味しながら進めていただきたいと要望申し上げておきますし、また、一昨日、小学生とお話をする機会もございました、中学生とも話をしているんですが、よく子どもたちとは私は話をしていますので、今、水筒を持って行っているということなんですが、熱中症対策について、先ほど言った熱中症アラートや暑さ指数計は本当に科学的に必要なデータです。それとは別に、熱中症について一番は給水だと思っています。日赤の講習会等に参加していますが、そういった中でも熱中症に対しては水分補給。先ほど教育長から答弁がありましたリンパの辺り、大きな血管の辺りを冷やすということも大事ですけども、その以前に、そういうふうにならないということを考えたときには、やはり水分補給ということであるようですが。小学校の生徒に聞いたら、中学校もそうでした、水筒は持って行っているけれども、足りなくなると。足りなくなったらどうしているの、水道水を入れているということなんですね。それは確かに大崎町の水道水はきれいです。きれいで塩素を入れなければミネラルと一緒になんですね、大崎町の水、

調べましたけど以前。非常にいいんですが。同僚議員も2018年、町長、これは記憶があると思いますが、2018年12月、それから2022年9月、学校に子どもたちのための給水器を設置したらどうかということを言っているんですよ。そのときに冷水機についてはどういう回答を言っているかということ、これは前の藤井教育長のときもそうですが、空調設備等で環境改善が図られた、今後の状況を見極めて考えていきたいということを言っていらっしゃいます。それから穂園教育長が言われたのもあるんですね。穂園教育長も、令和4年第3回9月議会です、同僚議員が質問したときにも、地球温暖化の気温の上昇から環境状況を見極めながら検討してまいりたいと、考えておりますと。検討してまいりたいということをここで明言されているんですね。前教育長も現教育長もそういうことを述べていらっしゃるんですね。この検討された、もう大分経ちますね、この発言があってから。それまでにどういった検討をなされたのか。そして、どういう方向で実施を考えていらっしゃるのか、もしくは実施しないのか。その点について話し合いをするということですので、されたのか、されていないのか、どういう結果が出ているのかを答弁をお願いいたします。

○教育長（穂園正幸君） 熱中症対策における冷水機の過去の同僚議員からの質問等を含めましてですが、現在のところ、先ほど申し上げたとおり、各自の子どもたちが自宅から水筒を持って熱中症対策ということで、個々人でのどの渴いたときに飲む、あるいは体育の時間でも給水的な部分の時間を取ってやっているところで、現在のところ、そういう対策の中で熱中症が起きたという学校からの報告は聞いていないところでございます。

先ほどあった、気候の変動という部分の中で冷水機を設置したほうがいいのかどうかにつきましては検討するという答弁をしておりますが、具体的に、例えば学校長と合わせまして冷水機の協議が進んでいるかということ、そのところはまだ協議を学校長等とはしているところではございません。一番安全なのは、子どもたちが水筒を持って、それぞれがその子に応じて適宜、水道水も含めまして水を給水していくということがすごく大事なことです、子どもたちにとっては自分の身の安全ということ、のどの渴きというのを適宜して、教師のほうが指導をしていく。そういうことがすごく大事なのではないかと考えております。

以上です。

○10番（中山美幸君） 教育長、私非常に残念です。今、教育長の答弁の中で水分不足による事故が起きたとは聞いていないということをおっしゃったんですね。私が申し上げているのは、そういったことが起こらないようにするための予防策をお話ししているんですよ。起きてしまったからやったんじゃ、どうしようもないじゃな

いですか。学校で熱中症になって、その現場では現れなかった、ところが、家庭に帰って夜救急車で運ばれましたと、そして亡くなりました、原因は熱中症でした、そういうことが今後起きないために、この気象状況の中で起きないための予防策として私はお話を申し上げています。

ところが、今の教育長の答弁は非常に残念だったのはそこですよ。起きたということを知っていない。じゃあ、聞いてからやるんですか。お伺いします。

○教育長（穂園正幸君） 答弁の中で誤解があったと思いますけれども、対策は先ほども申し上げたとおり、万全に各学校で水分補給だけでなくやっている状況でございます。各学校、それぞれ管理職の指導のもと担任とやって、起きないように、これは先ほども申し上げたとおり、学校では子どもたちの安全が一番重要なことから、起きないようにみんな努力しているんです。それを前提として、先ほど申し上げたんです。

水分補給に関して、それが足りない、それがどうという声は今のところ聞いていないので現状の対策を続けていくと理解していただければありがたいと思います。

○10番（中山美幸君） わかりました。そうしたら、私のこの提案についてはやらないということをおっしゃっているということでもよろしいですか。

○教育長（穂園正幸君） 以前の答弁のときにも申し上げましたけれども、気候変動あるいは給水の状況を現状見ながら、必要なきがあれば検討してまいりたいということで、やらないということではなくて、今後、気候の変動とか給水の状況が、すぐ今の状況では無理だという状況であれば検討していくということで、以前、質問があったときにそのように答えているところでございます。

以上です。

○10番（中山美幸君） 非常に残念ですね。今から予防策として私は提案しているんですよ。そして、実際、子どもたちから、自分たちで持って行っているけれども足りないよと。そして、ある子どもは、今まで持って行っていたよりも大きい水筒に替えてもらった、それでも足りませんと。そして、今度は逆に重くなりましたということなんです。なぜ、そこでそういったことを考えてあげられないんですか。教職員が、管理者がと言いますが、管理者がそこまでしっかり見ていますか。特に大崎中学校、前にもいろいろとお話を申し上げています。本当に管理者がそこまで見ていますか、子どもたちのことを。先日もありました、子どもたちからお話を聞きました、体育祭の練習を外でやっていた、暑かったので屋内体育館でやることになりました、ところが、屋体は風通しも悪くて、逆に暑かったという話も私はお伺いしているんですよ。教育長はそこまで把握をされていて、こういうことをおっしゃっているんですか。町長お伺いします。子どもたちの安全対策というこ

とについて給水器はやはり必要だと、子どもたちのためには本当に足りない部分は補給できるような対策は必要じゃないのかなと考えているんですが、いかがなんでしょうか。いかがなんでしょうか学校設置者としては。

○町長（東 靖弘君） ただいま、教育長が答弁をしているところでありますが、教育長の答弁としては、水筒は持ってくる、水も補給していくわけですけど、水分が足りないという状況ではないという判断をしている説明であったかと思っております。

以前も議員の方からウォータークーラーの質問があったことは理解をいたしております。また、登下校の際に水筒を持っていくということは重たさもあるのかなということを感じたところもあったんですが。現時点で昼間暑い状況が続いている、そしてまた子どもたちの屋外の授業に影響を受けながら水道水を補給しているという状況がありますので、実際、今、地球の温暖化といわれて、私たちの地域でも三十数度という温度の高い日が続いていますから、小中学生の生の声を聞いていただいて、本当にそういった必要性が高いということになってくるのであれば対策を考えるという、そういう順番を踏んで確認していただくということが必要じゃないかと思えます。その上で、今のときに必要だとなってきたら、それは当然予算が出てくるわけですので、それを考えるべきことと思えますが、前段で教育委員会が捉えていること、学校側が捉えていること、生徒が捉えていることの実態が若干食い違っているのであれば、それを調整していく必要があるので、話し合いが必要ではないかと思えます。

以上です。

○10番（中山美幸君） 是非、子どもたちと密に話をしてください。私は子どもたちとよく話をするんですよ、そして、子どもたちの情報なんですね。そして、父兄からもそういう話が出ています、保護者の間からも。なぜ、そんなことをしてくれないの、ほかの町でやっているじゃないですか、近隣の市町村。曾於市もやっていますよね。このときによく読んでみると衛生的でないとかいろんなことをいわれております。ところが、今、新しいのも出てくるじゃないですか、足で踏んで飲むやつじゃなくてボトルをさっと出せば、そこに出てくるやつもあるじゃないですか。そういったやつについても衛生管理というのはできていると思うんですよ。水道直結型をやると、そんなに予算的にもかかるものではないということを思っていますので。私たちは活動の中で15リットルの給水のボトルを持っていますが、子どもたちはやっぱり足りなくて15リットルが空になるんですよ。そういう実態を見ているんです、現実を把握してからお願いしているんですよ。やはり、そこも子どもたちと密に、だって管理者は予算の問題だったり、いろんなところに自分たちの立場を思ってそういった予算を計上しない、いや、大丈夫ですよというようなことを

いっているじゃないですか。本当に住民、底辺の子どもたちの意見というのは大事にしてください、申し上げておきます。是非このことについては、町長も含めて善処していただくように、本年度中は無理でしょう、予算の関係がありますので。ふるさと納税を使えばいいじゃないですか、学校教育で使えるんじゃないですか、ふるさと納税。昨日も条例が出てきましたけども、そういったことを申し上げておきます。本当に検討してください。検討するという言葉だけでは駄目です。だから、本日はそういったところまで質問しているんです。ちゃんと検討すると言っているんですよ、検討した結果もないじゃないですか。議会で質問されたときに、検討します、じゃあその検討は本当は検討しなくても検討しますと、そこで終わっているということです。全然質問の意味がないじゃないですか。議員としていろんなところを調査したり、いろんなものを考えながら、ここで一般質問をします。そうしたときに検討します、じゃあ検討した結果はどうなんです、検討されていない。それでよろしいんでしょうか、それで議論の場なんんでしょうか。そこについて1点だけお答えください。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど町長のほうからもありましたけれども、今、議員のことを聞いて、特に子どもたちの声が一番大切かなと思っております。そういう場においては、例えば子どもたち、保護者もそうですけれども、PTAの場、あるいは学級PTAの場で保護者の意見を聞く場もあります。あるいは、子どもたちにとっては学級の中で学級活動とかいろんな場がありますので、そういう意味で自由にいろんな学校生活にかかわる、給水だけではないんですけれども、いろんな困りごとを自由に言える雰囲気といいたいでしょうか、そういうような中で先ほど議員もおっしゃいましたように、管理職が生徒、子どもたちの意見、あるいは保護者の意見を吸い上げてもらえるような雰囲気、あるいは学校経営ができるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（中山美幸君） 是非ですねそういった関係をつくっていただいて、もう少し意思疎通を図っていただいて、子どもたちに快適な生活空間、そして安全だけではなくて安心を与えてください。安心して学力が伸びる、安心して勉学に励めるといった環境をつくっていただきたい。安心と安全は異なります。そこは十分注意をしていただきますようお願いを申し上げて教育問題についての質問を終わります。

次に、これも4回から5回でしょうか同僚議員が交通弱者の移動手段について質問をいたしております。非常に何回も、これだけの会の中で町長は検討しますということをおっしゃっているんですよ、中身を読んでもいいんですが。そうした中で、今までに交通弱者に対する回答、どういった状況になっていて、どういったことが

あって進まないのか、まず、その論点についてお話しいただけますか。

○町長（東 靖弘君） お答えします。

交通弱者の移動手段の確保につきましては、本町にふさわしい公共交通体系を検討するため、令和4年4月に大崎町地域公共交通活性化協議会を設立いたしました。協議会では、これまで実施したアンケートや状況調査、並びに地域のニーズを踏まえ、地域内移動支援や新たな交通サービスの導入など、引き続き検討している状況であります。

このため、最終的な案としましてはまだ決定されていないところでございますが、私自身も医療機関への通院等に不便を感じている住民がいらっしゃることも認識しておりますので、タクシーの利用助成やオンデマンド型地域公共交通システムの導入など複数の選択肢がある中で、本町に適したサービスの導入に向け、できるだけ早期に結論を出してまいりたいと思っております。

以上です。

○10番（中山美幸君） 早急に結論を出したいという町長の意向であるようでございますが、是非、その協議会の話し合いが実のあるものになっていただきたい。2016年12月、2018年12月、2021年3月、2022年12月、私が議事録から把握しただけでも4回、同じような質問があるんですね。その中で、すべてといいましょうか、検討いたしますと、協議いたします、勉強をさせていただきますというような答弁をなさっているんです。

先般も高齢者の方々とお話をする機会がございました。そうするとですね免許証を返納した後にどのように病院に行ったらいいのか、また、先般お話を申し上げたときに、介護保険のときにお話をしましたが、65歳以上の世帯が大崎町では2,994戸あるということを申し上げたと思います。これは5月現在だったと思いますが、確かそれぐらいだったと思います。そして、そのうちの単身世帯が1,886世帯、夫婦世帯が1,062世帯あるんですね。こういった方々が車が運転できない状況、もしくは運転に危機を感じて免許証を返納された場合、やはり買い物弱者になったり病院に行けなかったりということが多々ある。それは最も重要な福祉サービスの1つでもあろうと思うんです。だから、そこら辺を、今、令和4年にそういうことをやっているということをおっしゃったんですが、その前の議会からずっと質問あるんですね、私が言ったように。4回から5回です。簡単におっしゃったときもありますけども、そういったことの中で新たな交通手段ということを、今、町長はおっしゃったんですが、どういったものを考えていらっしゃるのか、まずお聞かせいただけますか。

○町長（東 靖弘君） これまで公共交通政策会議をやってまいりました。その中で、

220号線、265号線を走る公共交通のバスの乗車率がどうなのか、高校生の乗車率がどうなのか、高齢者の乗車率がどうなのかといったデータを取る、それも協議会をスタートしてから実施してまいりました。

それと、おっしゃいましたように免許証返納者に対する、交通弱者、買い物弱者といわれますが、そういった現実がどれぐらいあるのかといったものの実態調査を1年間かけてこれまでやってきたといういきさつがあります。

ただいま御指摘がありましたように、高齢者が多くなってきている、単身者も多くなってきている、買い物、医療といったところが発生しているということは現実の問題でありますので、今までこういった課題を整理しながら、最終的にはどういうスタイルで、どの方式でやるかということになりますので、今、そのところに最終的には来ているところでありますけど、こういった現実を踏まえながら新たなステップに入っていく。いつまでも、これを、ただ検討、検討というわけにはいかないということがありますので、そういう方向性を持って進めていきたいと、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○10番（中山美幸君） 私もですねこれをずっと考えていました。そして、先般、高齢者との話をお伺いしてですね、同僚議員はやっているのになというものがあって、どれぐらい進んでいるんだろうかということで議事録をずっと調査したんですね。そしてまた、いろんな話をお伺いしたんですけども。一番の問題は病院なんです、病院と買い物なんです。以前、町長は一般質問の中で宅配をやろうというような検討もされているようですね。それも、その後、頓挫していますね。うちの商工会でもですねそれを考えたことがありました。やはり、採算性の問題が商工会の場合は商工業の方を対象に考えていますので、やはり視点が若干違います。商工業の方々がやる場合はやはりある程度の利益、ボランティアではちょっと厳しいかなと。そこに行政からの助成金、もろもろそういったものが加味されるのであれば業者も出てくるでしょうけども、若干そこについては考えられる部分がありましたけども。これは1つの福祉サービスとして、行政としてやっていく方法を検討しないとイケないのかなと。そしてまた、営業ナンバーの方々との協議は非常に難しい部分があるということは理解しています、いろんな交通会議で話をされても営業ナンバーの方々との協議というのは厳しいだろうなというのは理解します、いろんなことがあります。

そういった中で私は1つ提案したいのは、代行業の方がいらっしゃいますよね、そういった方々との協議会をつくっていただいて、免許証は返納されたけど自分の車を持っていらっしゃる方々は代行業に依頼して、町で調整しながら運行していく

と方法を考えたんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） まず、医療のこと、買い物のことということで、これも実態調査をやっておりますが、現時点では子どもが乗せていってくれたり、あるいは高齢であっても自分の車で行く。買い物も似たような状況でありますので、交通弱者としての数字は低いんですが、ただ、これから先を考えたときに、こういった状態はどんどんどんどん高くなっていくということを判断していかなければならないと捉えております。

大崎町の医療の分野で35.6%が鹿屋市なんですね。その次に町内の医療機関が33.5%、志布志市が26.6%ということで、医療機関としては鹿屋市が一番多い。そしてまた、先ほど申し上げましたけど、利用交通手段は自分で車を運転するが約80%で、あと家族などに送迎していただくことが14%程度となっていて、通院する頻度は月に1回程度と、あと体調が悪いときというデータが出ておりまして、大崎町の場合はかなり鹿屋市の医療機関に頼っているところがありますのでタクシーを使ったときに、かなり高い金額になります。そうなったときに、志布志市の医療機関もそうですけれども、個人で何回もタクシー利用することができないということがあります。月1回というのはちょっと少ないのかもしれないんですけども、それは控えめにしていらっしゃるということがあろうかと思うんですが。審議の過程の中で、自分の思いの中でどうやって、医療機関が町外にかかっているわけですから、交通弱者といわれる方々をどういうふうに支援していったらいいのか、ここは非常に大きな課題で、なかなかそういった結論が見いだせなかったという状況であります。そういったことがありまして、実施に向けて、あれがいい、これがいいといういろんな考え方もありましたけれども、今後、早急に結論を出していくということで対応はしていきたい。そしてまた、先ほどタクシーとかというお話をいただきましたけれども、そういったことも協議の分野でやっていきたいと思っております。

そういったことで、白ナンバーでしょうか、代行業者がそういった方々の送迎を行うといったことに対しての私の判断ということになってまいります。代行業者も一番、中山議員が精通しておられますけれども、夜の酔っ払ったお客さんを自宅まで届けていく、そしてまた、車を別に保有しながら届けていくと、代行業業の許可はそういったところから出てきていると捉えております。それが昼間の営業としてどういうふうに行うのかと、そういったところは十分承知しておりませんので検討していくこととなりますが、ただいま御意見もいただいておりますので、公共交通政策会議の中で、ただいまの御意見をもうちょっとまとめさせていただいて説明し、理解もさせていただくことが必要なのかなと捉えております。

何らかの形で通院の皆さん方、買い物の方々を支援していく対策をしっかりと取っていく、いつまでもこういったことでのろのろしておられないと考えておりますから、しっかりと御意見を踏まえながら検討をさせていただきたいと思っております。

それから、買い物、自宅までの宅配といったことができればということで、生協の方々も来られましたし、いろいろ検討もいたしました。宮園集落ではサロンの中で東串良町の魚を販売される方々が月1回とかという形で来ていただいていると、そういう働きかけをして実現しているところもあります。現在、テスト的ではありませんけれども、生協の方が来られて、月1でしょうか、1回か2回、大丸と益丸で生活物資を販売をしておられる。そういったところは、小刻みではありますけれども、今、社会福祉協議会のほうで進んでいるところでもあります。けれども、それが全体的にカバーできているというわけでもありませんので、こちらのところも対策を急いでいく必要があると思っております。

以上です。

○10番（中山美幸君） 今、町長のほうから割と建設的な考えをお伺いしました。

代行業についてはですね昼間であろうと夜であろうと関係ないんですね。二種免許を持っていて保険もちゃんと掛けていらっしゃって、個人所有の車、運ぼうとする人の車であれば問題ないです。それに人を乗せて走ったら白タク行為ということになります。それはちゃんとした陸運の許可証、許可番号を持っている方々ですので、もし青ナンバーの方々との協議がうまくいっていない、本町だけでできないのであれば、そういうことも検討の1つの課題として取り入れてもよろしいのかな。ということは、1つの産業の育成にもなってくるというふうに私は捉えておりますので、是非、それは検討だけではなくて、本当に協議をして結果を出していただきたい。できないんだったら、何か別な方法を模索しないといけないじゃないですか。今後は高齢化率も上がってきますよ。そういったときにそういった弱者の方々をどうやっていくのか、それは福祉の関係、住民サービスということでございますので、是非、町長の話を知ったら前向きにやりそうな感じでしたので、そういうふうに理解し、この質問は終わります。

引き続き、大規模災害時における住民の生活インフラの整備についてをお伺いしたいと思います。今、いろんなところで大きな災害が出ています。そして、孤立したとかいうことが出ていますが、そういったときに本町としてはどういった手立てを考えているのか。まず、全体的な構想として行政として考えている構想についてお示しをいただけますか。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

住民の方々が生活する上で上水道、公共下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路、橋梁、河川施設などの公共施設は、地域生活の根幹をなすものでございます。これらが大規模災害により被害を受け機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町・県及びライフライン事業者はライフライン施設について、風水害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め早期復旧が図られるよう拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、施設の災害防止対策に努める必要があると考えております。

以上です。

○10番（中山美幸君） 私がここで注目しているのはですねいろんな災害時のテレビ放送を見てみますと、情報機関等の情報を見てみますとですね一番最初に考えられるのは水なんですよ、水が寸断された。昨日の同僚議員の質問に対して、急傾斜地で危険なところが111箇所というような答弁がございましたよね。そういったところの中で孤立してしまう集落が多分水道が止まる、そういったところはどのようなことを考えていらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対して、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○水道課長（本松健一郎君） お答えいたします。

災害時における水道関係の対策についてということで御質問でございます。本町では災害及び事故発生等における水道水の円滑な給水及び早期の復旧ができるよう水道危機管理対策マニュアルを定めているところでございます。

まず、設備面では老朽化した水道管を鋳鉄管などの耐震性を持つ配管に計画的に更新することと、取水施設等の管理につきましても平常時から点検や監視を行い、早期の異常発見に努め、大事故の未然防止に心がけているところでございます。

しかしながら、大規模災害時には水源、浄水場の冠水や道路決壊等に伴う配水管の損壊などが多数発生することが想定されまして、給水経費により住民生活へ多大な支障も生じることも想定できることと思っております。

災害事故発生時には状況に応じて対策本部を設置し、被害が甚大であると判断した場合は、近隣町への応援要請もしくは鹿児島県を通して自衛隊の応援要請を行うこととなっているところでございます。また、心配されるところでは、自衛隊が到着するまでの間、本町の独自で対策をとるわけですが、公益社団法人日本水道協会の支援や協定を結んでおります曾於地区の水道協議会の広域連携に要請をかけまして協力体制を構築することと考えております。

なお、独自の給水対策としましては、消火栓などを利用いたしまして給水場を設営する、もしくは水道課のほうで6リッターぐらいの給水袋を900枚ほど常備しております。それを運搬用の容器として配布するような形を取る考えでいるところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸君） 若干時間も押してまいりましたので早口になろうかと思いますが。今、課長のほうで答弁をいただきましたけれども、大方了解できます。しかし、大規模災害があった場合に孤立した場合に道路等も塞がるわけですよ。自衛隊の給水車、それから本町からの給水は不可能に近い状態ですね。そういった場合に、その地域、地域にもし井戸があるのであれば井戸が活用できるような発電機の貸与、私はそういったことも考えるべきじゃないのかなというふうに思いますし、また通信手段も途絶える可能性がありますよね、特に山間部については可能性としては大だと思いますが、そういったところについてどういった手立てをするのかということを考えてみますと、防災行政無線の集落のやつも多分使えないでしょう、そういった場合にアマチュア無線の方々がもしいらっしゃるのであれば、そういった方々の連携を結んでいただく、私も無線の資格は幾つか持っていますけども、そういったものの活用ということ。それから、いろんなところで人命が失われなかった大きな災害のときに、今までを見てもいろいろところを聞いてみますと、その地域のリーダー、ものすごくリーダーの活躍がクローズアップされているんですね。その地域に、どれだけ防災に対する知識を持っているのか、どういったことを考えながら進めていくかという地域のリーダーが私は必要だろうというふうに思いますので、本当はできるならば各集落ごとにそういったリーダーの養成をすることはできないのかどうかということをお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 御指摘のとおりであります。まず災害が発生したら電気が来なくなってしまう。電気においては三日程度では済まないかもしれないし、1週間かかるかもしれない。あるいは水道においても三日以上かかるかもしれない。そうなったとき、通信インフラ、生活の水が補給できない、確保できないということで非常に厳しい生活状態が強いられるということになってまいります。

今、議員さんの発言の中で井戸というお話がありました。それをお聞きしながら思ったんですが、熊本地震で給水ができたのは井戸があったということが上げられます。昔は我々のところも井戸しかなかったんで、その井戸は埋められてしまっておりますけれども、地震の規模がそうなってくると、どうやって水を補給するのかとなってくるとそういったことが必要になってくるのかもしれないです。井戸に対する汲み上げるための発電機のごことは提言いただきましたので頭に入れておきたい

と思っております。

通信手段は先ほどと同じようであります。防災の中で自衛隊、消防とかなかなか公的な機関がすぐさま駆けつけられるということではなくて、大抵三日は自分でちゃんと対応できるように避難物資も自分で確保しておくことがいつもされておりますので、こういったことの周知をやる必要が非常にあると思っておりますし、集落の中でそういったリーダー育成が必要だということで、これはおっしゃるとおりであります。自主防災組織のことも昨日も出ましたけれども、こういったところで台風災害があった、地震災害があった、豪雨災害があったときにどうやって避難していったらいいか、どうやって自分たちの命を確保したらいいか、誰を援護していけばいいかということが非常に大切になってまいりますので、こういったことに対しての自主防災組織の活動としてのモデル地域を選定しながら、そういう取組もやっていくということは本当に必要性が高いですので、それは考えていきたいと思っておりますことと、マイタイムラインということが使われておりますけれども、自分の避難計画を立てる、家族の避難計画を立てる、さらに集落の避難計画を立てるということは大変重要であるし、台風みたいにしょっちゅう来ているとそれぞれ意識があるんですけれども、地震となってくると対応が遅れておりますので、しかしながらそうは言っておれませんので、南海トラフのこともありますので、特に沿岸部に居住される方々の中でこういったところで集落を選定しながら、まずはそういうことをやっていきたいと考えております。

また、10月には鹿児島大学の井村教授にお願いいたしまして本町での防災教育、講演、あるいはこれまで避難誘導等、いろいろ御指摘をいただいておりますのでそういったところの点検の確認をお願いしながら、こういった対策に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○10番（中山美幸君） 今、町長がおっしゃいましたようにですねいろんなところでそういったリーダーを養成していく。できれば防災士といった資格まで取っていただくような養成の仕方というのは私は必要じゃないのかなと。同僚議員も私も持っていますけれども、かなり勉強をさせられますので、そういったものを育てていくというのも必要じゃないのかなというふうに考えておりますし、それから井村教授については、前、大崎町のハザードマップを作成されたときに一緒に活動しておりますが、一生懸命やられる方ですので、今後期待したいなというふうに考えておりますが。

あと、もう1点だけ。先ほど水道課長から話がありましたように、近隣市町との話がありました。そういった場合に我々大崎町の水道が使えなくなった状態の場合に他市町村、例えば東串良町、志布志市からのバイパス供給は法的にはちょっと厳しい部分があると思いますが、協議をしてやろうということになりますと、

両方から災害のときにお互いに譲り合う、バブルを付けるだけでいいじゃないですか。近隣までは来ているはずですよ、途中までは来ているはずで、境界までは。そういったところの接続をしてバイパスをつくっていくという方法もあろうかと思いますが、町長の考えはいかがですか。また、担当課長としてもそういったところはどうか。お答えいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） そこまで判断をしておりませんでしたので、おっしゃいましたことにつきましては勉強をさせていただきたいと思います。

以上です。

○水道課長（本松健一郎君） お答えいたします。

先ほどの説明とちょっと重複するところがございますが、広域連携ということで曾於市、志布志市、本町と、2市1町で広域連携を令和3年7月1日付で協定を結んでおります。その中で、連携の内容の範囲ということでうたっておりますが、水道に係る資材の保有の共有、例えば私どもが保有していないものがたまたま破損したというところでありましたら、志布志市、曾於市からその提供を受けられると。もう1つは、先ほど議員からもございました、水道施設の共有利用ということもうたっておりますので、バイパスは、今つなぐことは難しいんですが、志布志市が保有している水道施設、もしくは曾於市が持っている水道施設の共有はここでうたい込んでございますので、その辺は担保ができるかと思っております。

以上でございます。

○10番（中山美幸君） そうすると、本町が水道が駄目になった、隣の町が駄目になったというときに、お互いに融通できるじゃないですか。そういったところも首長の話し合いの中でもう少し進めるというようなことも検討して善処していただきたいというふうに申し上げ、住民の安心ということを担保に考えていただきたいというふうに要望申し上げて私の質問を終わります。

○議長（富重幸博君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

4番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○4番（平田慎一君） 本年2期目の議員選挙に当たって、町民の皆さんが大崎町に住んでよかった、町外の皆さんが大崎町に住みたいと思える町にしていくために、地

域の未来を町政に伝えてまいりたいと訴えてまいりました。今回、その中の持続可能な農業振興について質問してまいりますが、先に益丸地域圃場整備事業の理事でもあり、地域の要でもあり、本年御逝去されました植松弘巳さん、そして同僚議員でもあった諸木悦朗さんの御逝去に対しまして、今までの御尽力に感謝申し上げるとともに御冥福をお祈り申し上げ、質問に入らせていただきます。

現在進行中の益丸圃場整備の現況を踏まえ質問してまいりますが、当初、地下水位制御システム、いわゆるフォアスシステム、端的に説明すると、水田を畑地として使えるように水分調整ができるシステムですが、この導入採用に対して役員会で反対があり、導入しないとなっていたかと思っておりましたが、初期段階の役員から役員変更があり、導入するようになったのかと思っておりますが、内容についてお聞きします。

工事範囲のすべてに導入するのか。そして、事業条件として工事完了後の20%の生産効率アップ及び80%の認定農業者集積の目処が付いているのか。また、小水力発電の活用を考え、再生可能エネルギーを農地の保全に充て、持続可能な農業につなげることを考えるべきだと思うが、本町の考えについて、まずお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） まず、フォアスの導入についての件でございますが、地下水位制御システム、フォアスは、圃場の地下水位を自在に調節することを可能とし、排水性向上と用水管理の省力化を実現した新たな方法であります。益丸圃場整備地区においては、このシステムをすべてに導入する計画であります。

次に、工事完了後の20%の生産効率アップ及び80%集積の目処についてという御質問でございます。農地中間管理事業機構関連事業の要件として、事業完了後5年以内に販売額20%以上向上及び担い手への集積率80%以上向上などがございます。県への計画承認の段階で、どの方に集積する、どのような作型であれば20%以上向上するところを検討し、令和2年度の計画の採択を受けておりますが、計画の段階から担い手の状況など変わってきているところもございますので、関係機関、県の畑かんセンター、大隅地域振興局、農地バンク、土改連等と協議を行い、目標を達成するよう検討を行ってまいります。

次に、小水力発電の活用についてでございます。小水力発電につきましては、水の流量または水が高いところから低いところへ流れる落差を利用して発電するものです。益丸地区については多大な効果が期待できる設置に適しているような箇所がなく、現状は計画しておりません。導入については、売電収入が見込める一方、高額な事業費や維持費がかかることも懸念されます。小水力発電につきましては、実際可能なのかといった調査は必要であるかと思っておりますのでございます。

○4番（平田慎一君） 調査が必要ということなんですけれども、なぜ小水力発電の必要性を言うのかということなんです、これは当初の役員会議で、いわゆる声の大きな方がですね電気代がかかる、維持費がかかるからつくらないということの発言があつて、その方向でなつたと私も理解しているんですが、時、私も農業委員としてその会議に参加しておりましたので。その後、すぐ議員になつたものですから、会議に参加しておりませんので、その後の詳細な経緯は把握しておりませんでした。小水力発電を活用することで解決できるのではないかと考えてですね個人的にも調べておりました。

小水力発電の農業農村整備事業を活用した施設は、全国で約169箇所、今現在あります。農業用水を活かし、売電収入を得て、先ほど町長もちょっと触れておりましたが、農地の保全に充てる財源として活用する。足下にある自然由来の資源を使って新たな財源を生み出し、各種作業の負担軽減にも役立つと考えるが町長の御所見をお伺いしたいんですが。これはですね国の補助等もございまして、益丸圃場整備以外の圃場地区の分でも小水力発電等を使うということができると思います、特に持留地域とかですね。その辺の部分を加味して町長の御見解をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 先ほど答弁いたしましたけれども、益丸地区において小水力発電に適した場所があるかどうかということ考えたときに、答弁でもいたしました、落差が大きい、あるいは流れが急流であるといった条件に合致するところはなかったと聞いているところであります。

また、導入に対して適地がそこにあれば保全場でも利益が生まれますので利便性が高いところでありますが、適地がないというお話をしたところだったんですけど、またほかにあるのか、調査は必要なのかと思っております。

持留地区の小水力発電のことも触れられたところでありますが、持留地区においては轟の滝で落差が非常に大きいということがありまして、民間事業者にお願いして小水力発電の場所としてどうなのか、事業可能かということで打診をしていただきました。事業は可能ではあるということでありましたが、御存知のように非常に急峻な崖があつて、そういった状況でもありますので、その後、そういったことにつきましては進んでいないところでありますが、やはり小水力発電に適したところがあれば積極的に導入すべきだと思っておりますし、あるいは受益者で株式会社組織をつくって負担方式にして、受益地で管理運営していくということが一番妥当かなと思っておりますので、御質問にありましたように調査してみるというところで止めさせていただきたいと思っております。

○4番（平田慎一君） 是非ですね調査していただきたい。

私が調べたときは、益丸圃場整備で水を取っているところは平良上のほうの川の

ほうから取っていますけど、永田水神の上のほうですね、あっちのほうからであれば小水力発電は取れるというようなことを若干聞いた覚えがあるんですよ。発電量は若干下がるんですけども、それなりの売電は多分できるという方向で伺った部分もございますので、その辺も考えて調査のほうをしていくべきだと思います。

この部分は何でいうかと、重複してまたいう部分なんですけども、各水利組合の水利にも差がありますよね。特に益丸水利の場合は、町長が頑張っって中間管理機構の集積時の補助金90何パーセント集めましたよね、東京とか職員がみんな回ってですね。あのおかげで水利費を負担額に充てて無償で、水利費を払わなくて今済む状況で、益丸水利は多分していると思います。そのお金がもう消えるんですけども。だから、ほぼ90%から100%ぐらい作付けされていると思うんですけども。でも、ほかの地域で考えるとそういうことがあまりないんですよ、やっぱり5,000円、6,000円払っている、そういう組合もあったりとかですね。中には農業法人が大体60%ぐらいの農地を全部して、水利費だけでも相当なお金を払わないといけないという厳しい状況でもあるとお聞きしますし、そういう部分の負担の軽減にもなると、今触れた部分で小水力発電もお示したところでもございました、必要性があるんじゃないかなと。是非調査研究されて、使えるところは是非やっていただきたい。これは農業振興に必ず循環型につながっていくというふうに思っております。

続けて、水田作物に関してなんですけど、米やWCSだけではなくてですね大豆や麦など転作田んぼ、いわゆる圃場整備を中心とした団地化されるところで、他の作物とブロックごとにローテーションを図ることで転作障害を避けることにつながると思うんですけど、本町水田の作付作物の戦略、方向性、特に圃場整備をした場合広がるわけですから、1反とか5畝だったのが3反、5反となるわけですから。そういう方向性をどのように考えているのかお聞きします。これは水田活用の直接支払交付金見直しの水張り制度を加味したお答えをお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） ブロックローテーションの御質問でございました。現段階で、本町の水田については整備率が非常に低いという状況があります。今、一生懸命やって整備率を上げていこうということで益丸が今回圃場整備の対象になっていくわけではありますが、作付けを効率的にやっていく上ではブロックローテーションはとても大切であります。

私が知っているところでは、都城市がブロックローテーションをやりながら、この地域は稲作、この地域は飼料用稲という形でやっておりますので、圃場整備等が着実に進んでいくときにはそういうことを検討していく必要があると思っております。

大豆の作付け、小麦の作付けという御質問が出たところでありますが、本地域において、大豆の作付けはなかなか進んでおりません。非常に少数であります。これが熊本や佐賀県といった水田地帯であると、大豆、麦がつくられて、それこそ産地になっているところでありますが、湿田というところはなかなか解消できない、本町の場合はそういったこともありますので、フォアスを実施して汎用性を高めながら作付けができるかどうかはこれからの試験によるのじゃないかと思っております。小麦も需要が求められる中でなかなか作付けもできていないところでありますが、湿田地帯でそれがかなうのかどうかということもこれからのことになるのではないかと思います。

○4番（平田慎一君）　そういう部分も含めながら、湿田、そういうところはそういうところなりの使い道を模索して考えていきながら戦略にやっていく方向がいいのかなというふうに思っております。

あと、飼料稲だけではなくて、やっぱりデントコーンも作付けという補助事業も付いた一定的な部分もございますで、それも含めた戦略的な表作、裏作という形を含めた戦略を地域ごとにやっていくことも1つの方向性なのかなというふうに思っております。その辺もですね重々考えてやっていっていただきたいなというふうに思っております。

次に、今年、飯隈橋沿線の農道にて農作業車の河川への転落死亡事故がありました、農業車ですね、農作業の後ろに機械を積んででしたが。私の同級生のお父さんでした。本町は農地の舗装整備が、先ほど町長が言ったように近隣市町と比べてちょっと遅れていて、今町長が圃場整備のほうをどんどん進めていますけども、遅れている状況であります。農業用機械も大型化し、農業経営者も高齢化している中で安全な農道整備がやはり求められております。特に舗装整備ですよね、あとは吹き付け等もあるんですけど、そういう部分の今後の取組をまずお示してください。

○町長（東 靖弘君）　農道につきましては、現況に合わせて整備するのが基本となっておりますので、農家以外の方も利用する交通量の多いところはアスファルト舗装、農家が圃場を利用するための道路は砂利舗装となっております。幅員については、一部4メートルの箇所もありますが、基本は5メートルとなります。

今、非常に機械が大型化してきていることがあります。4メートルの農道であっても、大型のトラクター等が入ってくると離合することがなかなか難しいのが現実の農道であります。水田だけでなく畑の農道も離合地帯も出てくるとか、非常にやらないといけない状況であるかと察しております。

生産性を上げる圃場ですので利便性の高い舗装にしていくことを当然考えていかなければなりませんけれども、先ほど発言しましたように、今、圃場整備を一生懸

命進めている段階でありますので、それをやりながら、また、どうしても必要性の高いところについては改めて考えていくという対応をしながら進めていくことになるかなと思います。

- 4番（平田慎一君） 今、圃場整備を進めている段階です。役員会等でも誰がこの辺りの圃場を作付けするというのは大体わかると思うんですよね。そうなった場合、やっぱり農業法人等、大型機械を持っているところが多い場合は、やはり道路面積をちょっと広くするとかですね、そういう方向性というのでも考えていかないといけないんじゃないかなと。特に今後はですね、今、町長が一生懸命力を入れてどんどん圃場整備をしておりますけれど、そこは優先的に考えていっていただきたい。そうすることで持続可能な農業振興が今後さらに伸びていく方向性になっていくと思います。新しい人たちも入ってくる可能性というのが高くなりますので、その辺は、また考えていっていただきたいというふうに思います。

次に、農地の除草作業や維持管理等をですね、少子高齢化の中で厳しい状況です。今後の取組についてどのように考えているのかについてですが、これは1つの提案としてですが、土壌消毒器による蒸気除草ができるんですよね、熱処理ですよね、いわゆる。除草剤を使用しない雑草処理、薬剤を使用しない殺菌、殺虫可能であり、作業労力や予算削減にもなると考えますが、このようなものの取組も考えるべきだと思いますが、町長の御見解をお示してください。

- 町長（東 靖弘君） 現段階で農道等の除草については、御存知のように多面的機能向上対策事業でその地域においてはそれをやっていったり、あるいは集落の道路作業、水利作業といったところでそれぞれ集落において除草をやっているという状況であります。

ただ、5月、6月、10月ぐらいまでは雑草が伸び放題になってまいりますので、やはり2回、3回刈ってもすぐ伸びていくという状況であります。そういった中で、現段階ではそういったところでそれぞれのところでやっていただいているということですが、土壌消毒器で絶やしていくとか、それ自体初めて知ったところですが、どういう形で使用するのか、機械がどういったところにあるのか、あるいは使用料の問題も含めてですけれども、実際実績はどうだったのか、いろんなところも調べていかなければなりませんので、今御指摘のあった部分につきましては初めて聞きましたので、こちらはちょっと勉強させてください。

- 4番（平田慎一君） 実はですね、これは本町でもされている方が1社ありまして、安田農園さんが土壌消毒器をお持ちでハウスにも使われているんですけれども、実際効果がいいよというので、ものすごく言われております、実際現物も見れますので。

これは基腐病のハウスの苗床にも使われておりますので、是非ですね町長も一回見られてですね。金額もそんなに高くないみたいですが、150万、200万円程度ぐらいで移動式になるということだったので、是非見て、研究をしていただいて、使える部分は使っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、圃場整備内の区域に遺跡や史跡があるんですけれども、これは益丸圃場整備に当てはめてしまいますけども。この整備や管理の考え、特に個人名義のときにまとまっているところが多いんですが、その対応をどう考えているのか。益丸圃場整備の端っこにあるんですけれども、昔からの地主さんのところにそういうところが集まっている、お墓があるんですが。結局、圃場整備の対象外になって、そのまま放置される部分も担っております。だから、そういう部分を含めて、これは教育委員会かな、どのように考えているのかをちょっとお聞きします。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

圃場整備場の遺跡、史跡整備や管理についての現状についての御質問でございます。現状といたしまして、水神、田の神、あるいは地蔵等につきましては、文化財保護審議会の調査によりますと、町内ですけれども、圃場近くに174基のものがあります。これらの整備・管理につきましては、地権者の管理のもと、文化財保護の観点から、現状変更がないようお願いをしているところでございます。

ただし、後世に管理をする者がいない、あるいはやむを得ない場合に行政に相談があった時点で、町文化財保護審議会へ諮問いたしまして、建議、答申していただきながら文化財の管理に努めることもできております。

文化財保護でいいますと、保存・管理だけでなく、今後の研究あるいは活用を行う上で現状のまま保存や管理を行うのが望ましいと思われれます。そのために、現状維持を原則としておりますが、やむを得ない場合に現状の記録の上、現状変更を行うものとしております。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） これはですねこの地主さんが高齢化されておまして、御家族もこちらにいないということですね。名義変更をされたんですけど、土地がどうなるかわからないと。昔からある、先祖代々からあるものを集落のやつをどうなるかわからない状況にするわけにはいかないと、やっぱり不安があるという相談がありましたので、是非、そういう部分は教育委員会として寄り添っていただいて話を聞いていただいてですね、町に寄附するんだったら寄附をする、整備するなら整備するでいろいろ考えていっていただきたいなど。こういう部分というのは圃場整備するに当たってはいろんな部分が出てくると思いますので、その辺は特に注意されて見ていっていただきたいと付け加えておきます。

次に、本町の考える食糧安全保障についてに入っていきます。世界的な人口増加と国際情勢の悪化の中で食糧の武器化が懸念されて、食糧を今までのように安価に、安定的に輸入し続けられなくなる。今、いわゆる世界に買い負ける状況になる。国でも食糧農業農村基本法改正に向けて動いており、食糧安全保障の考えのもとに動き出しています。また、世界的に見ると、地球の限界を意味するプラネタリーパンダグラリー、いわゆる惑星限界と呼ばれ、人類が生存できる領域の限界点を定義する概念なんですけども、それが9つの項目のうち、気候変動、生物多様性、土地利用変化、窒素リンの4項目で境界を既に越え、今後は生態系の均衡が不可逆的に移行し、負の減少が連鎖的に起こり得るとされています。食糧、農林水産業が利活用してきた土地や水、生物資源などのいわゆる自然資本の持続性にも大きな危機が迫っているのが世界的な認識であります。

そのような中で持続可能な循環型農業の取組を早急に行うべきと考えます。肥料、飼料の自主生産。これは、牛、豚、鶏、し尿等からの肥料等や堆肥化及び肥料としての生産化を国・県の事業とも絡めて本町で生産する仕組みをつくるべきではないか。他県ではですね実証例として豚糞を菌床としてマッシュルームの生産、これは愛知県豊岡市ですけれども、あとはし尿からの濃縮液肥等、これは福岡県ですねイチゴや麦の栽培をされています。肥料が9割以上削減されています。結構たくさん事例があるんですけども、そういう活用事例が多数あります。本町はそんな中でもですねこういう市町村の事例の中でも特に原料に事欠くことがないというぐらいの原料数を持っています。その活用方法、有効利用の考えはないのかをまずお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 令和5年6月の農業物価指数によりますと、農業生産資材につきましては、前年同月比で121%、特に肥料及び飼料につきましては145%を超えるなど依然として高い水準となっており、農業経営を圧迫していると認識しております。こういった状況の中で、化学肥料の低減、環境負荷の低減を実施するため、堆肥による土づくりのニーズが高まっていると感じております。

本町は日本でも有数な畜産地帯でありますので、家畜排泄物由来の堆肥の利用促進について、今後研究する必要があるのではないかと考えております。議員さんが発言されておられますように、非常に地球温暖化が進んでおります。先般の新聞記事で100年に日本が1.26度気温が上がったということが新聞に出ておりましたけれども、そうしたときに生物の多様性に非常に大きな変化が出てくるし、食糧が順調に育つかというところでもないことも指摘されてきておりますので、いろんなことを踏まえていくと、有機物を使用しながら作物を栽培していくことが求められてくると思っております。食糧生産、飼料生産等においても有機栽培をどういふ

うに進めていくか、今、その初期の段階にあるのではないかと考えておりますので、今後、実践されておられる方々を参考にしながら、あるいは地域を参考にしながら、我々の地域でどういうふうに進めていくのか、何を選定していくのか、そういったところまで突っ込んで、まず勉強していけるようにしていきたいと思っております。

○4番（平田慎一君） 特にですねやっぱり三大肥料といわれる窒素、リン酸、カリ、この辺の、特に窒素とカリはし尿等からも取れますし、牛、豚、鶏、特に鶏の肥料からもリンとかとれますから、そういう部分の循環型の自主生産の肥料は取れるんじゃないかなと。今、ジャパンファームさんも堆肥場がすべて稼働しない状況だと思いますし、国の食糧安全保障でもですね自主生産の肥料・飼料等の生産に関してはいろんな予算が付いております。だから、そういう部分を活用しながら、是非そういう部分は活用していただいて持続可能な農業振興を考えていていただきたいなど。このあたりについては詳しい農業生産者や農業法人もありますので、その辺りもお話ししながらやってみればいいんじゃないかなというふうに思っております。大崎町はもっともっとそういうポテンシャルを持っている部分がございますので、是非そういう部分は活用していただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

有機作物を使用した学校給食の取組について入ってまいります。これは緑の食糧システム戦略やグリーン成長戦略、カーボンニュートラル等ですねいろいろなところでもいわれております。有機の町、オーガニックビレッジが日本では84自治体選定されておりますし、実際ですね有機農業を日本でされている耕地面積は0.6%です。観光農業といわれるのが99.4%なんですけれども。急速に数が減る農家、地域の農業を守るための様々な支援策が必要です。中でも小規模家族農家の存在が重視されております。規模にかかわらず、農家が地域でいきいきと続けられるように支援することが必要で、地方自治体が地域の農業を守る上では重要な役割を果たします。化学肥料や農薬の問題、また、遺伝子操作された食品が増えてきつつあり、そうした要素を可能な限り減らし、昔ながらの安全な食の確保を現在から未来に向けて確保する政策にもつながる。地域で可能な限り化学肥料や農薬を使わないで栽培された有機作物を地方自治体が学校給食などのために買い上げる、いわゆる公共調達政策は地域の農業を支える、農家を支える上でも、食を安心・安全にしていく上でも、そして子どもたちへの食育ともなります。また、日本では格差の拡大が進み、子どもの貧困問題が顕在化し、きちんと必要な食料が食べられない子どもがいる社会構造そのものが問題であるんですが、その対応策としても学校給食を公共調達にして、誰もが安全な地元食材を食べれる仕組みをつくれれば、格差対策にもなり、食育もでき、農家も助かる有効な政策になると考えます。

世界でも、国内でも、学校給食がきっかけとなって地域の農業が盛んになってきたところが数多くあります。有名なところでは千葉県いすみ市では、有機栽培の米を使っている、これはよく言われますよね、同僚議員も先般、一般質問でも言われておりました、米を使えないかと。あとは海外でもヨーロッパや、近隣では韓国も給食の公共調達が進んでおります。米は末吉町の議員の方も一般質問された気がするんですけども。そして、地域の食のシステムをつくり出す仕組みをつくる。地域の消費者、農家、漁師、漁業者、学校、病院、流通企業、食品企業など多くの人たちが関わって地域で食糧の循環が進むように協力することで数多くの人たちを結びつけて地域の食のシステム構築につなげ、地域で何が必要か、そうしたことを持ち寄り解決する食糧協議会、委員会等の仕組みをつくることで地域の食のシステムを再構築していけば新たな地域での食や交流もつくり出すことができるのではないのでしょうか。それが子どもたちの未来にもつながると考えますが、町長の御見解をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 有機農業で作付けした水稻などを学校給食にということで、今、いろんな自治体で学校給食に地産地消という形で進められておりますので、こういった有機農業を展開していく、あるいは有機農業に近い状態で減農薬を展開していく中で地産地消で年間を通して学校給食に提供できるような構築は必要かと思っております。

本町において、現在は町内の農業法人の方から、大根、タマネギ、キャベツの野菜、葉ネギなど学校給食に提供していただいておりますし、また、米のなつほのかも学校給食に、有機農業で栽培した地元農産物を限定的に学校給食に提供しておりますけれども、これからも持続的に、恒常的にできるような形の有機農業の取組は必要かと思っております。

本町は水田等においても水質にも恵まれておりますので、そういった面では取り組みやすいのではなかろうかと思っております。一番最初に考えたのは、水稻作による有機農業の展開ということでありました。有機JASを取るには相当厳しい面がありますので、それに近い状態に近づけて何年もかけて近づけていくというやり方をしながら、できるだけ地産地消ができ、学校給食において地産地消ができる取組をすべきだと私も思っております。

先般、テレビを見たときに岐阜県白川町の有機農業が出てまいりました。そこに何十年もかけて有機栽培をやっているところに移住者が非常に増えてきたと、自らも栽培することが出てきておりましたし、もう1つは徳島県でしたけれども、JAが有機栽培に取り組んでいるということでNHKで放映されておりましたけれども、先進地というところは何十年も前からそういう取組をしてくれているという実態があ

ります。私たちの地域はこれからということになりますので、そういった先進地に学びながら、どういう方向でスタートを切っていったらいいのか十分に基礎をしっかりと積みながら、我が国のSDGsの一部をしっかりと守れるような、貢献できるようなそういう形でやっていく必要があるだろうと思っております。

○4番（平田慎一君） これに対しては、教育長は何か御所見ございますか、学校給食に有機食材を。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど町長が述べられたとおり、地産地消の観点から、先ほど大根、タマネギ、キャベツ、なつほのかを使っております。今後、有機農産物がだんだん、だんだん進んでいくのかなと思っておりますので、そういうときには積極的に学校給食に取り入れていければと考えております。

○4番（平田慎一君） 是非ですね子どもたちの安心のためにも、地域のためにも、少しずつでも始めていていただきたいなと思っております。

次に、持続可能な担い手の育成及び耕作放棄地対策についてなんですけども、23年度、農業経営体の推移は4.7%減少で、過去最低を更新しました。22年度の新規就農者が4万5,840人で、前年度から12%の減。さらに、親元就農に関しては15%の減と、農水省の調査結果が出ています。本町の取組状況はどうなっているのかをまずお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

農業の担い手の現状ですが、少子高齢化に伴い、年々農業に従事される方が減少傾向にあります。本町の中心的な担い手農業者である認定農業者においても高齢化が進んでおり、法人を除いた平均年齢は約60歳となっております。

このような状況下において、本町の農業を牽引していく農業者の育成を行うため、担い手育成農業研修事業を行い、新規就農者が継続的に定着していただくための仕組みづくりに取り組み、実践しているところでございます。

○4番（平田慎一君） 先般、23年度の志布志市の新規就農者数が南日本に載っていましたが、10組と。就農作物を見たら、ピーマンだけではなくて、マンゴー、イチゴ、シキミ、生産牛などと記載されておりました。

本町も公社をつくるということで、町長がまずピーマンからということを言われておりましたが、ピーマンだけではなくて入り口もちょっとやっぱり広くして、いろんな部分では入れるように考えていくべきなのかなというふうには思っております。

また、耕作放棄地への対応と対策及び今後の取組についてなんですけれども、前、一般質問のときにしたんですが、悪質な耕作放棄地の事例の対応を農業委員会にお聞きしましたが、進捗状況をまずお聞きするのと、また、耕作放棄地対策として、

本町は中山間地も多いです、鳥獣被害対策も考えて作物をレモンや柑橘系の果樹栽培や榊やシキミなどの枝もの、これは成功事例もあるんですね、たくさん。山形県天童市ではアーモンドの栽培、県内ではブルーベリーやオリーブとか枝もの系、くだもの系もしております。健康食品の桑茶とかもあります。鹿屋市はモリンガというのを結構押しておりますけれども。こういう中山間地域が鳥獣被害に遭いにくい栽培の仕組みを考えることで、先ほども触れましたけども、グランディングを地域の皆さんとともに進めることが必要であると考えますが、町長の御見解をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 本町が農業公社を設立いたしまして、まずピーマンを先行するというので、選定しながら1期生は研修を終えたところでありまして。自ら栽培に入っておられるわけでありまして、そのほかにもピーマン農家の町内の方がおられるわけでありまして。農業主体でありますので、特に施設園芸でピーマンに入ったところでありましてけれども、我々も農業公社を運営していく中で事業承継、新たな承継といった面ではパッションフルーツを導入していったり、そういうふうな新たな分野は開拓していきたいと考えております。

多種多様の農業設備があつて、いろんなところで栽培をしているということでありましたが、ちなみにモリンガは、私の隣の青年が栽培をしております。鹿屋市の方々との連携かなと思ったしておりますが、今年は暑さでうまくいかなかったということも報告を受けておりますけど、ここ二、三年、モリンガでまちづくりができないかといった意欲で頑張っているのを紹介をさせていただいたところがございます。

この地域に合った産物を研究しながら、産地育成といった面では取り組んでいくべきかと思っております。また、本町に民間企業がありますが、レモンを大々的に民間企業もあります。レモンによる産地づくり、民間企業の方でそういう構想を持っておられることも御紹介いたします。

○農委事務局長（相星永悟君） とある農家の方のその後の対応ということで、令和3年6月に議員から質問をいただきまして、農業委員会としてもその対応は進めているところでございます。

その方と定期的な面会はしております、滞っている作業の話の進め方はできているところでございます。また、その方も面会について拒否をされるわけではございませんので、話としてはできている状況でございます。この2年の間で除草作業とか農作業の合間にいろいろとその対応はしておられたようでございますけども、懸念されておりました廃ビニールの撤去が、8月の下旬に約4分の1ほど撤去されたのを確認しておりますので、処分にも何分費用がかかろうかと思っておりますので、そ

の方も経営状況を考えながら作業を進めるといふ返答をいただいておりますので、今後も面会を続けまして、その推移を見守りたいと思っております。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） 是非、早い対応をお願いしたいと思います。また、農業委員会には、今度役員会があつてですね初めての女性の会長が誕生されております。そしてまた、5分の2が女性の委員のメンバーと、県内でも珍しい女性の活躍が著しく目立っているという状況でございます。今度、見にいかせていただきますけども。また、その部分も含めて、是非ですね会長にもお話を伺いたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

サツマイモ基腐病の現状と対策についてなんですけれども、これは質問じゃなくてお願いというか要望として伝えておきますが。本年は苗床に出ている状況が多いということで、圃場よりですね、それを伺っております。一番危惧しているのは、前も言ったんですけども、最後の出口である澱粉業者、やっぱりこの対応を常に考えていっていただきたいなど。本町に唯一ある2社ですね、最後の出口の部分ですよね、ここはよく考えていっていただきたいというふうにはお伝えしておきます。

次に、教育行政のほうに入ります。通学路の道路整備についてなんですけど、同僚議員等も何人か質問されておりますので、ちょっと切り口を変えて入っていきますけども。前回の通学路の危険箇所対応、対策の質問の進捗状況を踏まえまして、喫緊の危険箇所の対応について質問してまいります。場所を個別具体的に言っていきますけれども、国道220号線、あすばる大崎手前、西平石油の道路向かいの食堂跡ですね、いけばわかりやすいと思いますが。一昨年の台風被害で破壊された家屋の残骸が飛び散って、通行車両も残骸でタイヤのパンクがあると緊急の連絡があつてですね、私のほうにですね。建設課のほうに連絡させていただいて、素早い対応で歩道にガードラインをつけて対応を、国のほうと連携してしていただきました。現況、本年もまた台風が来ましたが、さらに家屋の被害が悪化している状況です。

また、大崎中学校交差点手前にもですね、1階部分が完全に貫通している2階建ての危険家屋がありますよね、手前のほうに。これは子どもたちの日々の通学路でもあります。これも踏まえ、平成26年の空き家対策の推進に関する法律、いわゆる特定空き家等により行政代執行をすべきであると思っておりますが、本町の本法律の関係設置要綱もあると思っておりますので、その部分を踏まえてお示しいただくとともに、このような危険箇所、本町にどの程度あるのか、その認識も踏まえお答えください。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時45分

再開 午後1時46分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

質問にありました国道220号線沿いの空き家につきましては、地域住民や国道を所管する大隅河川国道事務所から危険性について相談をいただいております。通学時における危険箇所として認識しております。

対応といたしましては、現在、所有者や、その相続関係等について調査を行い、対象の方々には地域住民の生活環境に影響を及ぼしている旨をお知らせしております。また、空き家の解体の際には補助を行う空き家除却推進事業や空き家解体支援制度の利用を重ねてお伝えしており、早急に対策を講じていただくよう依頼しているところでございます。

○4番（平田慎一君） 早急に対応してもらおうように言っているということなんですけれども、現状、もう何年か経っております。やはり通学路等でもありますので、行政代執行ができるのであればですねそこも踏まえてやっぱり手を打つべきなのかなという、危険箇所でもありますので。特に国道沿い、一番見えるところでもございます。大崎中学校のところは特に高校生も通るところですし、子どもたちの安全というのが一番大事という、先ほど同僚議員のときの答弁にもございましたので、是非ですね素早い対応というのを考えていっていただきたいというふうに思います。

次に、教育委員会に前回の一般質問の通りに通学路の危険箇所、これも先ほどの同僚議員とちょっとかぶる部分もございしますが、通学路の危険箇所の確認は、コロナ禍の状況で全体ではできていないという、前、答弁がございました。警察やPTAとか各種団体等と合同にできておりませんという答弁がございましたが、本年から5類に移行して現況の子どもたちの通学路の安全確認対策の状況をお示ください。

また、2022年度の大阪北部地震で、当時小学校4年生であった生徒が登校中に倒れてきたブロック塀の下敷きになり亡くなりました。これは皆さんも御記憶にあると思うんですけれども。このことがきっかけとなりブロック塀等の安全対策の法整備、要項等が変わったと思いますが、どのようになっているかをお示ください。

また、建築基準法の内容、この事故後改正、指導があったと思いますが、これは国土交通省になると思いますが、お示しいただければと思います。教育委員会は文

科省の見解と両方お示しいただきたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） 安全箇所の件なのですが、令和4年度の検討及び対応状況につきましては、14件の危険箇所に対する検討を実施いたしまして、車の運転手から歩行者への配慮を促すグリーンベルトや徐行などの路面標示、それから、また警察によるパトロールなど、10件の安全対策に係る対応を年度内に実施し、その他につきましては、複数年あるいは多くの予算を必要となることなどによる検討課題としていただいております。

なお、町内の学校や地域住民から通学路の危険性の指摘を受けた場合には、関係機関と連携を取り対応しているところでございます。

それから、ブロック塀の対応の件についてですが、議員もおっしゃいましたとおり、平成30年6月18日に大阪府の北部で震源とする地震によってブロック塀が破壊し、そこを通過していた子どもがということで、大きな被害が発生したところです。このような事故を受けまして、当時、教育委員会におきましては、毎年実施しております通学路等の合同点検に係る調査にブロック塀を加えて、各学校へ調査を依頼し、実態の把握を行っております。各学校の敷地内におきましては、コンクリート塀が存在していることから、それらのコンクリートブロック塀等に対する点検、それから実態状況の把握調査を建設課の協力のもと、実施しております。

現在の建築基準法等の基準に満たないものや、倒壊等の危険があるブロック塀等については、速やかに撤去を行い安全性の確保を行ったところでございます。

以上でございます。

○建設課長（時見和久君） ブロック塀につきまして、平成30年に発生した事故等を踏まえまして、ブロック塀を設置する場合は建築基準法に適合させる必要があるということが改定されてきたというところです。

今後、新しく家をつくる場合、その敷地内にあるブロック塀、既存の部分になりますけれども、その部分についても建築基準法の適合で安全かどうかの確認等が必要になるというところが変わってきたところでございます。

○4番（平田慎一君） わかりました。

この問題でですね大分基準規定が変わってきたというのがですね、私が聞いたときには4段以下じゃないとブロック塀は建てられないみたいな感じで聞いていたんですけど。基礎とかそういう付属した部分を付けてちゃんと確認を、ブロック塀のですね、今まで勝手につくるわけじゃなくて確認作業まで検査があるとなっているという状況をお聞きいたしました。

そのほか、危険家屋のある、先ほど言った交差点の角、大崎中学校のところのですね広報看板が設置されておりますが、内容はいい試みであると思うんですが、前

もちょっと汚くて一回多分変えていると思うんですけど、見た目の劣化の状態が悪くて取替の必要があると思うんですが、その認識と対応はいかがお考えなのかお聞きいたします。

○教育長（穂園正幸君） 上町交差点がある中学校の広報等に使用している看板のことですが、看板の設置につきましては中学校における学校運営協議会が取り組んでおられまして、地域の方々への学校のスローガンや行事などのメッセージとして活用できるよう設置されたものと聞いております。

また、表示内容等の活動に関することは、生徒会で実施していることであります。看板の活用につきましては、表示の期間の問題、あるいは色も大分色あせてきているというようなこともございますので、御指摘いただいたことについては、まず中学校のほうに検討してもらうようお願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） 是非ですね学校の生徒や学校協議会等が中心になっているということなので、予算措置等も含めて町長も考えていつていただきたいなというふうに思います。いい場所でいいことをした際にでるとのことだと思っておりますので、そこは十二分、教育長と話をされてしていただきたいなというふうに思います。

不登校児の現状と支援状況についてなんですけども。本来、不登校だけではなく家庭の経済格差、ネグレクトや児童虐待、ヤングケアラーなど子どもたちを取り巻く問題は本当様々です。文部科学省の中央審議委員会では教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方、審議の結果で国家100年の計である教育の在り方は国民一人一人の生き方や幸せに直結するとともに、国や社会の発展の基礎をつくる大変重要な問題であると述べております。

しかし、現在は先ほど述べたような課題や問題、世界でも著しく高い青少年の自殺率など、やはり学校だけではなく家庭や地域も含めて取り組んでいかなければならない国を挙げての総力戦であるはずで。そのような中、文部科学省の2021年度、全国小中学校の不登校の児童・生徒は約24万5,000人と、過去最多であり、一方で、そのうちの36.3%に当たる約8万9,000人は専門的支援を受けられていなかったと公表されております。本町における小中学校の不登校児の現状及び支援状況についてお聞きいたします。

○教育長（穂園正幸君） 不登校児童・生徒の現状とその支援状況についてお答えいたします。

令和5年7月の段階で不登校の児童・生徒は小学校で3名、中学校で15名おります。不登校の原因は様々で、人間関係のトラブルや学校生活に対する無気力などがあります。支援状況といたしましては、担任による定期的な家庭訪問や電話連絡、

スクールソーシャルワーカーによる見守り、スクールカウンセラーの活用などを行っているところでございます。

不登校の子どもの中には、鹿屋市にあるフリースクールなどに3名通っていたり、自宅でアプリやAIドリルを使った自宅学習をする子もおります。学校から様々な学びの場を提供し、できる限りの学習の保障を働きかけているところでございます。

また、中学校におきましては、平成29年度からスクールソーシャルワーカーにより不登校生の家庭を訪問したり、あるいは教育相談室において学級不応生への学習支援や相談、教職員への助言、保護者からの相談受付や福祉制度などの情報提供、行政、福祉施設等との連携、連絡調整など幅広く活動をしていただいている現状でございます。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） 誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策をですね、COCOLOプランですよね、これが文科省から本年3月に通知されておりますが、それらの対策はどうなっているのか。これは4つの項目がありましたが、その中でも公的な不登校支援については不登校特例法や教育支援センターなどがあるといわれているが、教育長が鹿屋のほうに行っていますというような答弁もございましたが、そういう施設等が本町にあるのかないのか。なければですね不登校対応の校内教育支援センターを学校内の空き教室に新設することで教員や指導員が児童・生徒に合ったペースで生活や学習ができるよう支援する授業を考えてはどうかと思います。

これにつきましては、予算に関してもですね不登校対応として国が新設自治体へフォローするというふうに明記されています、この前出てましたけど。予算も出ますので、そういったものを活用して取り組むべきだと考えますが、御見解をお示してください。

○教育長（穂園正幸君） 今、議員がおっしゃいましたように、本年3月にCOCOLOプランというのが出されておまして、この中に先ほどありましたが、校内の教育支援センター、こちらは現在、スクールソーシャルワーカーが専任でおまして、校内の教育支援センターは大崎中学校の1室でございます。

それから、教室以外の学習の成果の適切な評価は、先ほども申し上げたとおり、自宅におけるアプリ、AIドリルによる学習の評価を行っているところでございます。

それから、不登校児童・生徒の保護者への支援という観点では、大崎中学校学校運営協議会が、今、保護者と地域の方々で不登校生をどうにか見守っていけるような活動をしていこうということで協議をされまして、検討を開始されているところ

でございます。

あと、早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会の連携では、町の要保護児童対策地域協議会が令和5年度に設置されまして、福祉課と教育委員会と個別のケース会議で参加をしていこうとしております。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） 行われているということで理解いたしました。

最後に、障害児支援の現状と今後の方向性についてお示しいただきたいんですけども、これは特別支援学校も含めてなんですが、大隅地域で唯一、本町だけなかった児童発達支援事業、6月にやっと大崎にインター付近に開設されました。その一歩目が踏み出されたことに対して、町長のガバナンスと担当課、そして職員の御努力に感謝申し上げます。副町長も一生懸命頑張っておられましたけど、今いませんけども。その必要性を踏まえて、本会議でも当初より質問、御指摘しました。最初の指摘から4年ほどかかりましたが、先般、担当職員とも見に行きましたが、利用者は定数に近く、23名の利用、高速インターも近いので志布志市や鹿屋方面からも来られているようでした。児童発達支援施設「はぐはぐ」ですね。課題としては、前の一般質問でもいいましたが、早期発見、早期療育、早期支援、そして各セクションの連携が重要です。事業者や幼保、学校行政、親御さんが連携し、子どもたちへの切れ目ない支援や連携、情報提供が必要であると考えます。今後の障害児支援の方向性も含め、また、県の特別支援学校が旧曾於地域に来るとのことですが、その現状も合わせて、最後にお示してください。

○議長（富重幸博君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時02分

再開 午後2時03分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開します。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。

心身に障害または発達の遅れがある子どもを対象に、通所などにより養育・訓練等の支援を行う児童福祉法に基づく障害児通所支援につきまして、これまで大崎町には事業所がなく、近隣市町の事業所を利用しておりましたが、本年6月に大崎町井俣に児童発達支援事業と放課後等デイサービスの2つの事業を行う事業所、児童発達支援放課後等デイサービス「はぐはぐ」が開設されました。

8月末時点のこの事業所の利用状況でございますが、児童発達支援7名、放課後等デイサービス16名の合計25名。うち、大崎町内の方9名、児童発達支援2名、

放課後等デイサービス7名が利用者契約をされております。

今後の受入れ状況ですが、2学期を迎えたこともあり、児童発達支援放課後等デイサービスともに、ほぼ受入れが難しい状況であると聞いております。町の今後の方向性としましては、現事業所の利用状況や近隣市町での事業所の設置状況、対象者の動向を注視しながら、新たな方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（穂園正幸君） 特別支援学校の件につきましてですが、特別支援学校はこれまで養護学校と呼ばれておりましたが、本年4月から名称変更となりまして、大隅地区の児童・生徒は鹿屋の特別支援学校と牧ノ原特別支援学校に通っている現状でございます。

現在、大崎町においては、鹿屋特別支援学校のほうへ、小学部から高等部まで、計12名が通学しているところでございます。

今回、特別支援学校の分置推進につきましては、現在、志布志市の児童・生徒は牧ノ原特別支援学校へ通学しておりますが、非常に遠距離通学であり、児童・生徒への負担も大きいことから県へ要望書を出された経緯がございます。令和5年2月、鹿児島県特別支援学校等教育環境改善検討委員会における提言におきまして、今回の分置推進につきましては、曾於地区、伊佐・湧水地区、始良地区の3地区が検討されているところでございます。中でも、曾於地区が分置を検討する地域の最優先順位となっております。このようなことから、県ではまずそれぞれの地区である市町において、分置に適した候補地を協議し、さらにそれをもって県、地区で検討し、分置の設置に向けて推進していくこととなります。

支援学校の分置の設置要件につきましては、校舎、運動場、体育館、作業学習関連施設の設置に必要な敷地を要するほか、地域の医療、保険、福祉、労働等の関係機関との連携が取れること、そして、地域の人との関わりながら学習できること、地域の学校等との交流及び共同学習が充実することなど、設置に向けた要件が多数ございます。県への報告も急がれることから、本町でも早急に教育委員会をはじめ、各関係機関による委員会を設置し、本町における公有地、例えば旧大崎第一中学校跡地、あるいは旧菱田中学校跡地を検討したところでございますが、結果といたしまして、設置に必要な敷地面積、あるいは現状、地域の医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携が十分取れることや、地域や学校との交流及び共同学習が充実することなど様々な要件を満たし、早急な取組を図っていくことには困難であるということから、本町としては候補地を見送ったところでございます。県も支援学校の分置推進に向けてスピード感を持って取り組んでいくことと思われることから、今後の計画につきましては、地区及び県での協議を十分重ねながら設置計画

の推進が図られていくものと考えております。

以上でございます。

○4番（平田慎一君） 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富重幸博君） ここで、暫時休憩いたします。約5分ほどということで、ちょっと中途半端でございますが午後2時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時07分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、藤田香澄君の質問を許可いたします。

○1番（藤田香澄君） 皆さん、お疲れ様です。私は、通告いたしましたとおり、有機農業の推進についてと女性の活躍促進事業の進捗についての2点についてを御質問させていただきます。

まず、皆さん、御承知のとおり、農林水産省では緑の食糧システム戦略を2021年度に策定をし、その中で2050年までの目指す姿ととして、耕地面積に占める有機農業の取得面積の割合を、2020年度時点の0.6%から25%に拡大するということをうたっています。加えて、鹿児島県では北海道に次いで有機農業が盛んな県でありまして、有機JAS認証取得面積は北海道に次いで2位になっております。全国の有機JASを取得している圃場のうちの7%を鹿児島県が占めるという状況になっております。

そして、鹿児島県は2021年に策定された県の有機農業推進計画のほうで2031年度までに有機農業の取得面積を現状999ヘクタールを、約2倍の2,000ヘクタールにまで広げるということを掲げています。つまり、全国的に見ても有機農業を推進する土壌が、この鹿児島県、そして鹿児島県に位置する本町でも推進の可能性は大いにあるというふうに見ております。

町長は御自身の10項目の公約においても有機農業を推進することを掲げていらっしゃいます。そこで、私の1つ目の質問として、本町において有機農業を推進するに当たっての課題をどのように認識し、整理されているのかお伺いしたいと思っております。先ほどの一般質問にもございましたが、今回は課題を今日までにどのように整理されているかというところをお伺いできればと思っております。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

有機農業を推進にするに当たっての課題とのことですが、生産をされる農業者にとりましては収益性の問題が非常に大きいと考えております。また、売り先、販路

先確保、害虫や雑草などの対策に慣行農法に比べて手間がかかることや、地域条件に応じた技術の確立が不十分にあることなどが課題としてであると認識しているところでございます。

○1番（藤田香澄君） 今、課題として、売り先の確保などといったことを上げていただきましたが、こちらは具体的に調査を行っての結果なのか。もしくは、実際に有機農業や観光農業を行われている方から、実際にそういった声から見えてきている課題なのかどうかを教えてください。

○町長（東 靖弘君） 私自身が有機農業をしておられる方々と意見交換をしながら課題を捉えたというわけではありませんが、先ほども岐阜県白川町、あるいは徳島県東徳島といったNHKのそういった情報の最初の段階でやはり手間がかかると放送されておりましてけれども、本格的に取り組んでいらっしゃる方はごく少数であると思っておりますが、収益性の問題とかそういったところが低いのではないのか、また、販路も同じように確保が難しいのかなという感じを持っておりまして、こういう課題として捉えたところでございます。

○1番（藤田香澄君） 本町の現状で、有機農業を既に取り組まれている方だけではなく、慣行農業をされている方からも、仮に有機農業を検討する場合にどういった課題とか懸念があるかをしっかりと調査していくべきではないかなと考えております。

町長は公約で有機農業の推進に向けて組織づくりなど調査・研究を進めていきたいと、令和4年度の目標として掲げていらっしゃるというふうに認識をしております。そちらに関して、改めてそれを明言された意図と、実際にその調査・研究結果が出ているのかお答えいただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） 有機農業を実践していくということで公約に掲げております。これは、藤田議員もよく御存知のように、SDGsということにあると思っております。地球の温暖化対策に対して対処を取っていく中で緑の食糧システムが構築されてきて、その中で一応目標年次を置きながら農業においては農業部門における目標年度とかいろいろ示されておりますけれども、農地から発生される地球温暖化の減少とか農業が占める割合が非常に多い。そして、国の中ではそれを2050年で25%、100万ヘクタールという方向性を見いだしているわけでありまして。そういった今後の環境の問題を捉えたときに、有機農業の推進は取り組んでいかなければならないという考えのもとで有機農業の推進と掲げております。

実際内容を調べてみると、なかなかそう簡単にいくものではないということが挙げられますので、昨年度も有機農業を推進するという話はしてまいりましたけれども、今年度から本格的に有機農業の推進に向けての取組を開始したいと思っております。

先般、本町の課長が先進地に行っているいろいろと勉強をしてきておりましたので、そういった方々を講師として招いて、そこから認定農業者の方、あるいは、ごく普通の家庭菜園等を営んでおられるような方々にも是非参加していただいて、有機農業の推進の土台を築けるようなスタートを切っていくということで考えているところであります。

組織づくり、調査・研究というところでもありますので、そういったところも兼ねながら実際の難しさ、肥料等の配分の仕方や農薬の使い方、農薬は減農薬でしょうけれども、そういった基礎的なことを勉強することに時間を割いていければということから組織づくりをスタートさせていくという考え方でおります。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

つまり、まだ具体的な組織づくりや有機農業に対して具体的な調査、研究の結果というのは出ているわけではなく、現状としては事例の調査ということで本町の職員が行かれて調査をされているという認識でよろしいでしょうか。

○町長（東 靖弘君） そのとおりでございます。

○1番（藤田香澄君） 是非、取り組むと言ったからには是非進めていただきたいなと思っております。

緑の食糧システム戦略では様々な施策を掲げていて、それぞれ調達・生産・加工・流通・消費という、農産物が回る一連の流れに沿ってそれぞれ施策を整理されています。ここからは、そういった整理のもと、幾つか質問をしていこうと思えます。

まず、調達に関するところなんですけれども、先ほどの一般質問でも少しあった、町内の有機質系のもの、いわゆるバイオマスと呼ばれるものなんですけれども、そういったものがどのくらいあるか可視化していくべきではないかなと考えております。本町が、既に2015年に大崎町バイオマス活用推進計画を出されているかと思えます。調査も含めて行われていて、そこにおいて町内で発生するバイオマスの有効利用可能量が実際に整理、試算されているというふうに認識をしております。非常に興味深い調査結果ではあるなと思っていて、例えば牛糞であったり豚糞、鶏糞などの家畜糞尿が最も利用可能量としては量が多いと明記はされてあるんですけども、とはいえ、現状もしっかりと明記されてあって、今出ている家畜糞尿は、各畜産農家さんが自分たちで堆肥にされて、それをロールをつくるための圃場に撒いているということで、現状取れる量は全体の町内に出るうちの約1割程度なんじゃないかと、余る量ですね、が1割程度なんじゃないかとしっかりと明記されてあります。それだけ具体的に調査が行われていて結果も出ているというのが本町の現状だと認識をしております。

その調査結果はバイオマス発電の可能性を見越しての調査結果ではあるんですけども、ここからは提案ということで、そこからさらに踏み込んでいろいろと調査をしていていただきたいなと思っております。先ほどの一般質問でもありましたように、そういった町内で発生する有機質資材がどのくらい今余っているのか。あるいは、お金をかけて処理されているかというところをしっかりと調査をして、それを有機農業や、町内のまずは慣行農業から始めていくということでもあると思うんですけども、そういったものに回せないか、その可能性を是非可視化していただきたいなと思っております。そこに関して、そういった調査を行う可能性に関して、今、町長の中でどのようにお考えか教えていただきたいです。

○町長（東 靖弘君） 家畜糞尿の活用はどの方々もおっしゃるわけでありまして。本町は牛であり豚であり大規模農家が多かったりしているところでありまして。現状の段階で、普通の認定農業者の方々が畜産をやっておられる場合は、自己の所有地の畑地還元ということで耕種農家の方々はそれで賄ってきているということがあります。

現在認定農業者の方々がやっておられる中で、量がどれくらい余っているかというところは調査はやっておりませんが、恐らく畑地還元ができています。そのほかに、本町においても大型の農業法人の畜産がありますので、そういったところの堆肥がどれくらい販売されているのか、どれくらい余っているのかについての調査は、私自身はまだそういったところを認識していないところではありますが、先般の打ち合わせの中でもそういったところはやはり把握しないといけないのではないかとすることが1点はあります。

それと、あともう1つ、バイオマスの推進計画のお話があったところで、我々もバイオマスを活用しながらということでもいろいろと計画をやっておりますので、こちらの進捗は、必要であれば担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。まず、有機農業の源となる肥料等について、有機堆肥を活用していくこと、そして、今一番求められているのはペレット化だと思っております。ペレット化について、どういうふうに対応していくのか、個人がするのか、行政が関わるのかということがありますが、畜産の分野ではまだそこまで把握しておりませんが、私が一番やりやすいと思ったのは、有機堆肥を有機工場で作っておりますので、こういったところでペレット化していくということは一番有機農業として取り組みやすいのではないかと思います。先般、農政会議において、これらの補助事業があるのかと県のほうにお伺いいたしましたら、堆肥にしても家畜糞尿にしても、有機物使用についてもペレット化に対する事業はあるという返事でありましたので、一番本町が持っているものを、できるものをまずやっていくことが必要ではないのかと、今、ただ考える段階ではありますが、発言したところを今お話ししたと

ころであります。こういったところをもとにして、どういう作物を作付けしていくという計画を少しずつ高めていくことが必要であるのではないかと思います。

以上です。

○環境政策課長（松元昭二君） バイオマス活用計画は、議員のおっしゃるとおり、当初、バイオマス発電、木材による発電を念頭に置きながら計画が立っているところでございます。議員がおっしゃるとおり、その中に細かく調査をした経緯が残っておりますので、そこあたりをもう一回しっかりと見直ししながら、今後の有機物の活用にも使えていけたらいいのかなとは考えているところでございます。農林振興課等も連携をしながら、環境政策としても一緒に考えていきたいと考えております。

町長が話をされたペレット化といったところも一緒に考えていけたらと、こちらのほうでも検討していきたいと考えております。

以上です。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

調査の行われた年度が2015年なので8年前ということで、状況は変わっているとは思いますが、この中にも明記されてあったのが、今、牛糞などを堆肥にするときの堆肥舎などが老朽化しているなどの理由で産業廃棄物として出されている方もいらっしゃる可能性があるかと明記されてあったので、そういったものが現状どうなっているかというところであったりとか、家畜糞尿以外にも竹の可能性が、利用可能量としては家畜糞尿に次いで、次に多い、利用可能量のトン数で次に多いという結果も出ているようですので、家畜糞尿に限らず、町内出ている様々なバイオマスの現状を是非調査していただきたいなと思っております。

そして、次に、生産に関することに移っていくんですけども、大崎町は現状、今、慣行農業が主であって、仮に減農薬や土づくりから始めていくところをやっていくに当たって、なかなか有機農業に適した土地が少ないというのも現状なのかなと認識をしております。

そこで、1つ提案としては、実験的に取組を始めやすいように一定期間慣行農業が行われていないような場所を有機農業の実践エリアとして指定をして、実験的に取り組む農家さんを募集したり、それは町内、町外限らず募集をして行っていただくモデル事業のようなものを進めていけないかなと考えております。その点に関してはどうお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 本日も耕作放棄地の畑地等の利用とかいろいろ出てきたところでもありますけれども、先般の新聞に大隅J Cが遊休地を使って大崎町と志布志市で作物をつくったと、それを食するという形で、農業のプロでない方々がそれを実践しているということで新聞で拝見いたしました。聞いてはいたんですけども、実

際収穫までこぎ着けているということで、こちらも荒地を開墾して使いながらやってきたという新しい取組方の事例が出ておりましたことと、それから、皆さん御存知のように、本町には広島県庁から田中さんが大崎町に来ているところでありますが、他県の持つ有機農業というところで乳酸菌を豊富に含んでいる竹を活用することで竹炭をつくることを大崎町内の1集落をモデルにしながらやってこられて、非常に大きな成果を上げられました。それは竹炭を使いながら社会福祉法人で作物を栽培して、それをもとにして干し芋をつくっていくという形で実績を上げてこられて、竹炭を使いながら、あるいは竹の青いものといいたまいますか、そういったものを使いながら土づくりを行いながら取り組んでいくということで、これも続けていくと有機農業としてのカライモの生産は非常に魅力が生まれてきたのかなと思います。堆肥と落ち葉を使って農業をやっておられるところが世界農業遺産になりましたけれども、それを見ながら竹炭を改めて考え直した、そういった農業の展開が必要であったり、そうすると農薬が飛散しないような場所を設定することもありますので、芋の場合は早植え、早い収穫が適しているかと思いますが、この2つはすごく我々の地域において、もしかしたら可能性が高いのではないかと思ったところであります。

実験的に取り組むというところでありますが、遊休地も多いことでありますのでそういった地域も考えていたり、水稻栽培で有機農業を展開しておられる方もおられるわけですから、そういった方々をモデルにしながら、集団化することによって水源が確保されたり、農薬が飛散しなかったりといったことのモデルはやはり欲しいという思いがあります。そちらについては全然進んでいるわけでもありませんし、今、提言いただいたところで思ったことをお話したところでありますけれども、是非、そういう方向性も含めながら、一番取り組みやすいのが何なのかということもやっていきたい。

もう1つは、先ほど有機工場の堆肥のペレット化をお話いたしましたけれども、本町においては既にひまわりをつくったり、菜種をつくったり、企業においてそういう有機農業を展開しているところもありますので、そういったところの収益性をお伺いしながら、できるものであればまとめて栽培を推奨していくことは考えられると思います。

- 1番（藤田香澄君） 新大隅J Cの皆さんが取り組まれた耕作放棄地に有機農業と慣行農業の2種類のやり方でサツマイモやカボチャを育てるということをしてどうだったかという実験結果を私も見させていただいたんですけれども、実際に耕作放棄地であっても、何年以上耕作放棄地になっていると少しずつ土壌の環境が、微生物が戻ってくる、増えてくるような環境になっていたり、あるいは慣行ではなく、そ

こに対して有機農業を施すことによって、より微生物の多様性が生まれてきたという結果が出たと伺っているのですが、是非、そういった地域で行われている新しい取組であったり種というものを大事にして、モデルのような取組として推進していただけたらなと思っております。

冒頭、有機農業の課題というところで収益化が課題なんじゃないかとありましたけれども、様々な形で世の中ではスマート農業や高付加価値をいかに狙っていくか、いろんなことが検討されていると思うんですけども、その中でも例えば、事例として共有させていただくと、営農型太陽光発電ということで下が農地で、その上に屋根のように太陽光パネルを設置する太陽光発電と農業を両立させてやっていくという仕組みがあります。そうすることによって、農業生産の収益だけではなく太陽光の売電による有益、あるいは太陽光発電の自家利用によって使用する化石由来の燃料が減るということで収益性の担保が見込めるんじゃないかという取組で推進されています。そういったものも是非検討していただいて、せっかく実験的なところから始めるので様々なことに挑戦してやっていっていただきたいなと考えております。

次に移るんですけども、生産、流通、消費に関することで、私がデータで持ってきたのが農林業センサスの2020年の状況なんですけれども、実際、大隅半島においても大崎町はほかの地域と比べて有機農業、これは有機JASを取得してなくても本人が申告すれば頭数にカウントされるんですけども、そういったものを実践されている経営体数、作付面積が、大崎町はほかの周辺自治体に比べてもちょっと割合として低いところが見えているかなと思います。そういった中で、大崎町単体で取組をしていくよりは、既に周辺の地域に事例があると思うので、そういったところと連携をすることによって有機農業の需要喚起や有機作物の販路を広げていく方向で検討できないか考えております。その点に関して、ほかの周辺自治体と学びながらやっていく、あるいは販路を一緒に探りながらやっていくことができなにかということに関して、町長の御意見をお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） 周辺と連携してということでありました。近辺で有機農業をやっている、鹿児島県で一番有機農業を進めているところは、調べてみたら霧島市と湧水町、それとお隣の志布志市だったんです。志布志市がどういった有機農業をやっているかという、お茶であります。近くにもお手本になるところがあるわけありますから、そういったところから勉強していくことはとても重要性があると思っております。

流通、販売というところがどうしても素人の中ではそこまで結びつけていくところが難しいですので、長けたところの方々にはいろいろ勉強しながら教えていただきたがら共に進めることができなにかということになりますが、本町において現在

有機農業をやっている方々は少量多品目を栽培しているという状況で、特定の箇所に販売していたり、あるいはあすばるといった物産館に納めていたりとか、その程度の有機農業でありましたので、それで生計を維持できるような状況にもっていくまでには相当かかると思いますけど、先進地に学びながら、連携しながらということは当然必要であると捉えておりますので、そういう方向性を持って担当課とも一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

○1番（藤田香澄君） 勉強をしていくということで、先ほども講師を招いて有機農業に関する勉強会を、農家さんであったり家庭菜園をされている方をお招きしてやっていくということだったんですけれども、是非、農家さんだけではなく一般町民に対しても、これは広く声かけをしていっていただきたいなと思っております。

実際に住民の声を伺っていると、オーガニック野菜の選択肢が大隅半島で非常に少ないという声が実際にあります。そういった方々に少し深く聞いていくと、やっぱり子育てをきっかけに子どもたちがどういったものを口にするのかということに対してすごく考えるようになった、その結果、行き着いたのがオーガニックだとお話されている親御さんもいらっしゃいました。せっかく、今回、有機農業に対して町全体で学んでいくという方向でやっていくかと思うので、是非、家庭菜園を現在されている方だけではなく、ごく普通の消費者である一般町民の方々に対しても、こういった場に参加してもらえようようにしていただきたいなと思っております。

次年度以降、そういった勉強会での結果であったり反響を踏まえて、具体的に次年度、何をしていくか検討されるかと思うんですけれども、次年度に向けて、改めて町長の有機農業推進に対する思いや、具体的にどういったところから着手していきたいか、あるいは、もっといえば予算編成にどういったことを盛り込む予定なのか、最後にお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） 有機農業の御質問であります。今、私たちの国の現状を見て、今、我々の地域の日常生活における野菜の物価高騰を見たときに、皆さん、高いということいろいろ聞いたりするわけですが、今、御指摘がありましたように、小さな面積でもいいので、子育て中の皆さん方が野菜の栽培に入る、夏野菜はとても難しいんですけど、秋から冬にかけての野菜は割とできますので、そういったことを働きかけられたらということが、ひとつは私の思いがあります。

実際、有機農業の中で、野菜1つとっても、虫を捕りながらということがありますので、そういった小さな面積の中で自分の家庭で食する。そのためにはそういった野菜の栽培をやってみたい人たちがたくさん集まってくれたら大成功じゃないかと思えます。それから少しずつ広がっていくことが必要であると思えますし、実際、我々も家庭において有機栽培に近い状態でやっておりますけど、虫を除去すること、

化学肥料をできるだけ使わないこと、そういうお話を営農という立場から、県の技術員の方々がおりますので、そういった方々に指導していただいたりして小栽培でできる有機農業をやれたらいいということと、それから、さっき言いましたような職業として成り立つような農業、学校給食にということで、一番最初に手を付けていきたいことが、やはり学校給食に向けての水稻の有機栽培があります。こちらは、大崎町の水質の環境から見ると可能性が非常に高いので、JAS認定まで行くにはかなりかなと思いますけれども、そういったものが取り組めたらと思っております。先ほど申し上げたようなことをモデルケースとしてやっていければと思っておりますので、有機農業は、それこそ2030年、2040年、2050年を見据えたSDGs、社会経済環境が共に成長する過程の中で地球の環境を守っていくという大義名分がありますので、それぞれにそういうことも理解していただきながら取り組んでいけるようにやっていきたいと思っております。

○1番（藤田香澄君） 今年の3月には本町でも脱炭素ロードマップを策定されたかと思っております。今回の冒頭にもありましたように、地球温暖化への対策ということで有機農業が効果的なんじゃないかと町長もおっしゃっていましたが、実際に農水省のほうでは日本で排出されるCO₂排出量のうちの農林水産関係は4.4%と試算をしています。少なくとも全然なくて、国内の食糧自給率が37、38%ぐらいで、それ以外は海外に頼っている、つまり、CO₂排出量を海外にお願いして日本は存続をしているという状況だとは思いますが、そういった意味でなるべく国内で、かつ脱炭素に貢献できるような取組を是非進めていっていただきたいなと思っております。

先ほどもありましたように、是非、環境政策課と農林振興課と連携をしながら、情報共有を行いながら進めていっていただきたいなと考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。女性の活躍推進事業の進捗についてなんですけれども、第2期大崎町総合戦略では女性の社会進出をサポートする起業支援事業を行うと明記があって、かつ、2025年3月までに起業創業セミナー参加者を50人を目指すという目標を立てられています。また、男性育児参加応援モデル事業も取り組むと明記があって、2025年3月までにはモデル事業所を整備と目標を掲げていらっしゃいます。それ以外にも、第2次大崎町男女共同参画基本計画においても女性の人災育成とキャリア形成支援を掲げていらっしゃるかと思いますが、是非、それぞれの今の進捗を教えてくださいたいと思っております。特に前半の部分は2025年までということで、あと1年半程度かと思うので、その間、何をやるかを教えてくださいたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

女性の活躍推進事業に係る進捗状況についての御質問でございます。第2期総合戦略における女性の社会進出をサポートする起業支援事業、起業創業セミナー参加者につきましては、目標50人に対し、現在までの実績で、女性17人となっております。また、男性育児参加応援モデル事業につきましては、現在のところ、該当がない状況でございます。

次に、第2次大崎町男女共同参画基本計画における女性の人材育成とキャリア形成支援についてでございます。こちらは、審議会等における女性の登用、並びにキャリア形成の分野でございますが、町の審議会等への女性委員の登用率は目標の40%以上、60%以下に対し、令和5年5月末時点で26.8%という状況でございます。なお、令和5年7月20日の農業委員会の臨時総会で委員の互選によって二見さち子氏が農業委員会の会長に選任されました。また、農業委員会の委員定数11名中、4名が女性の農業委員として農業委員に就任されておられます。また、農地最適化推進委員の中にも11名の定員中、3名が女性委員という形で占められておまして、女性の登用が徐々に上がってきているのではないかと捉えております。

また、キャリア形成支援につきましては、女性に限られた制度ではございませんが、計画期間から令和5年度までの女性に係る産業育成の人材育成事業補助金実績は該当がないところでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄君） 最初の、女性の社会進出をサポートする起業支援事業のセミナーは、これまでに何回開催されて17人参加だったのでしょうか。

あと、男性育児参加応援モデル事業のモデル事業所整備は該当がないということなんですけれども、具体的に何を行う予定なのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで説明させていただきます。

○商工観光課長（竹本忠行君） 女性の社会進出をサポートする起業支援事業、起業創業セミナーについてでございますけれども、大崎町と鹿児島県で合同で鹿児島県よろず支援拠点定期相談会を実施いたしております。これは、個人事業主、小規模事業者、中小企業への経営支援体制強化、経営課題の解決のため、アドバイザーによる無料相談を受け付ける事業でございます。

相談内容等につきましては、創業支援であったり起業アドバイス、経営改善等でございます。

実績につきましては、17名の内容でございますけれども、令和5年度の参加者14名、14事業所ございまして、うち、女性が8名でございます。4年度が25事

業所のうち、女性は9名の相談を受けている状況でございます。

以上でございます。

○企画政策課長（渡邊正一君） 御質問の、男性育児参加応援モデル事業の件でございますが、こちらは次世代育成支援対策推進法の法律に基づきまして次世代認定マークがございます。通称クルミンと呼ばれる制度でございますけれども、こちらを取得し、子育てを支援する企業として認定を受けた企業を計画として掲げてございます。例えばでございますが、具体的には男性の育児休業取得率が例えば10%以上であったり、男性の育児休業と育児目的の休暇取得率が20%以上といった基準があるようでございます。

以上でございます。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

起業創業セミナーに関しては、今後もよろず支援に参加する人数を足し合わせていって最終的に50名を目指すという認識でよろしいでしょうか。また、クルミンの取得も、事業所の整備というふうにあるんですけど、これは既存の事業所でクルミンを取得するところを応援していくというような取組になるという認識でよろしいでしょうか。

○商工観光課長（竹本忠行君） 今、議員のおっしゃるとおり、起業創業セミナーにつきましては、今後も引き続き続けていきたいと考えております。

また、町では別な取組といたしましては、よろず拠点定期相談会のほかに、町と商工会、それから、今ありました県よろず支援拠点の合同におきまして、異業種交流会というのを本年7月に実施いたしたところでございますので、そこにつきましても初めてでしたので、7事業者参加していただきまして、うち、女性が3名の御出席がありました。これにつきましても、今後とも、また進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（渡邊正一君） 引き続き、男児育児参加応援モデル事業のことでございますが、これは御質問からありましたように、既存の事業所を応援していくというスタンスで考えてございます。

応援と申しますのが、あらゆる企業との交流する機会がございますので、そういった中で普及・啓発を積極的に図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

6月の一般質問では行政の中での女性の活躍推進を質問させていただいて、今回は町において働く女性であったり事業所で働いている女性の方々をどう応援してい

くかというところをいろいろと御質問したかったんですけども。町長にお尋ねします。先ほども様々な委員会などで女性の登用が進んで、変わってきているということだったんですけども、登用が進むことによる具体的な効果、町への波及効果をどのようにお考えしているか、あとは女性の活躍推進における課題点、現状考えていらっしゃる課題点をお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） 女性の活躍推進における課題としては、政策決定の場や自治会組織など、方針決定の場に女性の感覚が少ないことがあると認識しております。住民意識アンケート等から、性別による役割分担や性差別の意識があること、役職等については男性になるものだという意識が依然として残っていることなどが考えられます。

また、自身のキャリアアップを希望しながらも、家庭、子育てとのバランスの取り方に悩まれるケースもあるのではと推測しております。

また、まちづくりへの効果につきましては、多角的な視点やアイデア、豊富なコミュニケーション力が加わることで総じて地域全体の活性化につながるものと考えております。

具体的には、地域や組織における意志決定、課題解決、サービスの向上、にぎわいの創出、地域経済への寄与などの効果があると認識しております。

以上です。

○1番（藤田香澄君） 今、町長からありましたように、私ももちろん多角的な視点というところはそうだなと思っていますし、地域経済への貢献であったり、ちょっと、ここから私の考え方を述べさせていただくと、人口減少対策にもつながっていくんじゃないかなと考えております。総務省が平成30年なんですけれども、出している情報通信白書によると、今、人口減少によって生じている課題としては、少子高齢化の進展であったり、生産年齢人口の減少により国内需要の減少であったり経済規模の縮小、労働力の不足、国際競争力の低下、医療・介護費の増大などの社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊などいろいろと上げているんですけども、人口減少に生じる課題として生産年齢の人口が減っているということが1つポイントかなというふうに思っております。

本町でも生産年齢人口を一定人数どう確保していくかということが非常に重要な点かと思うんですけども、そこで、女性の活躍であったり働き手が増えることによって、この課題というものに対して少し寄与できるのではないかなというふうに考えております。実際に就業率データがあると思います、生産年齢人口のうち総量のうち実際に就業している、これは正規、非正規雇用関係なく就業している人の割合で、これを男女ひとくくりに見てしますとそれまでなんですけれども、少し深掘

りして男性と女性と分けて割合を見てみると、これは2015年の全国のデータなんですけれども、生産年齢人口のうち、男性は就業率が81.8%、それに対して女性が64.6%と、約17%の開きがあります。2015年のデータを持ってきた理由として、本町の人口、国勢調査で2015年の結果が詳しく出ているというところもあるんですけれども、仮に大崎町の、2015年の女性の生産年齢人口が3,525名でした、仮にその方々が、あと17%の女性が働く、みんな働くというのはなかなか難しいかもしれなんですけれども、仮に男性と同じ水準の女性が働くことになれば、単純に計算をして約600名の働き手を確保することができると思います。

昨日も町長のほうからありました技能実習生の働き手を確保したいということだったと思うんですけれども、現状、技能実習生400名いて、1,000名まで、約500,600名増えるとみていると思うんですけれども、それと同等の、それに匹敵するほどの労働力を、仮に女性が男性と同じ水準で働けたら確保することができるんじゃないかと、個人的な計算ではありますけれども、そのように考えております。

ただ、一方で、男女共同参画基本計画で大崎町の調査結果でもあるように、女性は男性よりも家事、育児、介護等で割かれる時間が多いという結果も出ているので、そういったところに対して両立を図っていくという女性が非常に多いと思っています。実際に、私の周りにいらっしゃる女性方、働いている方々とお話もして、福祉系の仕事に従事される方も多いんですけれども、やっぱり日中は家事とか子どもの面倒を見て、どうしても夜勤でしか働く選択肢がないという女性の声もいただいております。

そういった状況の中で、女性の皆さん、いかに両立させていこうか、あるいは両立させる中で少しでも自分のやりたいことをどう実現していくかということなどを常に考えている方々もいらっしゃいます。そういった方々は、非常に大崎町の発展にとっても貴重な、ストレートにいうと労働力という言い方もできますし、貴重な人材になってくるので、そういった女性の力を最大限活かしていけるように、是非、大崎町として女性の新しいチャレンジを応援する、働く女性を応援する取組を、是非していただきたいなと考えております。

そこで、質問にも書かせていただいたんですけれども、提案の1つとしては、やはり女性のキャリア形成を支援する機会を設けていただきたいなと考えております。施策としては、講師の方々をお招きしたワークショップであったり、女性のチャレンジを応援する性質の支援メニューの設置等が考えられると思っております。先ほど商工観光課長からもありましたとおり、人材育成事業補助金（産業育成補助金）

の女性の使用率がこれまでになったということだったと思うんですけども、実際に、そもそも情報が届いていないというところもあると思うんですけども、実際に女性が取得したいと思う資格が現状あるかどうかといたら、ちょっと足りない部分があるかなと思っているので、そこに関して、是非、様々な資格であったり、いろんなことにチャレンジしたい方を応援するような資格の追加も是非御検討いただきたいなと思っております。ちょっとこちらからお話ししてしまったんですけども、今の点に関して、働く女性であったり、キャリアを積んでいく女性を応援することによって人口減少対策につながるんじゃないかというそういった考えに対して、町長のお考えをお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） 女性のキャリア支援に関する質問でございますが、本町では地域の活性化を図るため、女性に限らずキャリア形成の支援に努めておりますが、まだまだ十分でないという認識を持っております。

また、女性が持つ多様な能力、知識、スキルなどを引き出すためには自信を持って活躍できる環境づくりが必要であろうと考えております。このため、御提案がありました、講師をお招きしたワークショップの実施やチャレンジを応援する性質の支援メニューの設置などは非常に有効なアイデアであると考えられますので、前向きに検討してまいりたいと思います。

具体的に、都市圏からの専門家やキャリアを持つ人材をお招きしキャリアアップ経営等に関するノウハウを習得できるような機会の提供を考えております。また、人材育成事業補助金、産業育成について、指定された資格一覧に女性が希望する資格を追加する御提案でございますが、今答弁しました趣旨からも前向きに検討してまいりたいと思っております。

いろいろと御意見を述べていただいたところでございますが、女性のキャリアアップ、社会進出といった側面から、そういったところで活躍できる女性をたくさん輩出していく、あるいはそういう状況をつくっていくということは、これからの大崎町のことを考えると重要なことでもありますので、そういったところについて、また勉強を重ねながら取り組んでまいりたいと思います。

○1番（藤田香澄君） 是非、よろしく願いいたします。

こういった制度や仕組みをつくっていく、つくる側としても、どうしても制度設計にどういった境遇の人、どういった性別の方が関わるかによっても、できる制度の性差はどうしても生まれてきてしまうかなと思います。是非、本町から、前回の一般質問でもありましたけれども、本町の女性の活躍というところも含めて、行政の中ですね、行政の活躍というところも含めて進めていくことによって、より町民に寄り添った、住民に届きやすい内容の政策もつくっていけるのかなというふうに

認識をしております。

最後になるんですけれども、次年度に向けて、女性の人材育成であったりキャリア形成支援、あるいは男女共同参画基本計画をしっかりと進めていくに当たって、具体的にどのような形で進めていきたいお考えなのかをお伺いしたいと思っております。

男女共同参画基本計画に盛り込まれた内容は、非常にどれも重要なことだと認識をしております。書くだけじゃなくて、是非、実行というところも考えてやっていただきたいと思います。最後に、町長のお考えをお伺いできればと思います。

○町長（東 靖弘君） 女性の委員会に占める割合が高くなってきているというお話を、農業委員の事例を踏まえて説明させていただきました。また、今の段階では、いろいろと土地改良区の女性委員の登用といったことも県においても提案がなされておりますし、また、我々の地域においてもそういう状況で、次の改選期には女性委員を登用しながら多様な意見を聞く社会をつくっていくということが、既に理事会においてもなされておりますので、これから先、そういった女性の持つ視点、感性、そういったところを尊重しながらいろんな組織の中で反映させていただくということは、これからは本当に必要なことだと捉えております。

また、本町においていろんな組織もあったり、また会社に勤務されたりしているわけですが、日常生活をいかに乗り切っていくかということもとても大切であるし、男性の育児支援、家庭支援も特に今の中では男女共同参画社会の中では求められることでありますので、そういったことの意識啓発も十分に取るように進めていきたいと考えております。

○1番（藤田香澄君） ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富重幸博君） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時12分

第 4 号

9 月 1 3 日 (水)

令和5年第3回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和5年9月13日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（6番，7番）
- 日程第 2 議案第29号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第32号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号） （文教経済常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第33号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 5 報告第 2号 令和4年度大崎町健全化判断比率の報告について
- 日程第 6 報告第 3号 令和4年度大崎町資金不足比率の報告について
- (特) 日程第 7 認定第 1号 令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定につい
て
- (総) 日程第 8 認定第 2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- (総) 日程第 9 認定第 3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について
- (総) 日程第10 認定第 4号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決
算認定について
- (文) 日程第11 認定第 5号 令和4年度大崎町水道事業会計決算認定について
- (文) 日程第12 認定第 6号 令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定について
- (文) 日程第13 議案第36号 令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について
- 日程第14 選任第 4号 令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委
員会委員の選任について
- 日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ
て
- 日程第16 同意第14号 教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議員派遣の件

日程第18 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 吉原信雄
4番 平田慎一	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 中倉広文
6番 稲留光晴	12番 富重幸博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東靖弘	農林振興課長 上野明仁
副町長 千歳史郎	建設課長 時見和久
教育長 穂園正幸	農委事務局長 相星永悟
会計管理者 西高和義	水道課長 本松健一郎
総務課長 上橋孝幸	教委管理課長 岡留和幸
企画政策課長 渡邊正一	社会教育課長 鎌田洋一
商工観光課長 竹本忠行	税務課長 川越龍一
町民課長 谷迫利弘	
環境政策課長 松元昭二	
保健福祉課長 岩元貴幸	

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 宮本修一
調査係長 松元幸紀
議事係長 上床就路
庶務係主査 隈本紀代美

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、稲留光晴君、及び7番、神崎文男君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第29号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）

○議長（富重幸博君） 日程第2、議案第29号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第29号、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、8月28日の本会議において当委員会に付託されたもので、8月29日に、全委員出席のもと委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,702万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億4,445万3,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

歳出の款2、項1、目10企画費、節18負担金、補助及び交付金のワーケーション推進実行委員会補助金600万円について、このワーケーション事業は、個人の移住のみを対象とするのかとの問いに対し、個人の移住のみが対象ではなく、企業の移転等の可能性も視野に入れているとの答弁。

さらに、委員から、移住体験希望者の要望に沿えるように、宿泊地は海に近い場所や山間部など3箇所ほどを選定し、宿泊施設にはテレワーク等に必要なインターネット環境の整備や家具・家電の配備について検討するよう要望した。

次に、歳出の款2、項2、目2賦課徴収費、節13使用料及び賃借料の預貯金照会電子化システム使用料15万3,000円について、預貯金情報といった個人情報取り扱いは、どのような管理・対策をとっているかとの問いに対し、預貯金デ

一タについては、担当職員以外は閲覧することができないように保管している。預貯金情報に限らず、税務資料については施錠可能な書庫等での保管が必要であるとの答弁。

次に、歳出の款5、項1、目5農業振興費、節18負担金、補助及び交付金の農業公社運営負担金4,297万4,000円について、農業公社において購入するトラクターなど農作業用機械の費用を補助するものであるとの説明であったが、トラクターを入札する場合、国内メーカーだけでなく、外国メーカーでも対象とするのかとの問いに対し、導入後のメンテナンスを考慮すると国内メーカーが望ましいため、入札の際は国内メーカーに絞って入札をかけたいとの答弁。

次に、歳出の款5、項1、目11土地改良事業費、節13使用料及び賃借料の機械借上料930万円について、グリーンロードの岡別府から西井俣に向かう途中の陸橋の手前部分は、以前、部分的に路面補修を行ったようだが、また路面がかなり傷んできている。このようなことから、町道等も含め、補修箇所については十分点検を行い、再度補修が必要な箇所は、早急に対処するよう要望した。

次に、歳出の款6、項1、目4新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金の大崎町事業者支援交付金3,686万4,000円について、対象事業者に対しては交付金の案内を郵送するとのことだが、送付漏れがないようにすることと、わかりやすく丁寧な説明文書にし、申請を受け付けるよう要望した。

次に、歳出の款8、項1、目2非常備消防費、節17備品購入費のデジタル簡易無線機410万3,000円について、財源については一般財源のみとなっているが、石油交付金は加味されていないのかとの問いに対し、無線機を購入する場合も石油交付金の対象となるが、例年、本町が受け取っている交付額は480万円程度であり、本年度に導入する水槽付消防ポンプ自動車に全額充当することになっているとの答弁。

次に、歳出の款9、項2、目1学校管理費、節10需用費の消耗品費21万8,000円について、各小学校の消火器の入れ替えに必要な購入費との説明であったが、消火器は使用期限を過ぎても噴射可能な場合もあるため、処分前に消火器訓練を実施することはできないかとの問いに対し、消火器の委託業者や学校とも相談し、学校内で消火器訓練を実施できるよう検討したいとの答弁。

次に、歳入の款16、項2、目7教育費補助金、節1教育総務費補助金の地域スポーツ・文化活動推進事業補助金10万円について、中学校部活動移行検討委員会の委員の会合に伴う経費に充てるとの説明があったが、この検討内容は非常に大きな問題と捉えているが、この程度の予算で事足りるのかとの問いに対し、今回は検討委員会ということで、まずはこの委員会を進めるための予算であり、大きな予算

が伴うとすれば、今後のことであるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第29号、令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

議案第29号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第29号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第32号 令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（富重幸博君） 日程第3、議案第32号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（平田慎一君） ただいま議題となりました議案第32号、令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る8月28日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、8月29日に委員会を開催し、水道課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ513万1,000円を追加し、総額を2億4,329万8,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について御報告いたします。

委員から、歳出の款1、項1、目2維持管理費、節10需用費の修繕料500万円について、マンホールポンプ場の修繕工事とのことだが、ポンプの故障原因は何かとの問いに対し、ポンプの故障原因については、始動時の振動や地質的に軟弱地盤であるため、ポンプの底盤を固定するアンカーに緩みが生じ、劣化が進行し、折れて吹き飛んでいたためであるとの答弁でありました。

さらに、委員から、今後のマンホールポンプ場の安定した運用及び対応・対策について、他の自治体の先進事例を研究するなどの対応策を検討されるとともに、機器の故障等の早期発見や定期的な点検体制の構築のため、水道課職員の人員の増を人事担当課へ要求されるよう、全委員の意見一致のもと要望いたしました。

その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第32号、令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長(富重幸博君) これより質疑に入ります。

議案第32号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(富重幸博君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第32号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号「令和5年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第33号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（富重幸博君） 日程第4、議案第33号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第33号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る8月29日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

まず、担当課長から補足説明がありましたが、その内容については、本会議での説明のとおり、本案は、こども家庭庁が設置されたことに伴い、関係する法令を一括して改正するために制定されたこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律に従い、本町の関係条例の整備をするものであります。

条例の各条項の内容につきましては、本会議での説明がありましたので、委員会での主な質疑について報告いたします。

委員から、新旧対照表の第14条第2項の改正案では「家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、職員に対し、予防及び蔓延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施するよう努めなければならない」とあるが、この研修等の実施状況について、本町としてはどのように把握・調査を行うのかとの問いに対し、ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響により書面による審査を行っていたが、本年度からは、現場において確認を行い、安全基準等に適合しているかなどの指導を行っていきたいとの答弁。

さらに委員から、上位法である法律等の改正に伴い、本町の関係条例の整備することはこれまで度々行われてきたが、条例を改正する際は、単に自治体名を変更するだけでなく、不要な文言を削除するなど、本町に即した条例を制定すること

を要望するとの意見がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第33号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと出席委員全員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

議案第33号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第33号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」について、委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 報告第2号 令和4年度大崎町健全化判断比率の報告について

○議長（富重幸博君） 日程第5、報告第2号「令和4年度大崎町健全化判断比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度大崎町健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、実質赤字は生じておらず、

実質赤字比率は該当ございません。

次の実質公債費比率でございますが、本町は7.3%となっております。これは、一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均でございます。

次に、将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、本町は0%となっており、該当なしという結果が出ております。

監査委員の意見書によりますと、すべての比率が早期健全化基準を下回り、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第6 報告第3号 令和4年度大崎町資金不足比率の報告について

○議長（富重幸博君） 日程第6、報告第3号「令和4年度大崎町資金不足比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

水道事業会計、公共下水道事業特別会計とも資金不足を生じておらず、資金不足比率は該当ございません。

監査委員の意見書によりますと、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（富重幸博君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第7 認定第1号 令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第2号 令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第3号 令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第4号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 1 認定第 5 号 令和 4 年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第 1 2 認定第 6 号 令和 4 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（富重幸博君） 日程第 7、認定第 1 号「令和 4 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第 8、認定第 2 号「令和 4 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 9、認定第 3 号「令和 4 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1 0、認定第 4 号「令和 4 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1 1、認定第 5 号「令和 4 年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第 1 2、認定第 6 号「令和 4 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上 6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

認定第 1 号、本案は令和 4 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 2 号、本案は令和 4 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 3 号、本案は令和 4 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 4 号、本案は令和 4 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 5 号、本案は令和 4 年度大崎町水道事業会計決算認定についてでございます。認定第 6 号、本案は令和 4 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。それぞれ 6 つの案件につきまして、法に基づき決算を行い、監査委員の審査に付しましたので、監査委員の意見書を添付して、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれの主管課長から説明申し上げますので、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の 1 ページをお願いいたします。まず、款 1 町税でございますが、収入済額 1 4 億 5, 9 2 4 万 8, 0 1 2 円は、前年度に対しまして 1. 0 % の減となっております。不納欠損額 8 4 9 万 8, 8 2 9 円は、時効完成等によるものでございます。収入未済額 5, 6 7 5 万 5, 1 6 1 円は、現年度分と滞納繰越分を含めた未済額でございます。

下から 3 つ目になります。款 1 1 地方交付税でございますが、収入済額 2 9 億 8 2 4 万 8, 0 0 0 円は、前年度に対しまして 5. 4 % の減となっております。なお、

内訳は、普通交付税が27億1,356万円、特別交付税が1億9,468万8,000円となっております。

2ページをお願いいたします。款15国庫支出金でございますが、収入済額16億9,354万2,131円は、前年度に対しまして11%の減となっております。収入未済額825万1,000円は、公共土木施設災害復旧事業に係る繰越明許費でございます。款16県支出金でございますが、収入済額8億1,099万8,613円は、前年度に対しまして2.2%の減となっております。収入済額4,345万367円は、産地パワーアップ事業、中心経営体等施設整備事業及び農林水産施設災害復旧事業に係る繰越明許費でございます。款18寄附金の収入済額42億5,868万9,200円は、主にふるさと納税寄附金でございますが、前年度に対しまして10%の減となっております。款19繰入金でございますが、収入済額8億3,897万3,107円は、基金からの繰入金で、前年度に対して91.6%の増となっております。款21諸収入でございますが、収入済額は7,948万470円でございます。収入未済額は6,492万6,104円となっておりますが、主なものは、住宅新築資金等貸付金償還金や地域経済循環創造事業交付金返還金の未済額でございます。

歳入合計でございますが、収入済額132億5,370万6,350円。不納欠損額858万5,709円。収入未済額1億8,099万6,432円となっております。

これで歳入を終わりました、次に歳出の主なものについて御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。款2総務費の支出済額15億5,837万1,825円は、前年度に対しまして7.3%の減となっておりますが、企業版ふるさと納税の実績に伴うSDGs推進協議会負担金の減が主な要因でございます。款3民生費でございますが、支出済額18億100万1,783円は、前年度に対しまして9.3%の減でございます。これは、令和3年度に実施した住民税非課税世帯や子育て世帯等に対する臨時特別給付金事業が完了したことが主な要因でございます。款4衛生費でございますが、支出済額12億8,945万1,140円は、前年度に対しまして1.3%の減となっております。款5農林水産業費の支出済額6億2,475万9,160円は、前年度に対しまして8.3%の増となっておりますが、主な要因は農地耕作条件改善事業や林地崩壊防止工事の事業実績に伴うものでございます。款6商工費でございますが、支出済額45億5,012万4,591円は、前年度に対しまして5.1%の減となっておりますが、ふるさと納税促進事業の減が主な要因でございます。款7土木費の支出済額5億4,814万346円は、前年度に対しまして19.1%の増となっておりますが、道路改良事業及びふれあいの里公園

の多目的広場内に設置いたしました公衆トイレに係る建設工事の増が主な要因でございます。

4ページをお願いいたします。款9教育費でございます。支出済額6億1,851万1,565円は、前年度に対しまして17.8%の増となっておりますが、研修センターの解体工事が増の主な要因となっております。款10災害復旧費でございますが、支出済額5億5,578万7,832円は、前年度に対しまして7.3%の減となっております。歳出合計でございます。支出済額127億5,379万3,120円、翌年度繰越額は6,952万3,000円でございますが、繰越事業の主なものは、災害復旧事業及び産地パワーアップ事業でございます。なお、不用額は1億7,837万880円となっております。

5ページをお願いいたします。一般会計の総括でございますが、歳入合計額132億5,370万6,350円。歳出合計額127億5,379万3,120円。歳入歳出差引額4億9,991万3,230円となっておりますが、このうち基金繰入額が2億5,000万円ございますので、翌年度への繰越額は2億4,991万3,230円となっております。

以上で説明を終わります。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 続きまして、令和4年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

まず、款1国民健康保険税でございますが、収入済額2億7,912万8,568円は、前年度に対しまして5.4%の減となっております。不納欠損額は1,006万8,390円、収入未済額は6,899万4,875円でございます。款4県支出金の収入済額13億1,124万8,083円は、前年度に対しまして10.7%の減となっております。款6繰入金の収入済額1億3,961万8,737円は、前年度に対しまして4.4%の減となっております。款8諸収入の収入済額は358万2,559円でございます。主に、一般被保険者の延滞金及び第三者以降に伴う納付金でございます。歳入合計でございますが、収入済額17億6,269万2,459円、不納欠損額1,014万5,590円、収入未済額6,933万3,575円となっております。

これで歳入を終わります。次に歳出の主なものを御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。款2保険給付費の支出済額12億6,164万1,807円は対前年度に対しまして11.2%の減となっております。款3国民健康保険事業費納付金の支出済額4億3,342万8,072円は、前年度に対しまして0.2%の減となっております。款5保健事業費の支出済額2,351万7,537円は、

前年度に対しまして3.4%の増となっております。款8諸支出金の支出済額は1,289万6,537円でございますが、これは主に、過年度保険給付費等の確定に伴う返還金でございます。歳出合計でございますが、支出済額は17億3,725万5,142円となっており、前年度に対しまして8.1%の減となっております。なお、不用額は6,467万6,858円となっております。

3ページは、総括でございますが、歳入合計額17億6,269万2,459円。歳出合計額17億3,725万5,142円。歳入歳出差引額2,543万7,317円となりますが、このうち基金繰入額が1,000万円ございますので、翌年度への繰越額は1,543万7,317円となっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、令和4年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料でございますが、収入済額1億2,502万8,180円は、前年度に対しまして9.1%の増となっております。不納欠損額は7,100円、収入未済額は94万8,920円でございます。款3繰入金収入の収入済額8,300万5,300円は、前年度に対しまして3.5%の増となっております。款5諸収入の収入済額は19万8,386円でございます。これは主に、県後期高齢者医療広域連合からの還付金でございます。歳入合計でございますが、収入済額2億1,290万6,908円、不納欠損額は7,400円、収入未済額95万3,420円となっております。

これで歳入を終わります。次に歳出の主なものについて御説明いたしますので2ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額2億771万7,480円は、前年度に対しまして5.9%の増となっております。款2諸支出金の支出済額は19万8,700円でございますが、これは主に後期高齢者医療保険料の還付金でございます。歳出合計でございますが、支出済額は2億791万6,180円となっており、前年度に対しまして6.0%の増となっております。なお、不用額は141万5,820円となっております。

3ページは総括でございますが、歳入合計額2億1,290万6,908円、歳出合計額2億791万6,180円。歳入歳出差引額は499万728円となっており、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、令和4年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決

算書の1ページをお願いいたします。

款1保険料でございますが、収入済額3億2,344万8,347円は、前年度に対しまして0.4%の増となっております。不納欠損額は64万4,150円、収入未済額は147万8,650円でございます。款3国庫支出金の収入済額4億8,686万7,756円は、前年度に対しまして2.8%の減となっております。款4支払基金交付金の収入済額4億7,872万6,000円は、前年度に対しまして1.8%の増となっております。款5県支出金の収入済額2億7,803万8,754円は、前年度に対しまして3.8%の増となっております。款6繰入金の収入済額2億6,565万600円は、前年度に対しまして1.1%の増となっております。款8諸収入の収入済額は44万4,767円でございますが、主に第三者行為に伴う損害賠償金でございます。歳入合計でございますが、収入済額19億4,363万5,554円、不納欠損額64万9,150円、収入未済額149万8,950円となっております。

これで歳入を終わりました、次に歳出の主なものを御説明いたしますので2ページをお願いいたします。款2保険給付費の支出済額17億4,904万3,717円は、前年度に対しまして3.0%の増となっております。款3地域支援事業費の支出済額4,443万8,300円は、前年度に対しまして8.9%の減となっております。款6諸支出金の支出済額は2,979万8,965円でございますが、これは主に過年度介護給付費等の実績に伴う返還金でございます。歳出合計でございますが、支出済額は18億2,369万1,341円となっており、前年度に対しまして1.9%の増となっております。なお、不用額は1億575万8,659円となっております。

3ページは総括でございますが、収入合計額19億4,363万5,554円。歳出合計額18億2,369万1,341円。歳入歳出差引額1億1,994万4,213円となっており、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○水道課長（本松健一郎君） それでは、認定第5号令和4年度大崎町水道事業会計の決算説明について御説明をいたします。

決算書1ページをお願いいたします。大崎町水道事業決算報告でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入でございますが、決算額と予算額との比較を申し上げていきたいと思っております。第1款水道事業収益の全体が決算額2億3,641万5,210円で、予算額と比べまして673万3,210円の増となりまして、対前年比3.17%の増でございました。この内訳は、第1項営業収益の決算額2億728万3,690円で、予算額と比べまして137万4,690円の増で、対前年比

では1.81%の減となっております。これは、水道料金と手数料金でございます。次に、第2項営業外収益が決算額2,908万50円で、予算額と比べまして531万50円の増となりました。主なものは、雑収益で、落雷被害によります損害保険金及び、預金利息と簡易水道企業債償還利息等の補助金、また、そのほかは、過去に補助事業により取得した財産で、当年度において収益化した長期前受金払戻入れがこれに当たります。次の第3項ですが、特別利益が決算額5万1,470円で、予算額と比べまして4万8,470円の増でございます。過年度損益修正益と貸倒引当金及び賞与引当金等として計上いたしました経費の残額を収益化して計上したものが、これに当たります。

2ページをお願いいたします。支出でございます。決算額と不用額を申し上げたいと思います。第1款水道事業費用は決算額1億9,962万1,779円で、不用額は2,095万4,221円となりました。対前年比8.09%の増でございます。その内訳は、第1項営業費用が決算額1億9,215万3,928円で、不用額は1,758万3,072円でありました。これは、水源地や配水施設等の維持管理に必要な修繕費、人件費等がこれに当たります。第2項でございます。営業外費用が決算額746万1,611円で、不用額97万7,389円でございます。これは、企業債の償還利息が主なものでございます。第3項です。特別損失が決算額6,240円でございます。これは、過年度水道料金の還付金が主なものでございます。第4項です。予備費は執行がございませんので、不用額はそのまま200万円でございます。

詳細につきましては、25ページ以降に水道事業収益費用明細書を添付してございます。こちらのほうは消費税抜きの金額でございますので、御留意の上、御参照願います。

続きまして、(2)資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入は、決算額289万873円で、予算額と比べまして68万8,127円の減となりました。対前年比48.85%の減でございます。この内訳としまして、第2項負担金が、決算額129万2,500円で、予算額と比べまして68万7,500円の減でございます。第3項補助金は、決算額159万8,373円で、627円の減でございます。これは、簡易水道補助事業の起債償還に当たる元金分の一般会計からの補助金でございます。

4ページをお願いいたします。支出でございます。決算額と不用額を申し上げたいと思います。第1款資本的支出、決算額8,728万1,193円で、不用額は715万9,807円でございます。対前年比54.7%の減でございます。この内訳は、第1項建設改良費が決算額8,432万4,447円で、不用額が215万9,

553円でございます。第2項企業債償還金が決算額295万6,746円で、不用額は254円でございます。第3項予備費は執行がございませんので、そのまま500万円の不用額となります。

5ページ以降には損益計算書、9ページ以降に貸借対照表、キャッシュフロー計算書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付してございますので、こちらのほうもまた御参照ください。なお、事業報告書の建設改良工事の概要以外は、いずれも消費税抜きの金額でございますので、そのへんもまた御留意をしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

引き続きまして、認定第6号令和4年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。1ページをお願いいたします。

最初に歳入でございますが、款で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。款1分担金及び負担金、収入済額150万円、不納欠損額10万5,100円、収入未済額0円でございます。これにつきましては、接続戸数について、10件分に当たる金額になります。款2使用料及び手数料の項1使用料ですが、収入済額4,378万7,500円で、対前年比7.37%の増でございます。不納欠損額24万2,480円、収入未済額197万5,810円となりました。増になった要因としましては、激変緩和措置におきまして1トン当たり10円ずつ引き上げをしているのが主な要因かと思っております。款3繰入金の項1他会計繰入金ですが、収入済額1億3,555万9,000円でございます。款4繰越金の項1繰越金ですが、収入済額660万8,586円でございます。款5諸収入の項1預金利子が主なものになりますが、収入済額372円でございます。昨年度からすると極端に落ち込んではいらんですが、昨年は消費税の還付があった関係で、昨年の金額は今年と比較した場合、差が出ているということでございます。款6町債の項1町債ですが、収入済額1,760万円となりまして、合計で収入済額2億511万9,058円。不納欠損額35万5,280円。収入未済額203万4,010円となっております。

2ページをお願いいたします。歳出のほうを説明させていただきます。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、支出済額6,882万9,994円、不用額223万5,506円でございます。款2公債費、支出済額1億2,914万7,606円、不用額18万394円でございます。款3予備費、予備費は当初100万円を計上しておりましたが、緊急修繕によります維持管理費に90万1,500円を流用したことから、残り9万8,500円が不用額となっているところでございます。歳出合計で、支出済額1億9,797万7,600円、不用額251万4,4

00円となっております、3ページをお願いしたいと思います、歳入合計額2億511万9,058円、歳出合計額1億9,797万7,600円、歳入歳出差引額714万1,458円となりまして、全額翌年度へ繰り越しているところでございます。

なお、4ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が添付してございますので御参照していただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。まず、認定第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

全般を通して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま、議題となっております認定第2号、認定第3号及び認定第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、認定第5号及び認定第6号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、認定第1号の審査方法についてお諮りします。本案は、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置して審査することに決定しました。

重ねてお諮りします。決算審査に際し書類は認定の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託することに決定いたしました。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第36号 令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について

○議長（富重幸博君） 日程第13、議案第36号「令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開いたします。

○町長（東 靖弘君） 失礼いたしました。

御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度大崎町水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。地方公営企業会計制度の新会計基準移行による未処分利益変動額8億9,985万8,735円を除く当年度未処分利益剰余金2,014万4,626円のうち、2,000万円を建設改良資金へ、14万4,626円を翌年度へ繰越しするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました議案第36号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 選任第4号 令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（富重幸博君） 日程第14、選任第4号「令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番、藤田香澄君、2番、草原正和君、3番、岡元修一君、4番、平田慎一君、5番、児玉孝徳君、6番、稲留光晴君、7番、神崎文男君、9番、吉原信雄君、10番、中山美幸君、11番、中倉広文君、以上10名の諸君を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を、令和4年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を、議員控室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に11番、中倉広文君、副委員長に7番、神崎文男君が選任されました。

-----○-----

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（富重幸博君） 日程第15、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

本案は、現在人権擁護委員であります上榎利春氏が、令和5年12月31日で任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦しようとするものでございます。

氏の住所は、大崎町永吉117番地1で、昭和26年4月29日生まれの72歳でございます。氏は、平成24年3月に大崎町役場を定年退職され、退職後は鹿児島県交通安全協会志布志地区協会に4年間勤務され、現在、人権擁護委員として地域のために積極的に貢献されておられます。人望も厚く、人格識見ともに高く、広く社会の実情に精通し、適任と思われまますのでよろしく願いいたします。

任期は3年間で、今回3期目をお願いするものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれを持って終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」については適任である旨、答申したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は適任である旨、答申することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 同意第14号 教育委員会委員の任命について

○議長（富重幸博君） 日程第16、同意第14号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 本案は、現在教育委員会委員の溝口信男氏が、令和5年9月30日を持ちまして任期満了となることに伴い、後任を任命する必要があることから、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

氏の住所は、大崎町持留220番地20下持留自治公民館で、昭和24年8月5日生まれの74歳でございます。

氏は、昭和43年3月に鹿児島県立岩川高等学校卒業後、昭和45年5月に株式

会社ジャパンファームに入社され、主に総務部教育担当として勤務しておられました。その後、平成17年12月に同社を退職され、平成18年1月から平成26年12月までは有限会社大隅環境肥料センターに入社し、取締役の要職に就かれておりました。また、氏は、平成23年10月から本町教育委員会委員に任命されて以来、3期12年、精力的に活動されており、その手腕を遺憾なく発揮されているところでございます。氏は、人格識見ともに高く、大崎町教育委員会委員として適任と思われますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。

何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第14号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第14号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（富重幸博君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、藤田香澄君、2番、草原正和君、3番、岡元修一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、非とする諸君は反対と記載願います。

[投票用紙配付]

○議長（富重幸博君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（富重幸博君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（宮本修一君） それでは、議席番号、氏名の順で読み上げます。

1 番、藤田香澄議員、2 番、草原正和議員、3 番、岡元修一議員、4 番、平田慎一議員、5 番、児玉孝徳議員、6 番、稲留光晴議員、7 番、神崎文男議員、8 番、宮本昭一議員、9 番、吉原信雄議員、10 番、中山美幸議員、11 番、中倉広文議員。

[投票]

○議長（富重幸博君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。1 番、藤田香澄君、2 番、草原正和君、3 番、岡元修一君、立会いを願います。

[開票]

○議長（富重幸博君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。無効投票 0 票。

有効投票中、賛成、11 票、反対、0 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第 14 号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

-----○-----

日程第 17 議員派遣の件

○議長（富重幸博君） 日程第 17 「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませ

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第18 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（富重幸博君） 日程第18「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申出があります。

お諮りします。

4委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和5年第3回大崎町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前11時22分